

土地利用規制の概要

令和8年7月

新潟県土木部用地・土地利用課

本書の利用にあたって

- ・ 本書は令和 8 年 4 月 1 日現在における土地利用、土地取引に係る主な許認可手続等の概要を記載しています。
- ・ 各手続ごとに県の所管課名・係名・内線番号を記載しています。
なお、直通電話番号は下記 URL を参照してください。

直通電話番号一覧

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanzai/1269471759360.html>

- ・ 巻末に参考として、土地利用に関する主な市町村条例等一覧を掲載しています。

目 次

第1章 土地に関する法規制

第1節 土地の利用に関する規制等

I 土地の利用規制

《都市地域》

1 開発行為の許可（都市計画法）	3
2 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可（都市計画法）	7
3 都市計画事業地内における建築等の制限（都市計画法）	8
4 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の制限（土地区画整理法）	9
5 地区計画の区域内における建築等の届出 （都市計画法、密集市街地における防災街区の整備に関する法律）	10
6 建築確認及び建築許可（建築基準法）	11
7 風致地区内における建築等の許可（新潟県風致地区条例）	14
8 路外駐車場設置の届出（駐車場法）	17
9 特定路外駐車場設置の届出（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	18
10 屋外広告物の表示、設置の規制（屋外広告物条例）	19
11 新潟県景観計画区域内における行為の届出（景観法、新潟県景観条例）	23
12 居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における開発・建築行為等の届出 （都市再生特別措置法）	25

《農林地域》

13 農用地区域内における開発行為の許可等（農業振興地域の整備に関する法律）	26
14 市町村農業振興地域整備計画の変更の協議に対する同意 （農業振興地域の整備に関する法律）	28
15 農地の権利移動の制限及び転用の制限に関する許可等（農地法）	29
16 農業用ため池の所有者届出（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）	31
17 特定農業用ため池における制限行為の許可（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）	32
18 特定農業用ため池における防災工事の届出（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）	33
19 森林における開発行為の許可（森林法）	34
20 「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」 （森林法）	35
21 保安林、保安施設地区における制限行為の許可等（森林法）	36
22 森林の土地の所有者届出制度（森林法）	37
23 土地所有権等の移転等の届出制度（新潟県水源地域の保全に関する条例）	38

《自然公園》

24 国立公園及び国定公園内における制限行為の許可（自然公園法）	39
25 県立公園内の制限行為の許可等（新潟県立自然公園条例）	41

《環境保全》

26 自然環境保全地域、緑地環境保全地域における制限行為の許可等 （新潟県自然環境保全条例）	42
27 大規模開発行為の届出（新潟県自然環境保全条例）	43
28 鳥獣保護区特別保護地区内における行為の制限 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	44

2 9	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、 水銀排出施設の設置等の届出（大気汚染防止法）	45
3 0	水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出（水質汚濁防止法）	47
3 1	騒音規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出 （騒音規制法）	48
3 2	振動規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出 （振動規制法）	49
3 3	地下水の揚水設備の設置許可・届出・報告 （新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則）	50
3 4	新潟県生活環境保全等に関する条例におけるばい煙及び粉じんに係る特定施設の設置等の 届出（新潟県生活環境保全等に関する条例）	51
3 5	新潟県生活環境の保全等に関する条例における水質汚濁に係る特定施設の設置の届出 （新潟県生活環境の保全等に関する条例）	52
3 6	新潟県生活環境保全等に関する条例における騒音及び振動に係る特定施設の設置等の届出 （新潟県生活環境の保全等に関する条例）	53
3 7	環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施（環境影響評価法）	54
3 8	新潟県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施（新潟県環境影響評価条例）	56
3 9	土地の形質変更時の届出・土壤汚染状況調査結果の報告・汚染の除去等の措置・汚染土壤 の搬出時の届出（土壤汚染対策法）	58
4 0	汚染土壤処理業の許可（土壤汚染対策法）	60
4 1	ダイオキシン特定施設の設置の届出及び測定結果の報告 （ダイオキシン類対策特別措置法）	61
4 2	土壤及び地下水の汚染の防止に係る規制等 （新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則）	62
《災害防止》		
4 3	砂防指定地内における制限行為の許可 （砂防法、新潟県砂防指定地等管理条例、新潟県砂防指定地等管理条例施行規則）	63
4 4	地すべり防止区域内における制限行為の許可（地すべり等防止法）	64
4 5	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	65
4 6	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	66
4 7	盛土等の許可（宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法））	67
4 8	特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可（特定都市河川浸水被害対策法）	68
《公共物保全》		
4 9	河川区域、河川保全区域、河川予定地内における制限行為の許可等（河川法）	69
5 0	海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用及び制限行為の許可（海岸法）	70
5 1	港湾区域における制限行為の許可（港湾法）	71
5 2	港湾隣接地域における制限行為の許可（港湾法）	72
5 3	臨港地区における制限行為の許可等（港湾法）	73
5 4	漁港区域内の水域及び公共空地における制限行為の許可等 （漁港及び漁場の整備等に関する法律）	74
5 5	県営漁港の漁港施設における制限行為の許可（新潟県漁港管理条例）	75
5 6	道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法）	76

57	道路占用許可（道路法）	77
58	法定外公共用財産の用途廃止・用途変更・使用許可・国有生産物採取許可 （国有財産法・施行令、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例・施行規則）	78
59	公有水面の埋立（公有水面埋立法）	80
《特定施設》		
60	一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可・届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	81
61	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に 関する事前協議（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、新潟県産業廃棄物処理施設の設 置及び維持管理に関する指導要綱）	82
62	廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	86
63	大規模小売店舗立地法届出（大規模小売店舗立地法）	87
64	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例による特定施設の新設届出 （新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例）	88
65	墓地・納骨堂及び火葬場の経営等の許可（墓地、埋葬等に関する法律）	90
66	特定工場の新設又は変更の届出（工場立地法）	91
《鉱物等探掘》		
67	砂利採取計画の認可（砂利採取法）	92
68	岩石採取計画の認可（採石法）	93
69	鉱業権設定の許可等（鉱業法）	94
70	土採取計画の届出（土採取の適正化に関する条例）	95
《文化財》		
71	史跡名勝天然記念物、県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 （文化財保護法（国）、新潟県文化財保護条例（県））	96
72	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についての届出（通知）（文化財保護法）	97
II 土地の利用調整		
《大規模開発》		
73	大規模開発行為の事前協議（新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱）	98
第2節 土地の取引に対する規制		
《総合的な土地取引規制》		
74	土地に関する権利の移転等の届出（国土利用計画法）	101
《その他の土地取引規制》		
75	土地の有償譲渡の届出（公有地の拡大の推進に関する法律）	102
76	土地の買取り希望の申出（公有地の拡大の推進に関する法律）	103
第2章 土地の有効利用		
《総合的な利用》		
77	遊休土地の認定（国土利用計画法）	105
78	土地収用事業の認定（土地収用法）	106
（巻末参考）		
	・ 土地利用規制等に関する市町村条例等一覧	108

第 1 章 土地に関する法規制

第 1 節 土地の利用に関する規制等

許認可等名称	開発行為の許可		
法令等名称	都市計画法		
目的等	開発許可制度は、都市の良好な形成を図る目的で、下記の区域ごとに一定規模以上の開発行為を対象としている。 ただし、市街化調整区域に指定されている区域については、一定の例外的なものを除き開発行為を行なうことが出来ないこととなっている。		
対象地域	県内全域		
規 制 行 為 及 び 基 準	【開発許可の規制】 1 区域内において主に建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をしようとする者は、あらかじめ許可権者から許可を受けなければならない。(法29条) (1) 開発行為対象規模 ▪ 市街化区域（開発面積1,000㎡以上の開発行為） ▪ 非線引き都市計画区域・準都市計画区域（開発面積3,000㎡以上の開発行為） ▪ 都市計画区域外（開発面積10,000㎡以上の開発行為） ▪ 市街化調整区域（面積に関係なく全ての開発行為） (2) 市街化調整区域で許可を受けることの出来る開発・建築行為(法34条) ※平成18年5月 法改正		
	該当条文	開発行為の内容	事例
	法第34条本文 (政令第1条第2項)	第2種特定工作物で1ha以上のもの	ゴルフコース、運動・レジャー施設(野球場、陸上競技場、遊園地、動物園、庭球場)、墓園
	法第34条第1号	主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等	診療所、保育所、食料品店、理髪店等
	法第34条第2号	当該区域内の鉱物資源、観光資源等の有効利用のための施設・工作物	生コン・セメント製造業(鉱物資源の有効な利用上必要なものに限る)、観光資源の鑑賞・管理用施設等(観光資源の鑑賞等のために必要なものに限る)
	法第34条第3号	なし(本号に基づく政令が未制定であるため)	
	法第34条第4号	農林漁業用で許可不要とされているもの以外の施設又は市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵もしくは加工のための建築物	周辺区域を対象とする食料品製造業、倉庫等
	法第34条第5号	農林業等活性化基盤施設	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の所有権移転等促進計画に定めるもの
	法第34条第6号	県が国又は中小企業総合事業団と一体となって行う中小企業関連事業等	中小企業総合事業団法に基づく融資対象の建築物等
	法第34条第7号	現に調整区域内で工業用に供されている工場等と密接な関連を有する施設等	現に立地されている工場の過半以上の部品・原料に関わるもの
	法第34条第8号	危険物の貯蔵・処理に供する建築物、工作物	火薬類取締法第12条に基づく火薬庫等を取り扱う建築物
	法第34条第8号の2 (R3.11.1施行)	市街化調整区域内の災害レッドゾーン内にある住宅や施設を同一の市街化調整区域内の災害レッドゾーン外に移転する場合	災害レッドゾーン:災害危険区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域
	法第34条第9号	道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物、工作物	沿道サービス施設(道路管理施設、ドライブイン、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、自動車用天然ガス燃料供給施設、自動車用水素スタンド、自動車用充電設備施設)
	法第34条第10号	地区計画又は集落地区計画内において地区計画内容に適合した建築物	都市計画法又は集落地域整備法により定められた地区整備計画又は集落地区整備計画に適合するもの
	法第34条第11号	市街化区域に近隣接する既存宅地が認められる区域で、許可権者が条例でその区域で建設できない用途に該当しない建築物等	条例で定められた区域において行う開発行為のうち、条例で指定する支障のある用途以外の建築物等
	法第34条第12号	市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難であるもので許可権者が条例で区域、目的又は用途を限定したもの	条例で定められた区域、目的又は予定建築物等の用途に適合するもの
	法第34条第13号	市街化調整区域に決定又は変更された際、既に土地に関する権利を有していたものが、6ヶ月以内に届出を行ったもの	自己の居住用又は自己の業務用で、線引の後5年以内に建築されるもの
	法第34条第14号	その他開発審査会にかけて個別に審査するものの開発区域周辺の市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は不適当であるもの	農家分家住宅、収用対象移転、社寺仏閣・納骨堂、研究施設、既存の建替、大規模指定集落内の建築物、社会福祉施設、医療施設関係、学校関係等

規 制 行 為
(続 き)

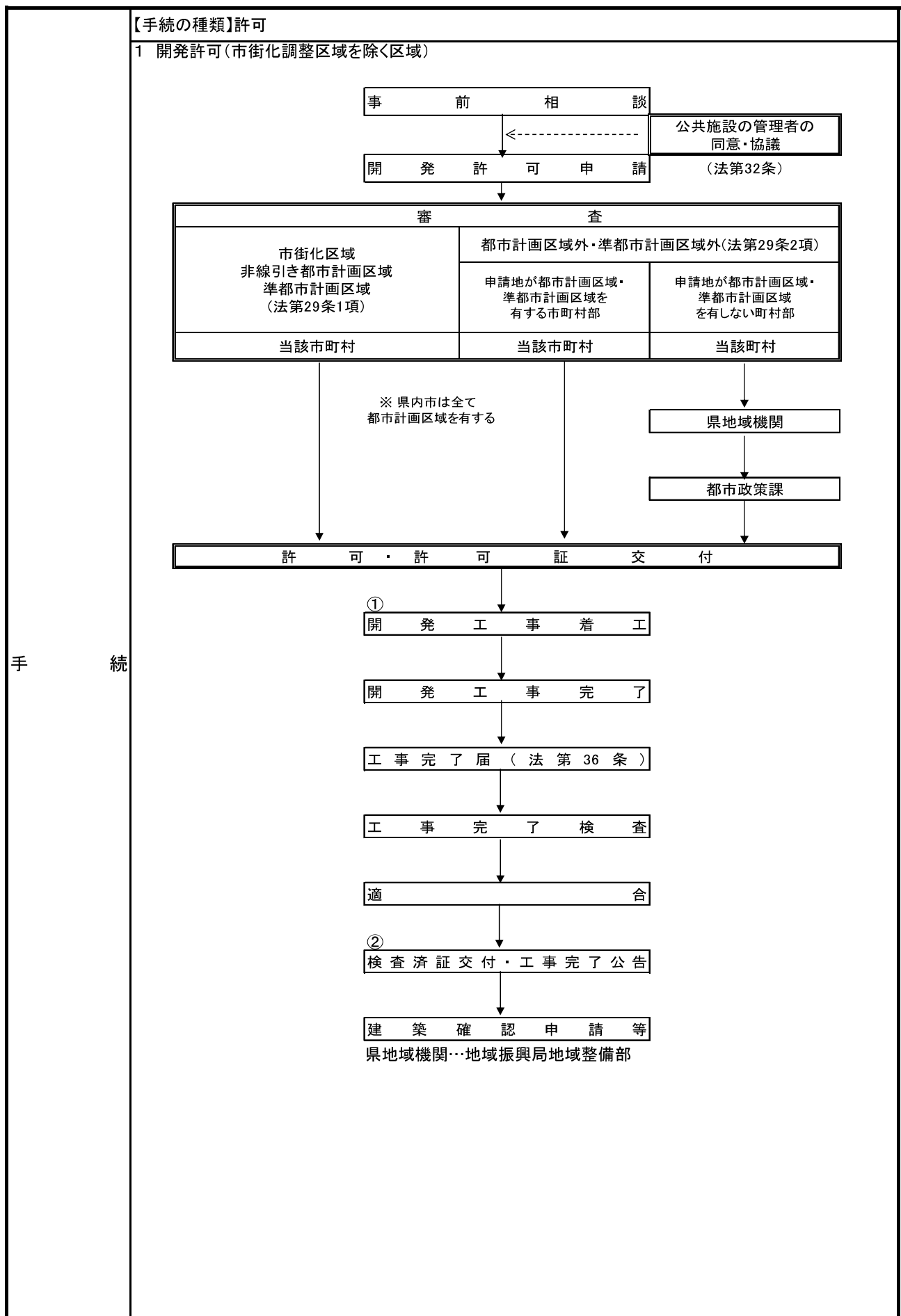
【許可基準】(法33条) ※平成18年5月 法改正

技術基準内容	関係法令	細目
(1号) 用途地域への適合	—	用途地域(建築基準法)、流通業務地区(流通業務法)、港湾区域(港湾法)に基づく用途に適合又は都市計画区域内で用途地域等が定められていない区域における建築基準法により制限される用途に該当しないこと。
(2号) 道路・公園等の公共空地の確保等	政令第25条1～8号 省令第20・21・24・25条	公共空地、道路、消防水利が適切に配置されていること
(3号) 排水施設の設置	政令第26条 省令第22条・26条	排水施設が適切に配置されていること
(4号) 給水施設	—	給水施設が適切に配置されていること
(5号) 地区計画の適合	—	地区計画が定められている場合、その内容と適合していること
(6号) 公共施設、公益施設及び建築物の用途配分の適正	政令第27条	住宅用で20ha以上の開発行為において、規模に応じた公益的施設の配置(教育、医療、交通施設等)
(7号) 防災・安全措置 (盛土・切土・擁壁)	政令第28条 省令第23条・27条	地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地について安全上の措置が講じられていること 開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、津波災害特別警戒区域の区域内の場合は各々の基準に適合すること。
(8号) 災害危険区域等の除外 (災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止)	政令第23条の2	事故の居住する住宅の建築のため以外の開発は開発区域に災害レッドゾーン(災害危険区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域)を原則含まない。
(9号) 樹木の保存、表土の保全	政令第23条の3 政令第28条の2 省令第23条の2	政令で定める規模以上の開発行為にあつては、環境を保全するため樹木の保存、表土の保全の措置が講じられていること
(10号) 緩衝帯の設置	政令第23条の4 政令第28条の3 省令第23条の3	政令で定める規模以上の開発行為にあつては騒音・振動等による環境悪化の防止上必要な緩衝帯等が講じられていること
(11号) 輸送施設	政令第24条	政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が輸送の便からみて支障がないこと
(12号) 申請者の資力信用	政令第24条の2	政令で定める開発行為については、申請者に開発行為を行うための資力信用があること
(13号) 工事施工者の能力	政令第24条の3	政令で定める開発行為については、工事施工者に工事完成能力があること
(14号) 関係権利者の同意	—	工事の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること

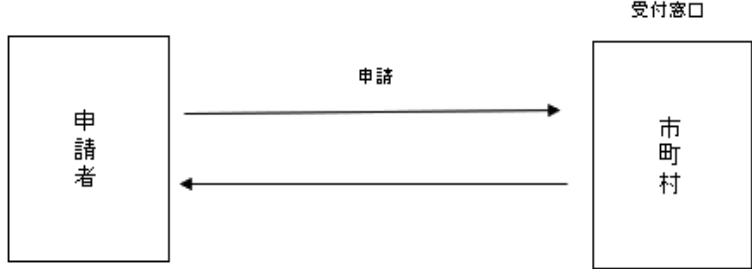
【公共施設の管理者の同意等】(法32条)
※ 次ページ手続きフロー参照
1 法第29条に基づく許可の必要な開発行為の開発区域内に所在する国又は地方公共団体の公共施設(道路・水路等)の乗入れ、放流、付替え等を行なう場合は管理者の同意を得なければならない。
2 従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置される場合には、従前の公共施設の用に供していた土地で、国又は地方公共団体が所有するものは開発許可を受けた者に、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は国又は地方公共団体にそれぞれ帰属する。(法40条)

権 限

・知事(都市計画区域及び準都市計画区域を持たない町村)
・新潟市長(指定都市事務)長岡市長・上越市長(特例市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
※ 都市計画区域及び準都市計画区域を有する市町村における開発行為は、それぞれの市町村長が許可権者となる。
※ 県内の全ての市は、都市計画区域を有する。



手 (続 き)	2 開発許可・建築許可(市街化調整区域) 【標準処理日数】法第29条の開発許可…70日(県許可)、およそ30日(市町村許可) 法第43条の建築許可…およそ30日(市町村許可のみ)
留 意 事 項	開発行為に関しては、都市計画法で定めるものの他に市町村の条例で定められる項目があるので、開発行為の申請に際しては各市町村と協議を行なうこと。
備 考	都市計画区域を有する市町村については開発許可権限が移譲されているため、新潟県知事許可は都市計画区域及び準都市計画区域のない町村における開発許可申請のみとなる。

許認可等名称	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可
法令等名称	都市計画法
目的等	都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するため、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築を制限する。
対象地域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法53条1項) 都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、県知事の許可を受けなければならない。 【適用除外】(法53条1項) 政令で定める軽易な行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為等 ※ 政令で定める軽易な行為…階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転(令37条) 【許可基準】(法54条) 当該建築が都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合していることや、当該建築が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること等 1 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと 2 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
権限	新潟市長(指定都市事務)、長岡市長、上越市長(特例市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】許可  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B --> A </pre> 【標準処理日数】県処理分(8日)
留意事項	【罰則等】 違反者に対しては是正措置が命ぜられ(法81条1項)、その命令違反者に対しては懲役又は罰金が処せられる。(法91条)
備考	事務処理については、新潟市(指定都市)、長岡市・上越市(特例市)へは法律により、その他の市町村へは条例により権限移譲されている。

許認可等名称	都市計画事業地内における建築等の制限
法令等名称	都市計画法
目的等	都市計画事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある建築物の建築等を制限する。
対象地域	都市計画事業地内
規制行為及び基準	【規制行為】(法65条1項) 都市計画事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、県知事の許可を受けなければならない。 ※ 政令で定める移動の容易でない物件…重量が5トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるもの除く。)(令40条) 【意見聴取】(法65条2項) 県知事は、許可の申請があった場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ施行者の意見をきかなければならない。
権限	新潟市長(指定都市事務)、長岡市長、上越市長(特例市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 許可 --> A B -- 意見聴取 --> C[事業施行者] C -- 意見 --> B </pre> 【標準処理日数】県処理分(8日)
留意事項	【罰則等】 違反者に対しては是正措置が命ぜられ(法81条1項)、その命令違反者に対しては懲役又は罰金が処せられる。(法91条)
備考	事務処理については、新潟市(指定都市)、長岡市・上越市(特例市)へは法律により、その他の市町村へは条例により権限移譲されている。

許認可等名称	土地地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の制限
法令等名称	土地地区画整理法
目的等	土地地区画整理事業の施行地区内において、事業の施行の障害となるおそれがある建築物の建築等を制限する。
対象地域	土地地区画整理事業の施行地区内
規制行為及び基準	【規制行為】(法76条1項) 施行地区内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、県知事の許可を受けなければならない。 ※ 政令で定める移動の容易でない物件…重量が5トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるもの除く。)(令第70条) 【意見の聴取】(法76条2項) 県知事は許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。 【条件の付与】(法76条3項) 県知事は許可をする場合において、事業の施行のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕、新潟市長(指定都市事務)、長岡市長、上越市長(特例市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】許可 ・新潟市、長岡市、上越市 ・その他の市町村(会社施行及び市町村施行事業を除く) ・県(2以上の市町村の区域に係る場合他) 県地域機関…地域振興局地域整備部 津川地区振興事務所
	【標準処理日数】県処理分(8日)
留意事項	【是正命令】(法76条4項及び5項) 県知事は、法76条1項の許可を受けず、又は許可に付された条件に違反して建築行為等をした者があるときは、事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、建築物の除却等を命ずることができ、命ずべき者を確知できない場合は、その措置を自ら行うことができる。また、是正命令に違反する者に対しては懲役又は罰金が処せられる。(法140条)
備考	1 市内の事業に係る事務処理は、法律により権限移譲されている(会社及び市が施行する事業に係る事務を含む)。 2 その他の町村については、個人、組合施行に係るものが条例により権限移譲されている。

許認可等名称	地区計画の区域内における建築等の届出
法令等名称	都市計画法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
目的等	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの地区にふさわしい良好な環境、施設の整備及び保全を行うため
対象地域	地区計画 199地区、(12市1町、R7.3.31現在)
規制行為及び基準	【制限内容、基準は地区によって異なる。】 主なもの (地区計画) 用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、高さ(最高、最低)、建築意匠、垣柵など (建築条例による規制を行っている地区もある。) (防災街区整備地区計画) 一般的な地区計画の制限のほか、建築物の構造に関する防火上必要な制限など 地区計画 【届出】(都市計画法58条の2) 1 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに市町村長に届け出なければならない。 2 適用除外 (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 国又は地方公共団体が行う行為 (4) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 (5) 第29条第1項の許可を要する行為その他政令で定める行為 【勧告】(都市計画法58条の2) 市町村長は、届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。 防災街区整備地区計画 【届出】(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条) 1 防災街区整備地区計画の区域(防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 2 適用除外 (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 国又は地方公共団体が行う行為 (4) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 (5) 都市計画法第29条第1項の許可を要する行為 (6) 第36条の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第1項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他同条第2項第6号に規定する国土交通省令で定める行為に関する事項に従って行う行為 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為 【勧告】(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条) 市長村長は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。この場合において、火災又は地震が発生した場合の当該防災街区整備地区計画の区域における延焼により生ずる被害の軽減又は避難上必要な機能の確保に資するため必要があると認められるときは、防災街区整備地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。
権限	市町村長
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[申請者] -- "届出 (着手する日の30日前まで)" --> B[市町村] B -- "勧告 (適合しない場合)" --> A </pre> 受付窓口：市町村地区計画担当 (都市計画担当)課 【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	

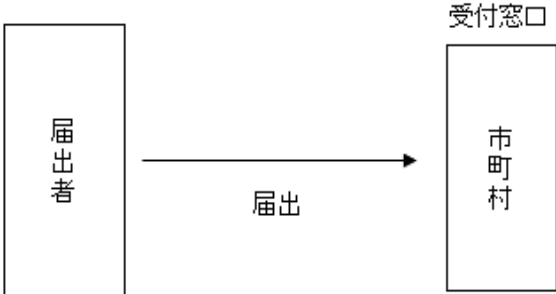
許認可等名称	建築確認及び建築許可																																							
法令等名称	建築基準法																																							
目的等	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する。																																							
対象地域	県内全域																																							
規制行為及び基準	【建築確認】（法6①）																																							
	1 建築確認申請を要する建築物・建築設備・工作物																																							
	工事に着手する前に建築主事等の確認を要する建築行為等は、表-1のとおり。																																							
	(表-1)																																							
	<table><tr><td colspan="2">適用区域</td><td>用 途</td><td>規 模</td><td>条 文</td><td>工 事 種 別</td></tr><tr><td rowspan="2">全 域</td><td>(一)</td><td>特殊建築物*1</td><td>その用途 >200㎡ の床面積</td><td>法6① [1]</td><td>建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕・模様替（増築してこれらの規模になる場合も含む。）用途変更*2</td></tr><tr><td>(二)</td><td>(一) 以外</td><td>階数≥2、又は 延べ面積>200㎡</td><td>法6① [2]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">都市計画区域内、準都市計画区域内、準景観地区内又は知事指定区域内</td><td colspan="2">(一)～(二) 以外のすべての建築物</td><td>法6① [3]</td><td>建 築</td></tr><tr><td rowspan="2">全 域</td><td>建築設備</td><td colspan="2">エレベーター*3 エスカレーター 小荷物専用昇降機*3 特定行政庁が定期報告を必要として指定する建築設備*4</td><td>法87の4 令146</td><td>設 置</td></tr><tr><td>工作物</td><td colspan="2">(イ) 煙突、高さ>6m (ロ) 柱、高さ>15m (ハ) 広告塔など、高さ>4m (ニ) 高架水槽、サイロなど、高さ>8m (ホ) 擁壁、高さ>2m (ヘ) 観光用エレベーター、エスカレーター (ト) 高架の遊戯施設 (チ) 回転運動する遊戯施設 (リ) 製造、貯蔵施設など</td><td>法88 令138</td><td>築 造</td></tr></table>						適用区域		用 途	規 模	条 文	工 事 種 別	全 域	(一)	特殊建築物*1	その用途 >200㎡ の床面積	法6① [1]	建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕・模様替（増築してこれらの規模になる場合も含む。）用途変更*2	(二)	(一) 以外	階数≥2、又は 延べ面積>200㎡	法6① [2]		都市計画区域内、準都市計画区域内、準景観地区内又は知事指定区域内		(一)～(二) 以外のすべての建築物		法6① [3]	建 築	全 域	建築設備	エレベーター*3 エスカレーター 小荷物専用昇降機*3 特定行政庁が定期報告を必要として指定する建築設備*4		法87の4 令146	設 置	工作物	(イ) 煙突、高さ>6m (ロ) 柱、高さ>15m (ハ) 広告塔など、高さ>4m (ニ) 高架水槽、サイロなど、高さ>8m (ホ) 擁壁、高さ>2m (ヘ) 観光用エレベーター、エスカレーター (ト) 高架の遊戯施設 (チ) 回転運動する遊戯施設 (リ) 製造、貯蔵施設など		法88 令138	築 造
	適用区域		用 途	規 模	条 文	工 事 種 別																																		
	全 域	(一)	特殊建築物*1	その用途 >200㎡ の床面積	法6① [1]	建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕・模様替（増築してこれらの規模になる場合も含む。）用途変更*2																																		
		(二)	(一) 以外	階数≥2、又は 延べ面積>200㎡	法6① [2]																																			
	都市計画区域内、準都市計画区域内、準景観地区内又は知事指定区域内		(一)～(二) 以外のすべての建築物		法6① [3]	建 築																																		
	全 域	建築設備	エレベーター*3 エスカレーター 小荷物専用昇降機*3 特定行政庁が定期報告を必要として指定する建築設備*4		法87の4 令146	設 置																																		
工作物		(イ) 煙突、高さ>6m (ロ) 柱、高さ>15m (ハ) 広告塔など、高さ>4m (ニ) 高架水槽、サイロなど、高さ>8m (ホ) 擁壁、高さ>2m (ヘ) 観光用エレベーター、エスカレーター (ト) 高架の遊戯施設 (チ) 回転運動する遊戯施設 (リ) 製造、貯蔵施設など		法88 令138	築 造																																			
(注)*1 法別表第1 (い) 欄 (1) 項～(6) 項の用途に供する特殊建築物で、次に掲げるもの (令115の3で定める類似用途を含む。)																																								
(1) 項 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場																																								
(2) 項 病院、診療所（病室のあるもの）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等																																								
(3) 項 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場																																								
(4) 項 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗																																								
(5) 項 倉庫																																								
(6) 項 自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ																																								
*2 用途を変更して*1の用途で200㎡を超えるものの場合に限る。（法87①） 変更後の用途が特殊建築物の場合であって、変更前の用途ではない。 類似用途相互間の用途変更で確認不要の場合がある。（令137の18）																																								
*3 国土交通大臣が定めるものを除く。（令146① [1] [2]）																																								
*4 屎尿浄化槽、合併処理浄化槽は除く。（令146① [3]）																																								
2 建築確認申請を要しない場合																																								
確認を要しない建築行為等は、以下のとおり。																																								
(1) 表-1に該当しない場合																																								
(2) 防火地域及び準防火地域外における増築、改築、移転で、その部分の床面積が10㎡以内の場合（法6②）																																								
(3) 災害があった場合の応急仮設建築物、工事現場に設ける仮設事務所等（法85②）																																								
(4) 国、都道府県、建築主事等を置く市などが建築する場合（法18②の計画通知が必要）																																								
(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法又は津波防災地域づくりに関する法律による許可を要する擁壁（法88④）																																								
(6) 類似用途相互間の用途変更（令137の18）																																								

規 制 行 為 及 び 基 準	【許 可】 建築基準法で原則禁止されている事項を法の趣旨を害さないものとして例外的に認める許可は、特定行政庁が行う。なお、許可の種類は、表-2に示すとおり。		
	(表-2)		
	条 項	内 容	建築審査会同意
	法43② [2]	敷地の接道義務の特例	要
	法44①ただし書 [2]	道路内における公衆便所等の建築	要
	法44①ただし書 [4]	道路内におけるアーケード等の建築	要
	法47ただし書	壁面線の指定を越える建築物の建築	要
	法48①～⑭ただし書	用途地域内の用途外建築物の建築	要 * 1
	法51ただし書	卸売市場等の特殊建築物の敷地の位置	不要 * 2
	法52⑩、⑪	計画道路又は壁面線がある場合の容積率制限の特例	要
	法52⑭	容積率制限の超過	要
	法53④、⑤	壁面線指定等に係る建蔽率の緩和	要
	法53⑥ [3]	建蔽率制限の特例	要
	法53の2①ただし書 [3、4]	最低敷地面積制限の緩和	要
	法55③	一種低層住専・二種低層住専・田園住居内の高さの制限の緩和	要
	法55④	再生可能エネルギー源の利用設備設置に係る高さの制限の緩和	要
	法56の2①ただし書	日影による中高層建築物の高さ制限の緩和	要
	法57の4①ただし書	特例容積率適用地区内における建築物の高さの制限の緩和	要
	法57の5③	高層住居誘導地区内の最低敷地面積制限の緩和	要
	法58②	高度地区内の高さの制限の緩和	要
	法59①ただし書 [3]	高度利用地区内の公益上必要な建築物の容積率等の緩和	要
	法59④	高度利用地区内の道路斜線制限の緩和	要
	法59の2①	総合設計制度による制限の緩和	要
	法60の2①ただし書 [3]	都市再生特別地区内の容積率等制限の緩和	要
	法60の2の2①[2]	居住環境向上用途誘導地区内の建蔽率若しくは壁面の位置制限の緩和	要
	法60の2の2③ただし書	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の高さ制限の緩和	要
	法60の3①ただし書 [3]	特定用途誘導地区内の容積率等制限の緩和	要
	法60の3②ただし書	特定用途誘導地区内の高さ制限の緩和	要
	法67③ただし書 [2]	特定防災街区整備地区内の最低敷地面積制限の緩和	要
	法67⑤ただし書 [2]	特定防災街区整備地区内の壁面線による制限の緩和	要
	法67⑨ [2]	特定防災街区整備地区内の建築物の高さ・間口率の緩和	要
	法68①ただし書 [2]	景観地区内の建築物の高さの緩和	要
	法68②ただし書 [2]	景観地区内の壁面線による制限の緩和	要
	法68③ただし書 [2]	景観地区内の最低敷地面積制限の緩和	要
	法68の3④	再開発等促進区等内の高さ制限の緩和	要
	法68の5の3②	沿道地区計画区域内などの高さ制限の緩和	要
	法68の7⑤	予定道路を前面道路とみなして容積率の緩和	要
	法85③、⑥	応急仮設建築物の存続、仮設興行場等の建築	不要
	法85⑤	応急仮設建築物の存続の期間の延長	要 * 3
	法85⑦	1年を超える仮設興行場等の建築	要
	法86③、④	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	要
	法86の2②	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築等における高さ制限、容積率の緩和	要
	法86の2③	一敷地内許可建築物以外の建築物の新築等の許可	要
	法87の3③、⑥	既存建築物の用途変更による一時使用	不要
	法87の3⑤	既存建築物の用途変更による一時使用の期間の延長	要 * 3
	法87の3⑦	1年を超える既存建築物の用途変更による一時使用	要
	(注) * 1 利害関係者の出頭を求めて公開による意見の聴取も行う。なお、許可済建築物の増築等の場合で建築審査会同意と公開による意見の聴取を要しない場合や、日常生活に必要な建築物で住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられることで建築審査会同意を要しない場合もある。 * 2 都市計画審議会の議を経る。 * 3 官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものについては、建築審査会同意を要しない。		
権 限	建築確認…建築主事等、指定確認検査機関 許可案件…特定行政庁		

許認可等名称	風致地区内における建築等の許可			
法令等名称	新潟県風致地区条例			
目的等	風致地区とは、都市計画法に基づく地域地区のひとつであり、都市環境を維持し、都市内の自然環境を保護するために定められるものである。 風致地区内における建築等の行為については、10ha以上かつ、2以上の市町村の区域にわたる風致地区は都道府県の条例で、それ以外の風致地区は市町村の条例で、それぞれ都市の風致を維持するために必要な規制をすることができる。（都市計画法第58条第1項、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令）			
対象地域	新潟県風致地区一覧表			
	都市名	名称	面積	種別
	新潟市	新潟海浜風致地区	172.5 ha	第1種
				第2種
		白山風致地区	25.4 ha	第1種
				第3種
		第1秋葉風致地区	70.57 ha	第1種
		第2秋葉風致地区	1.92 ha	第1種
	長岡市	悠久山風致地区	154.0 ha	第1種
				第2種
				第3種
		蔵王風致地区	8.0 ha	第1種
				第3種
	妙高市	名香山風致地区	1,473.0 ha	第2種
				第3種
	合 計	7か所	1,905.39 ha	(第1種 367.39ha、第2種 1,006.20ha、第3種 531.8ha)

規 制 行 為 及 び 基 準	【規制行為】(条例2条) 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立て又は干拓 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 【許可基準】(条例5条) 別表1のとおり
権 限	新潟市長(指定都市事務)、市長(県条例に基づく事務)、町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手 続	【手続の種類】許可  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 許可 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	県内の風致地区については、それぞれの市の条例(新潟市、長岡市、妙高市)により規制されている。 【罰則等】 違反した場合には、是正命令を命ぜられたり、罰金に処せられることがある。
備 考	

許可の基準																
対象行為	第1種風致地区			第2種風致地区			第3種風致地区			位置	規模	構造	形態	意匠	周辺の土地の区域	その他
	建ぺい率	壁面線の後退距離		建ぺい率	壁面線の後退距離		建ぺい率	壁面線の後退距離								
		道路界から	隣地界から		道路界から	隣地界から		道路界から	隣地界から							
建築物等の新築又は増築	2/10以下	3m以上	1.5m以上	8m以下	3/10以下	3m以上	1.5m以上	12m以下	4/10以下	2m以上	1m以上	15m以下	著しく不調和でない	著しく不調和でない	著しく不調和でない	敷地が造成された場合には植栽等の措置が必要。ただし当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が風致と著しく不調和でなく、かつ敷地について風致の維持に有効な措置が行われる場合においてはこの限りでない。
建築物の移転	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	
建築物の改築													著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	改築前の高さをこえないこと
仮設の建築物等及び地下に設ける建築物等													著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	
宅地の造成、土地の開墾及びその他の土地の形質の変更													著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	①緑地率が30%以上であること ②木林の生育に支障を及ぼすおそれがないこと 上記①、②の基準のほか面積が1ha以上のものは、 ③5m以上ののりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと ④板敷な森林の伐採を伴わないこと ⑤切土又は盛土により生ずるのりが風致と著しく不調和とならないこと
木竹の伐採	保育のため以外のもの、仮植した以外のもの、測量・調査以外のもの、その他												そこなうおそれが少ない	そこなうおそれが少ない	〃	①森林の択伐 ②風致維持上特に必要でないこと知事の認める森林の皆伐で1ha以下のもの ③森林である土地の区域外における木竹の伐採 ④建築物等の新築等に必要な最小限の伐採
土石類の採取	面積が10㎡をこえるもの、高さが1.5m以上ののりを生ずる切土又は盛土												支障を及ぼすおそれが少ない	支障を及ぼすおそれが少ない	〃	採取の方法が土を掘りでないもの。ただし、必要な埋め戻し、もしくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合はこの限りでない。
建築物等の色彩の変更	屋根、壁面、へい、門等の変更												著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	
水面の埋立て又は干拓	面積が10㎡をこえるもの												著しく不調和でない	著しく不調和でない	〃	木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	面積が10㎡をこえるもの、又は高さが1.5mをこえるもの												支障を及ぼすおそれがない	支障を及ぼすおそれがない	〃	

許認可等名称	路外駐車場設置の届出
法令等名称	駐車場法
目的等	都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与する。
対象地域	都市計画区域(25市町村)
規制行為及び基準	【規制行為】 都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(路外駐車場管理者)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出なければならない。また、届出事項を変更しようとするときも同様とする。(法12) ※ 路外駐車場…道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの(法2) 【基準】 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備の基準は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準による。(法11)
権限	市長、都市計画区域である地域を管轄する町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】届出  【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則等】 路外駐車場の施設又はその業務に関わる規定に反した場合は、罰則の適用がある。
備考	「駐車場整備地区」…商業地域内、近隣商業地域内、第一種住居地域内、第二種住居地域内、準住居地域内若しくは準工業地域内又はその周辺地域内において、自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域においては、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。(法3条) 「附置義務駐車施設」…地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上の建築物を新増築するものに対して、条例でその建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。(法20条) (特定用途については、2,000㎡未満でも条例で定めることができる)

許認可等名称	特定路外駐車場設置の届出
法令等名称	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
目的等	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、車両等、道路、路外駐車場、公園施設その他施設の一体的な措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】(法第12条) 特定路外駐車場(駐車場法第2条第2号に規定する駐車場であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつその利用について駐車料金を徴収するもの)を設置する者(路外駐車場管理者)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、特定路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届け出なければならない。 ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に国土交通省令で定める書面を添付して届け出たときは特定路外駐車場の届け出は省略できる。 【基準】(法第11条) 「特定路外駐車場」の設置基準は以下のとおり ・駐車場法、同法施行令及び同法施行規則に定めるもののほか、主な基準は以下のとおりである。 ① 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を一以上設けること ② 上記駐車施設の幅は350cm以上とすること ③ 駐車施設から道又は公園、広場その他空き地までの経路のうち一以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にすることなど
権限	市長、町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[市町村] B --- C[受付窓口] </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則等】 特定路外駐車場の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、罰則の適用がある。
備考	

課名・係名：都市政策課 都市行政係
内 線：3323

許可等名称	屋外広告物の表示、設置の規制																																																																																		
法令等名称	屋外広告物条例																																																																																		
目的等	屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図る。																																																																																		
対象地域	新潟市・新発田市及び佐渡市を除く県内全域（新潟市・新発田市及び佐渡市の区域は、それぞれ、新潟市屋外広告物条例・新発田市屋外広告物条例及び佐渡市屋外広告物条例に基づき規制）																																																																																		
規制行為基準	【規制行為】 「屋外広告物」…常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に対して、立看板等又は広告塔、広告板その他の工作物等に表示されているもの。 1 禁止広告物(条例5条) いかなる場所でも表示又は設置してはならない広告物 ・著しく汚れ、たい色し、又は塗料等のはく離したもの ・著しく破損し、又は老朽化したもの ・倒壊又は落下のおそれがあるもの ・信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの ・道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの 2 禁止物件(条例6条) 広告物を表示又は設置してはならない物件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区分</th><th>指定物件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td><td>橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2号</td><td>街路樹、路傍樹、保存樹</td><td>保存樹：指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>3号</td><td>信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、道路元標、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、路上信号制御機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及びこれらに類するもの</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4号</td><td>電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの</td><td>指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>5号</td><td>電柱、街灯柱その他電柱の類</td><td></td><td>はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等に限る。</td></tr> <tr> <td>6号</td><td>消火栓、火災報知機、火の見やぐら</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7号</td><td>郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>8号</td><td>送電塔、送受信塔、照明塔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9号</td><td>煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10号</td><td>銅像、神仏像及び記念碑の類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>11号</td><td>景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木</td><td>指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>12号</td><td>前各号に掲げるもののほか、知事が指定する物件</td><td>指定なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 禁止地域(条例7条) 原則として広告物の表示又は設置ができない地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区分</th><th>指定地域</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td><td>都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区又は風致地区（知事が指定する区域を除く。）</td><td>指定区域なし</td><td></td></tr> <tr> <td>2号</td><td>保存樹林に指定された地域</td><td>指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>3号</td><td>道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域で知事が指定する区域</td><td>次の道路等の敷地及びその敷地 境界線から両側300m以内の区域 1 高速自動車国道（本線に限る。） 2 上越新幹線及び北陸新幹線 次の道路の敷地及びその敷地境界線から両側100m以内の区域（市街地を除く。） 1 旧弥彦山有料道路 2 旧奥只見有料道路 3 旧越後七浦有料道路</td><td>平成19年3月27日 新潟県告示第701号</td></tr> <tr> <td>4号</td><td>駅前広場及び付近の地域で、知事が指定する区域</td><td>指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>5号</td><td>古墳、墓地及び周囲の地域で、知事が指定する区域</td><td>指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>6号</td><td>社寺、教会、仏堂の建造物及びその境域で知事が指定する区域</td><td>指定なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>			号	区分	指定物件	備考	1号	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯			2号	街路樹、路傍樹、保存樹	保存樹：指定なし		3号	信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、道路元標、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、路上信号制御機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及びこれらに類するもの			4号	電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの	指定なし		5号	電柱、街灯柱その他電柱の類		はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等に限る。	6号	消火栓、火災報知機、火の見やぐら			7号	郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器			8号	送電塔、送受信塔、照明塔			9号	煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類			10号	銅像、神仏像及び記念碑の類			11号	景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木	指定なし		12号	前各号に掲げるもののほか、知事が指定する物件	指定なし		号	区分	指定地域	備考	1号	都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区又は風致地区（知事が指定する区域を除く。）	指定区域なし		2号	保存樹林に指定された地域	指定なし		3号	道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域で知事が指定する区域	次の道路等の敷地及びその敷地 境界線から両側300m以内の区域 1 高速自動車国道（本線に限る。） 2 上越新幹線及び北陸新幹線 次の道路の敷地及びその敷地境界線から両側100m以内の区域（市街地を除く。） 1 旧弥彦山有料道路 2 旧奥只見有料道路 3 旧越後七浦有料道路	平成19年3月27日 新潟県告示第701号	4号	駅前広場及び付近の地域で、知事が指定する区域	指定なし		5号	古墳、墓地及び周囲の地域で、知事が指定する区域	指定なし		6号	社寺、教会、仏堂の建造物及びその境域で知事が指定する区域	指定なし	
号	区分	指定物件	備考																																																																																
1号	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯																																																																																		
2号	街路樹、路傍樹、保存樹	保存樹：指定なし																																																																																	
3号	信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、道路元標、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、路上信号制御機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及びこれらに類するもの																																																																																		
4号	電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの	指定なし																																																																																	
5号	電柱、街灯柱その他電柱の類		はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等に限る。																																																																																
6号	消火栓、火災報知機、火の見やぐら																																																																																		
7号	郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器																																																																																		
8号	送電塔、送受信塔、照明塔																																																																																		
9号	煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類																																																																																		
10号	銅像、神仏像及び記念碑の類																																																																																		
11号	景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木	指定なし																																																																																	
12号	前各号に掲げるもののほか、知事が指定する物件	指定なし																																																																																	
号	区分	指定地域	備考																																																																																
1号	都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区又は風致地区（知事が指定する区域を除く。）	指定区域なし																																																																																	
2号	保存樹林に指定された地域	指定なし																																																																																	
3号	道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域で知事が指定する区域	次の道路等の敷地及びその敷地 境界線から両側300m以内の区域 1 高速自動車国道（本線に限る。） 2 上越新幹線及び北陸新幹線 次の道路の敷地及びその敷地境界線から両側100m以内の区域（市街地を除く。） 1 旧弥彦山有料道路 2 旧奥只見有料道路 3 旧越後七浦有料道路	平成19年3月27日 新潟県告示第701号																																																																																
4号	駅前広場及び付近の地域で、知事が指定する区域	指定なし																																																																																	
5号	古墳、墓地及び周囲の地域で、知事が指定する区域	指定なし																																																																																	
6号	社寺、教会、仏堂の建造物及びその境域で知事が指定する区域	指定なし																																																																																	

規 制 行 為 及 基 準

4 許可地域(条例8条)

許可を受けることにより、広告物の表示又は設置ができる地域

号	区分	指定地域	備考
1号	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域	都市計画区域： 新潟、長岡、上越 ほか	
2号	重要文化財、重要有形民俗文化財の建造物及びその敷地、史跡名勝天然記念物の指定地域	重要文化財(建造物) 佐渡市蓮華峰寺弘法堂 ほか 重要有形民俗文化財(建造物) 現在該当なし 史跡名勝天然記念物 佐渡国分寺跡 ほか	
3号	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財の建造物及びその敷地、県指定史跡名勝天然記念物の指定地域	県有形文化財(建造物) 柏崎市飯縄社本殿 ほか 県有形民俗文化財(建造物) 佐渡本間家能舞台 ほか 県史跡名勝天然記念物 佐渡市玉作遺跡 ほか	
4号	風致保安林	村上市ほか 78.5276ha	
5号	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	指定なし	
6号	自然環境保全地域、緑地環境保全地域	自然環境保全地域 魚沼市権現堂山、唐松山地域ほか 緑地環境保全地域 巻町菖蒲塚地域ほか	
7号	国立公園、国定公園	国立公園 磐梯朝日国立公園ほか 国定公園 佐渡弥彦米山、越後三山只見国定公園	
8号	県立自然公園	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園ほか	
9号	道路、鉄道、軌道、索道及びこれに接続する地域で知事が指定する区域	次の道路等の敷地境界線から両側500m以内の区域 1 高速自動車国道(本線に限る。) 2 上越新幹線及び北陸新幹線 次の道路等の敷地及び敷地境界線から両側100m以内の区域 1 一般国道 2 主要地方道 3 一般鉄道	平成19年3月27日 新潟県告示第701号
10号	河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びその付近の地域で、知事が指定する区域	指定なし	

5 適用除外(条例第9条～第13条)

条	号	事項	基準等 (規則)	適用されない規制			備考
				禁止物件 (6条)	禁止地域 (7条)	許可地域 (8条)	
9条	1号	法令の規定により表示する広告物等		◎	◎	◎	法律、政令、条例等により表示を義務付けられたもの
	2号	公職選挙法による選挙運動のためのポスター等					選挙期間中(告示日以降投票日前日まで)に限る。
	3号	公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等	規則別表第1				ベンチ、くず入れ、吸殻入れ、噴水、フラワーボット、防犯灯、街路灯、児童遊戯施設、カープミラー
10条	1号	自家用広告物等	規則別表第2		◎	◎	
	2号	管理用広告物	規則別表第3				
	3号	工事現場の板壁等に表示する広告物	規則別表第4				
	4号	冠婚葬祭、祭礼などのための一時的広告物					
	5号	講演会、展覧会などのための敷地内広告物					
	6号	人、動物、車両、船舶等に表示する広告物					電車、バスも含めて全て適用除外
	7号	地方公共団体設置の公共掲示板の広告物					
	8号	国又は地方公共団体が公共的目的で設置する広告物で規則に定める基準に適合するもの					
11条	1号	特定の物件に国又は地方公共団体が公共的目的で設置する広告物		◎			
	2号	特定の物件に表示する自家用広告物等	規則別表第5				
	3号	管理用広告物					
12条	1号	自家用広告物(適用除外の基準を超えるもの)			◎		別途許可を受けた場合に限って、禁止地域等の適用が除外される。
	2号	道標、案内図板その他					
	3号	自己の営業所等に誘導するための広告物等					
	4号	知事が指定する道路等の通行者から見えない位置に表示等する広告物等					
	5号	高速道路出入口付近に観光施設等を案内するために表示等する広告物等					
	6号	高速道路休憩所又は給油所に表示等する観光・産業振興に資する広告物等					
13条	1号	営利を目的としない広告物	規則別表第6		◎		
	2号	政治団体によるはり紙等					
	3号	表示期間5日を超えない広告物					

規 制 行 為 及 び 基 準
(統 続)

6 許可地域等において許可を受けなければならない場合の許可基準等 規則別表第7			
種 類		区 分	基 準
はり紙		表示面積	1.5平方メートル以内であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
はり札等		表示面積	1.0平方メートル以内であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
立看板等		大 き さ	縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
広告旗		大きさ(支柱を除く。)	縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
横断幕		大 き さ	幅0.9メートル以下であること。
		広告物等の 下端までの 高さ	地上から5メートル以上であること。
		そ の 他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されているものであること。 (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
懸垂幕		大 き さ	長さ15メートル以下、幅12メートル以下であること。
		広告物等の 下端までの 高さ	地上から5メートル以上であること。
		そ の 他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されているものであること。 (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
電柱類広告	(1) 巻き付け、又は直接塗装するもの	表示又は設置個数	柱1本につき1個以内であること。
		長 さ	1.5メートル以下であること。
		広告物等の 下端までの 高さ	地上から1.2メートル以上であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	(2) その他に付けにするもの	表示又は設置個数	柱1本につき1個以内であること。
		長 さ	1.5メートル以下であること。
		突 出 幅	0.8メートル以内であること。
		広告物等の 下端までの 高さ	歩道上の場合 地上から2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から4.5メートル以上であること。
		掲出方向	原則として道路の外側であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
野立広告板 野立広告塔	(1) 自家用広告物等で条例第10条第1号に掲げるものの以外のもの	表示面積	50平方メートル以内であること。
		表示又は設置位置	条例第8条第9号の区域(用途地域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、知事が指定する道路、鉄道等の敷地境界線から2メートル以上離れていること。
		そ の 他	(1) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないものであること。 (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	表示又は設置個数	営業所等につき2個以内であること。ただし、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所から特定の施設までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ、2個の広告物等によつては特定の施設又は所在を案内することが困難である場合にあっては、4個以内であること。
		表示面積	1個当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。ただし、複数の事業者が共同で表示し、又は設置する広告物等にあっては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと ア 1事業者当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。 イ 1面につき10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内であること。
			広告物等の高さ
		そ の 他	(1) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。 (2) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないものであること。 (3) 道路上に突き出さないものであること。 (4) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。

種 類		区 分	基 準
規 制 行 為 及 び 続 基 準	野立広告板 野立広告塔	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	表示面積 30平方メートル(条例第8条第9号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、50平方メートル)以内であること。
		表示又は設置個数	条例第8条第9号の区域(用途地域及び家屋連たん区域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、知事が指定する道路、鉄道等の敷地境界線から50メートル以上離れていること。
		広告物等相互間の距離	条例第8条第9号の区域(用途地域及び家屋連たん区域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 ア 高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること イ 知事が指定する道路、鉄道等の沿線におけるものにあつては、50メートル以上であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	屋上広告	広告物等の高さ	20メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。
		広告物等の上端までの高さ	地上から52メートル以下であること。
		表示面積	30平方メートル以内(鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する強度をもつ建物を利用する場合を除く。)であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	壁面広告	表示面積	1壁面当たり当該壁面(窓及び開口部を含む。)の面積の2分の1以下であること。
		そ の 他	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。 (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	突出広告	表示又は設置個数	1壁面につき3個以内であること。
		道路への突出幅	1メートル以内であること。
		広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から 2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から 4.5メートル以上であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	アーチ広告	広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から 3.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から 5.0メートル以上であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	つり下げ広告	表示面積	4平方メートル以内であること。
		広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から 2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から 4.5メートル以上であること。
		そ の 他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
	アドバルーン	そ の 他	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等で表示し、主綱に十分緊結するものであること。 (2) 掲揚中に建物その他の工作物等に接触しないものであること。 (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
権 限	・知事(県地域機関に委任) ・長岡市長・三条市長・見附市長・燕市長・胎内市長・湯沢町長・刈羽村長(事務処理の特例)		
手 続	【手続の種類】許可(更新、変更を含む)		
	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A C[受付窓口] C --- D["県地域機関…地域振興局地域整備部 新潟地域振興局新潟地域整備部 津川地区振興事務所"] </pre>		
	【標準処理日数】14日		
留 意 事 項	禁止地域等で広告物等を表示又は設置するに当たり、許可を受ける場合には原則として、新潟県景観審議会の意見を聴く必要がある。		
備 考			

許認可等名称	新潟県景観計画区域内における行為の届出	
法令等名称	景観法、新潟県景観条例	
目的等	県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とする。	
対象地域	新潟県景観計画区域	
規制行為 及び基準	届出対象行為	
	行為	規模等
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する建築物の新築又は移転 ・ 建築面積※ ¹ 1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する建築物の増築又は改築 ・ 行為後の建築面積が1,000 m ² を超え、かつ、行為に係る建築面積が200 m ² を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る建築面積が10 m ² を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の1/2を超えるもの
	(2) 工作物※ ² の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する工作物の新設又は移転 ・ 築造面積1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ15mを超えるもの 2 以下のいずれかに該当する工作物の増築又は改築 ・ 行為後の築造面積が1,000 m ² を超え、かつ、行為に係る築造面積が200 m ² を超えるもの ・ 行為後の高さが15mを超え、かつ、行為に係る築造面積が10 m ² を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが15mを超えるものに限る） 3 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記1の規模に該当し、行為に係る面積が当該外観の1/2を超えるもの
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	以下のいずれかの規模を超えるもの ・ 面積3,000 m ² を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	以下のいずれかの規模を超えるもの ・ 面積3,000 m ² を超えるもの ・ 法面の高さ5mを超えるもの
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	以下のいずれかの規模を超えるもの ・ 面積1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ3mを超えるもの
※1 建築行為の対象規模は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積によるものとする。 ※2 対象とする工作物は以下に掲げるものとする。 ①建築基準法施行令第138条に掲げる工作物 ②架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄塔 ③太陽電池発電設備、風力発電設備（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物）		
権限	知事	

手 続	【手続の種類】届出
	行為者 都市政策課 届出 (必要に応じて) 指導・助言
	【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	届出が受理された日から30日間は、行為に着手することができません。 景観形成基準に適合しない場合、勧告や変更命令を行うことがある。 勧告や変更命令に従わない場合、その事実の公表や罰則の対象となる。
備 考	

許認可等名称	居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における開発・建築行為等の届出
法令等名称	都市再生特別措置法
目的等	立地適正化計画に係る誘導区域への居住・誘導施設の誘導の妨げとなる開発や建築行為に対して、開発等の動きを把握し、調整を行うため。
対象地域	立地適正化計画を公表している市町村の都市計画区域内
規制行為及び基準	【規制行為】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を公表している市町村の都市計画区域内において、以下の届出対象となる行為を行なおうとする場合は、その行為に着手する日の30日前までに市町村長へ届け出なければならない。 1 住宅に関する届出(法第88条) 立地適正化計画に定める居住誘導区域外の区域で、一定規模以上の住宅の開発または建築等行為を行なおうとする場合 (1)届出の対象となる行為 ①開発行為 ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの ②建築等行為 ・3戸以上の住宅を新築する場合 ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 2 誘導施設に関する届出(法第108条) 立地適正化計画に定める誘導施設を有する建築物に関する開発または建築等行為を当該施設が設定されている都市機能誘導区域外の区域で行おうとする場合 都市機能誘導区域内であって、当該区域の誘導施設として設定されていない誘導施設を有する建築物に関する開発または建築等行為を行おうとする場合 (1)届出の対象となる行為 ①開発行為 ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 ②建築等行為 ・誘導施設を有する建築物を新築する場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
権限	立地適正化計画を公表した市町村の市町村長
手続	<pre> graph LR A[廃誘開 止導発 を施行 行為 うの・ 者休建 止築 ま行 た為 は・] --> B[域都居 の市住 確機誘 認能導 誘区 導域 区・] B -- "届出が必要" --> C[市 町 村 長] B -- "届出が不要" --> D[等建開 築発 確許 認可 申 請 請] C -- "届出" --> D D --> E[廃誘開 止導発 を施行 行為 の・ 休建 止築 ま行 た為 は・] C -- "勧告・あっせん" --> A D -.-> F[着手の30日前までに届け出が必要] </pre> (誘導施策の妨げになる場合)
留意事項	【罰則】 届出をしない者または虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金刑に処せらる。(法第130条) なお、法人の代表者または法人もしくは代理人、使用人その他の従業者が違反した場合は、行為者を罰するほか、その法人または人に対して30万円以下の罰金刑に処せらる。(法第131条) ただし、誘導施設の休廃止に係る届出については罰則はない。
備考	

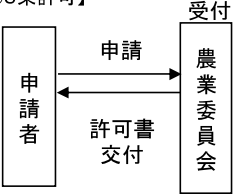
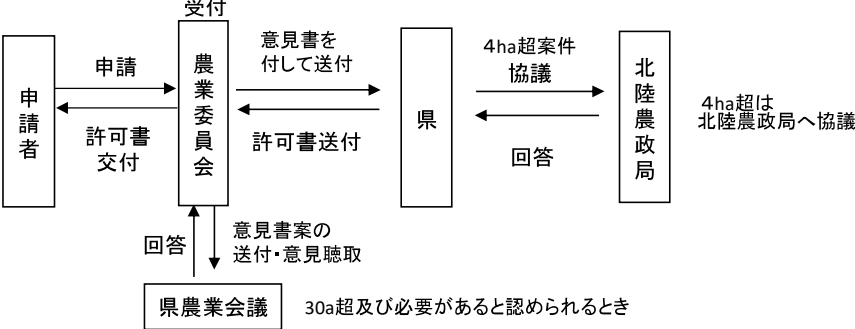
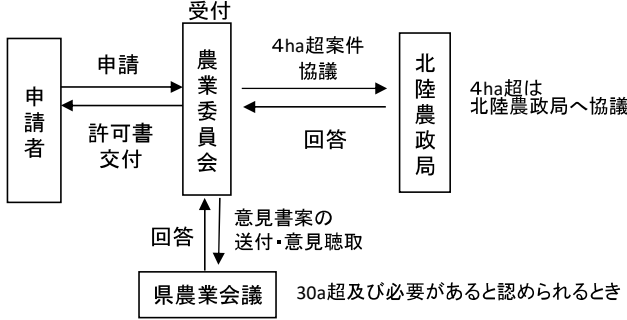
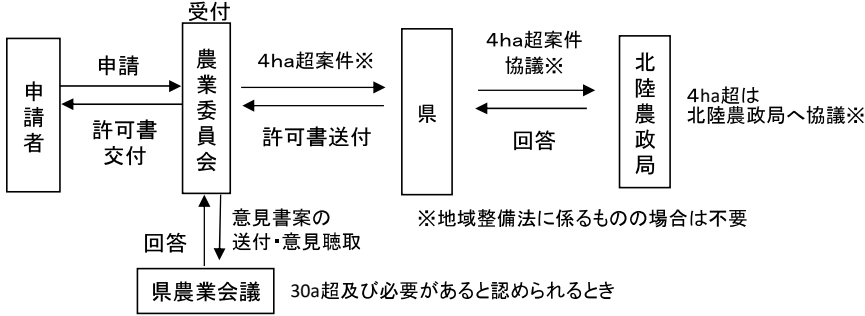
許 認 可 等 名 称	農用地区域内における開発行為の許可等
法 令 等 名 称	農業振興地域の整備に関する法律
目 的 等	農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図ると共に、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与するため、相当長期にわたり農業振興を図るべき地域で農用地等として利用すべき土地を農用地区域に設定し、開発行為を制限している。
対 象 地 域	農用地区域
規 制 行 為 及 び 基 準	【規制行為】（法第15条の2） 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第15条の2第1項） 1 開発行為の範囲（法第15条の2第1項） 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築 （土地の形質の変更：宅地の造成・土地の開墾・田の畑地転換、農用地間における用途の変更・土、岩石又は砂利の採取・鉱物の掘採・切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形狀を変更する行為等） 2 許可の基準（法第15条の2第4項） 都道府県知事は、許可の申請があった場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。 (1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。（第1号） (2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。（第2号） (3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（第3号） 3 許可を要しない開発行為（法第15条の2第1項のただし書き） 次に掲げる開発行為については都道府県知事の許可を受けることを要しない。 ・ 国又は地方公共団体が行う行為（ただし、規則第35条で定める公共施設は除く） ・ 土地改良法に規定する土地改良事業の施行として行う行為 ・ 農地法の許可に係る土地をその許可の目的に供するために行う行為 ・ 通常な管理行為、軽易な行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・ 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為 など 4 法定協議制度（法第15条の2第8項） 国又は地方公共団体が規則第35条に定める公共施設（学校、社会福祉施設、病院等）を農用地区域内で開発する場合には、都道府県知事と協議が成立すれば許可があったものとみなす。
権 限	知事 （指定市町村による権限移譲：3市） 新潟市長、長岡市長、見附市長 （県の事務処理特例条例により移譲：24市町村） 三条市長、柏崎市長、新発田市長、小千谷市長、加茂市長、十日町市長、村上市長、燕市長、糸魚川市長 妙高市長、五泉市長、上越市長、阿賀野市長、佐渡市長、南魚沼市長、魚沼市長、胎内市長 聖籠町長、弥彦村長、出雲崎町長、湯沢町長、津南町長、刈羽村長、関川村長
手 続	【手続の種類】許可 ・ 許可の申請は、市町村長を経由し、知事へ送付する。 ・ 権限が移譲された市町村は※印のとおり行う。 ・ 30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須 【標準処理日数】60日

手 続	【手続の種類】法定協議 ・開発行為者が市町村の場合②、③の手続きは省略 ・30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須
	（権限が移譲された市町村の場合） ・30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須
留 意 事 項	【標準処理日数】 60日 【罰則等】 1 監督処分（法第15条の3） 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、次に掲げる者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 ① 法第15条の2第1項の規定に違反した者（許可を受けずに開発行為をした者） ② 法第15条の2第1項の許可に付した条件に違反して開発行為をした者 ③ 偽りその他不正な手段により法第15条の2第1項の許可を受けて開発行為をした者 2 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等（法第16条） 農用地区域以外の区域内において、農用地区域における災害の発生等のおそれのある開発行為を行っている者に対し、必要な勧告等を行うことができる。
備 考	

許可等名称	市町村農業振興地域整備計画の変更の協議に対する同意
法令等名称	農業振興地域の整備に関する法律
目的等	農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図ると共に、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与するため、相当長期にわたり農業振興を図るべき地域で農用地等として利用すべき土地を、市町村が「農業振興地域整備計画」で農用地区域に設定し、原則として農地転用を禁止するなどしている。 《農業振興地域制度の仕組み》 ●農用地等の確保等に関する基本指針・・・（農林水産大臣が定める） ↓ ●農業振興地域整備基本方針・・・・・・・・・・（知事が定める） ↓ ●農業振興地域の指定・・・・・・・・・・（知事が指定する） ↓ ●市町村農業振興地域整備計画・・・・・・・・（市町村長が定める）
対象地域	農業振興地域[農用地区域]
規制行為及び基準	【農用地区域からの除外（いわゆる農振除外）に係る県の同意】 市町村は、農業振興地域整備計画を設定・変更するときは、農用地利用計画について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。（法第8条第4項、法13条第4項） 1 除外目的変更 都道府県知事は、市町村からの除外目的変更に係る農業振興地域整備計画の変更協議に対し、次の要件（以下(1)(2)）の全てを満たすと認めるときは、同意するもの。（法第13条第6項） (1) 法第13条2項に掲げる要件（以下①～⑥）の全てを満たすこと ① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること（第1号） ② 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと（第2号） ③ 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと（第3号） ④ 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと（第4号） ⑤ 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと（第5号） ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること（第6号） (2) 都道府県の農用地等の確保の状況からみて、面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること 2 上記以外の除外 (1) 農用地区域として定める土地でなくなった場合（法第10条第3項非該当による除外） 農用地区域として定める土地（法第10条第3項） ・ 集団的に存在する農用地で一定規模（10ha）以上のもの ・ 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 など (2) 農用地区域に含まれない土地となった場合（法第10条第4項該当による除外） 農用地区域に含まれない土地（法第10条第4項） ・ 土地改良法第7条第4項の非農用地区域となった場合 ・ 優良田園住宅の用に供される土地となった場合 ・ 地域整備施設の用に供される土地となった場合 ・ 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地となった場合 ・ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）に定める施設の用に供される土地となった場合 など
権限	知事〔県地域振興局長〕
手続	【手続の種類】協議と同意 （市町村は法第11条公告前に、必要により県の助言を求めることができる（事前相談）） ①法第11条公告・縦覧及び意見書の提出（おおむね30日）異議申出（15日） 市町村 ②法定協議の申出 県地域振興局 ③同意又は不同意 地域農政推進課 ④法第12条公告 （協議） 1ha以上の農用地の転用を伴う案件等については、県地域振興局は本庁に協議する。
留意事項	【標準処理日数】協議の申出の受理後2か月 1 市町村農業振興地域整備計画の変更に係る事務は、市町村の自治事務。 2 市町村農業振興地域整備計画の変更については、農用地利用計画の変更（農用地区域の変更（除外・編入）、用途区分の変更）とそれ以外の事項（マスタープラン）の変更がある。 3 市町村農業振興地域整備計画の変更に係る同意権限は、県地域振興局長に委任されている。
備考	「農業振興地域」…今後、相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。都道府県知事が指定する。（法第6条） 「農用地区域（農振農用地区域）」…農業振興地域のうち農用地等として利用すべき土地（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）の区域。集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地のほか、地域計画の達成など地域の特性に即した農業の振興を図るために農業上の利用を確保することが必要な土地を農用地区域として定める。（法第8条、法第10条第3項）

課名・係名：農地管理課 農用地調整係
内 線：3099

許認可等名称	農地の権利移動の制限及び転用の制限に関する許可等			
法令等名称	農地法			
目的等	農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。			
対象地域	県内全域の農地			
規制行為及び基準	【規制行為】			
		3 条	4 条	5 条
	規制する行為	農地の権利移動	農地を農地以外のものにする行為(農地転用)	
			自己所有地等を転用する場合	権利移動を伴う転用の場合
	市街化区域内の農地の場合	許可必要	農業委員会へ届出	
	事業者が国・県等の場合	許可不要	5施設(※1) …… 許可権者との事前協議 5施設以外 …… 許可不要	
	土地収用法による行為	許可不要	土地収用法第3条に該当する事業敷地として転用する場合、許可不要(※2)	
	※1 「5施設」とは、学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍のことをいう。			
	※2 市町村(指定市町村を除く)が、学校、病院、社会福祉施設、庁舎の敷地に供するために農地転用を行う場合は、許可を受ける必要がある。			
	【許可基準等】			
1 3条許可 ・法3条2項に規定する不許可事由に該当しないこと。				
2 4、5条許可 ・立地基準…農地の区分からみて、申請地が許可可能な土地であること。 ・一般基準…転用目的実現の確実性(転用行為に必要な資力及び信用の妥当性、転用行為の妨げになる権利を有するものの同意、他法令の許可見込み、転用面積の妥当性等)。 用排水等、周辺農地への被害防除措置等が妥当なものであること 等。				
3 4、5条協議 ・立地基準、一般基準ともに2と同じ。				
4 4、5条届出 ・書類審査など形式的な審査のみを行い、転用行為の内容に関する審査は行わない。 ・原則受理する。				
権 限	3条許可: 農業委員会			
	4、5条許可			
	4ha超	・知事の許可(以下に掲げる指定市町村、市町村農業委員会の許可以外のもの) ・指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) ・市町村農業委員会の許可(田上町、指定市町村以外の市町村における地域整備法に係るもの)		
4ha以下	・知事の許可(田上町) ・指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) ・市町村農業委員会の許可(上記以外の市町村)			
※地域整備法…地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの (令4条1項2号へ(1)から(5)までに規定する法律)				

手 続	【①3条許可】  【②4、5条許可 県知事の場合】  【③4、5条許可 指定市町村の場合】  【④4、5条許可 転用許可権限を移譲済の市町村の場合】 
	【国又は県等が農地法第4条第8項及び第5条第4項の協議を行う場合】 ○転用事業を行う国又は県等は、用地取得前に、農地転用許可権者との事前調整を了していること。 ○事前調整、法定協議ともに文書により行われること。 ○法定協議の流れは、上記②、③、④に同じ。
	【標準処理期間】 ○4、5条許可 ・県農業会議に意見を聴かない事案・・・申請書の受理後5週間(うち県等の処理期間・・・2週間) ・県農業会議に意見を聴く事案・・・申請書の受理後6週間(うち県等の処理期間・・・2週間)
	【違反転用に対する処分】(法51条) 違反転用者等は許可の取り消しや原状回復等の措置を講ずるよう命ぜられることがあるほか、期限までに当該命令に従わなかったときは違反転用の事実を公表されることがある。 【罰則】(法64条～69条) 法令に違反した場合、拘禁刑、罰金又は過料に処せられることがある。
	備 考

許認可等名称	農業用ため池の所有者届出
法令等名称	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	農業用ため池
規制行為及び基準	【農業用ため池の届出】(法4①、規則3・4) 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 ・農業用ため池の名称及び所在地 ・農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人)の氏名 ・農業用ため池の所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し ・農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ・その他参考となるべき書類 ・農業用ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量 ・農業用ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容 【変更の届出】(法4②、規則5①) 農業用ため池の所有者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 (変更届の内容) ・当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地 ・変更の内容及び理由 ・変更の年月日 【廃止の届出】(法4②、規則5②) 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 (廃止届の内容) ・当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地 ・廃止の理由 ・廃止の年月日
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[所有者] -- 届出 --> B[県地域機関] B --- C[県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部)] </pre> 【標準処理日数】—
留意事項	【罰則等】(法25) 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられることがある。
備考	「農業用ため池」・・・農業用水の供給に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成されるもの(ただし、高さが15m以上の場合、河川法上のダム又は土地改良法及び独立行政法人水資源機構法による管理規程を定めているものを除く)(法2①、規則2)

許認可等名称 法令等名称	特定農業用ため池における制限行為の許可 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	特定農業用ため池
規制行為 及び基準	【行為制限】(法8①、令2) 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。(特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為) ・当該特定農業用ため池に係る水底の掘削 ・当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更 ・取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止 【許可の基準】(法8②) 知事は、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため池の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。 【許可を要しない場合】(法8①、規則8) ・土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う場合 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律の規定による防災工事の施行として行う場合 ・非常災害のため必要な応急措置として行う場合 ・当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として定めるものを行う場合(特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為) ・堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為 ・土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削 ・河川法第八条に規定する河川工事の施行として行う行為 ・国又は都道府県が砂防法第一条に規定する砂防工事の施行として行う行為 ・国又は都道府県が森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行として行う行為 ・国又は都道府県が地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為 ・都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 県地域機関 県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部) 【標準処理日数】—
留意事項	【罰則等】(法23①) 規定に違反して許可を受けなければならない行為をした者は、50万円以下の罰金に処せられることがある。
備考	「特定農業用ため池」・・・農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるとして知事が指定したもの(法7①)

許認可等名称	特定農業用ため池における防災工事の届出
法令等名称	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	特定農業用ため池
規制行為及び基準	【防災工事の届出】(法9①) 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、当該防災工事に関する計画について知事に届け出なければならない。 【計画変更の命令(基準)】(法9②) 知事は、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。 【届出を要しない防災工事】(法9①、規則9) ・土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行うもの ・非常災害のため必要な応急措置として行うもの
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	【手続の種類】届出 所有者等 届出 → 県地域機関 ← (変更命令) 県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部) 【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則等】(法23②) 規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして防災工事を施工した者は、50万円以下の罰金に処せられることがある。
備考	「特定農業用ため池」…農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるとして知事が指定したもの(法7①) 「防災工事」…農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(廃止するために施行する工事を含む)(法2③)

許認可等名称	森林における開発行為の許可
法令等名称	森林法
目的等	林地開発許可制度とは、開発に当たり災害の防止や水害の防止などの、森林の有する公益的機能を損なわないように森林の土地の適正利用を確保することを目的とした制度です。
対象地域	地域森林計画の対象民有林(法第5条) (保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林は除く)
規制行為 及び基準	【許可制の対象となる開発行為】(法第10条の2、森林法施行令第2条の3) 森林の土地の形質を変更する行為であって次のいずれかに該当するもの。 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為: 当該行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えかつ道路の有効幅員が3メートルを超えるもの 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為: 当該行為に係る土地の面積が0.5ヘクタールを超えるもの 3 その他の行為: 当該行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるもの 【許可基準】(法第10条の2) 開発行為が次のいずれにも該当しないと認めるときは許可しなければならない。 1 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること 2 水害を発生させるおそれがあること 3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること 4 環境を著しく悪化させるおそれがあること 【適用除外】(法第10条の2) 下記のいずれかに該当する場合は、許可制の適用除外とするが、1又は3の場合は、別途知事又は地域振興局長と連絡調整する。 1 国又は地方公共団体が行う場合 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	【手続の種類】許可 県地域機関…地域振興局 (農林振興部又は農林水産振興部) 津川地区振興事務所
留意事項	【標準処理日数】90日 許可制の対象とならない小規模な開発行為は、市町村への届出(伐採届)を必要とする。 なお、当該開発行為が許可制の対象とならない規模であっても、全体計画において許可制の対象規模を超える場合、又は既に開発行為を行った区域と一体的に開発行為を行う場合等は許可を必要とする。 【監督処分】(法第10条の3、法第206条) 下記の場合には、開発行為の中止又は復旧を命ずることができる。 1 許可を受けずに開発した場合 2 許可条件に違反して開発した場合 3 偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発した場合 また、違反行為をした場合や上記の中止又は復旧の命令に従わない場合は罰せられる。 監督処分に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表することができる。
備考	

許認可等名称	「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」	
法令等名称	森林法	
目的等	【伐採及び伐採後の造林の届出(以下「事前の届出」という。)] 伐採及び伐採後の造林方法について、市町村森林整備計画を遵守した適正な計画であるか審査し、必要に応じて指導、勧告等を行うことで、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する。 【伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告(以下「事後の状況報告」という。)] 事前の届出に係る伐採及び伐採後の造林が行われた森林の状況について、市町村が効率的かつ的確に把握し、事前の届出に沿った適切な森林施業を確保する。	
対象地域	地域森林計画の対象民有林(保安林及び保安施設地区内の森林を除く)	
規制行為及び基準	事前の届出について	
	【届出の対象・時期】(法第10条の8第1項) 森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。)が対象地域内の立木を伐採する際には、伐採を開始する日の90日から30日前までの間に、伐採する森林の所在する市町村長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。 【審査の基準】 届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が、市町村森林整備計画に適合すること。 【主な適用除外】 ・ 開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために伐採する場合 ・ 森林経営計画において定められている伐採をする場合(伐採後の届出が必要) ・ 省令で定める場合(保安施設事業・砂防工事・地すべり防止工事等を実施するための伐採、電気事業者が電線路の維持の支障となる立木を伐採する場合、倒木・枯死木等を伐採する場合、ごく小規模な危険木・支障木の伐採等)	
権 限	事後の状況報告について	
	【届出の対象・時期】(法第10条の8第2項) 森林所有者等は、事前の届出に係る森林の伐採が終わった日から30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を伐採後の造林が終わった日から30日以内に(当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、当該伐採が終わった日から30日以内)、伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出しなければならない。 【審査の基準】 報告書に記載された伐採及び伐採後の造林が、事前の届出と整合すること。また、報告書のとおりに伐採及び伐採後の造林が行われていること。 【主な適用除外】 ・ 間伐のために立木を伐採した場合	
手 続	市町村長 手続のフロー図 <pre> graph LR A[届出人] -- "事前の届出 伐採を開始日の90～30日前" --> B[市町村] B -- "指導、命令等 (必要に応じて)" --> C[届出人] C -- "事後の状況報告 伐採・造林が終わった日から30日以内" --> D[市町村] </pre> ・届出人は、立木の伐採及び伐採後の造林についての権原を持つ者。 ・伐採する森林の所在する市町村ごとに提出する。 ・伐採の期間が1年を超えるときは、年次別に計画を記載する。 【標準処理日数】定めなし	
留 意 事 項	【罰則等】 届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない場合は、計画の変更や遵守を命じられる。また、届出をしないで伐採を行った場合や、上記の命令に違反した場合は罰せられる。	
備 考	「市町村森林整備計画」…市町村長が策定する森林整備に関するマスタープラン	

許認可等名称	保安林、保安施設地区における制限行為の許可等
法令等名称	森林法
目的等	保安林制度とは、水源のかん養や山地災害を防止したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、立木の伐採や土地の形質の変更等について利用を制限し、森林の働きを維持しようとするものである。
対象地域	保安林、保安施設地区
規制行為及び基準	1 立木の伐採(法第34条第1項、同条第3項、法第44条) 保安林及び保安施設地区においては、知事の許可を受けなければ立木を伐採してはならない。 【許可の基準】 伐採許可申請に係る伐採の方法が、当該保安林に定められている指定施業要件に適合し、かつ、伐採の限度を超えないと認められるときには、これを許可しなければならない。 2 間伐・択伐(人工林の場合)(法第34条の2、法第34条の3、法第44条) 保安林及び保安施設地区において間伐及び択伐(人工林の場合)をするときは、あらかじめ知事に届出書を提出しなければならない。 【受理の基準】 届出書に記載された間伐又は択伐の計画が、当該保安林に定められている指定施業要件に適合する場合に受理する。 3 土地の形質の変更等(法第34条第2項、同条第5項、法第44条) 保安林及び保安施設地区においては、知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。 【許可の基準】 土地の形質の変更等許可申請に係る行為が、保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	【手続の種類】許可、届出 【立木の伐採許可】 1 皆伐による立木の伐採 <pre> graph LR A[申請者] -- "伐採許可申請書 伐採面積の限度を公表する 2月1日、6月1日、9月1日、 12月1日から30日以内" --> B[※受付窓口 県地域機関] B -- "許可(不許可)の通知" --> C[申請者] C -- "伐採完了届出書" --> D[県地域機関] D -- "(照査)" --> E[県地域機関] </pre> 申請期間満了から30日以内 伐採完了後30日以内 2 択伐(天然林)による立木の伐採 <pre> graph LR A[申請者] -- "伐採許可申請書 伐採開始日の 30日前まで" --> B[※受付窓口 県地域機関] B -- "許可(不許可)の通知" --> C[申請者] C -- "伐採完了届出書" --> D[県地域機関] D -- "(照査)" --> E[県地域機関] </pre> 申請書提出から30日以内 伐採完了後30日以内 【間伐・択伐(人工林)の届出】 <pre> graph LR A[届出者] -- "伐採届出書 伐採開始日の 90~20日前まで" --> B[※受付窓口 県地域機関] B -- "適合通知(変更命令)" --> C[届出者] </pre> 届出書提出から20日以内 【土地の形質の変更等の許可】 <pre> graph LR A[届出者] -- "許可申請書 随時提出" --> B[※受付窓口 県地域機関] B -- "許可(不許可)の通知" --> C[届出者] C -- "工事終了届、完了届" --> D[県地域機関] D -- "(照査)" --> E[県地域機関] </pre> 申請書提出から30日以内 工事終了または完了後1週間以内
留意事項	1 立木の伐採方法は保安林ごとに定められ、禁伐、択伐及び伐採種を定めない(皆伐)の3種類がある。 2 立木の伐採許可には、知事が流域ごとに年4回伐採できる限度面積を公表し、その範囲内で許可する皆伐による伐採と随時提出可能な択伐による伐採がある。(ただし、間伐や人工林における択伐の場合は、届出書となる) 3 土地の形質の変更等を行う場合に、立木の伐採が必要なときは、別途立木の伐採許可が必要である。
備考	「指定施業要件」…保安林を指定するときに定める森林の取扱い方法のこと。定める事項は、伐採の方法・限度、間伐率の上限及び植栽の方法・期間・樹種。

許認可等名称	森林の土地の所有者届出制度
法令等名称	森林法
目的等	都道府県知事又は市町村長が、無届け伐採の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、設けられた制度です。森林所有者情報が個人情報保護法の適用の下で活用されることで、森林経営の受託、森林施業の集約化が効率的に進むことが期待されます。
対象地域	地域森林計画の対象民有林(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出案件を除く)
規制行為及び基準	【届出書の提出】(法第10条の7の2) 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出書(1通)を市町村長に提出しなければならない。 【届出の対象】 個人か法人かによらず、売買契約の他、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要となります。また、面積の基準はないため、面積の大小にかかわらず届出の対象となります。 【届出の対象外】 国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。なお、期限を過ぎて国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合には、別途、森林の土地の所有者届出が必要です。
権限	市町村長
手続	【手続きの種類】届出 <pre> graph LR A[届出人] -- 届出書 --> B[市町村] C[新たに土地所有者となった日から90日以内に提出] D[受付窓口] </pre> ・登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は、届出対象の可能性が高いため注意が必要。 ・所有者となった日から、90日以内に取得した土地の所在する市町村長に届出を行う。 ・相続について、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要がある。 【標準処理日数】ー
留意事項	【罰則等】届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は10万円以下の過料が科されることがあります。
備考	

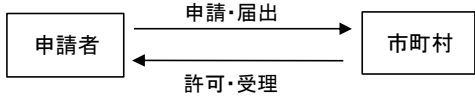
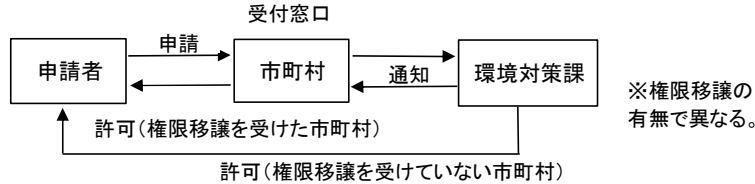
許認可等名称	土地所有権等の移転等の届出制度
法令等名称	新潟県水源地域の保全に関する条例
目的等	水源地域が不適切な目的で利用された場合、県民に安定した良質な水資源を供給することができなくなるおそれがあることから、水源地域の土地取引等を行政が事前に把握することにより、水源地域の保全が図られ森林の有する水源かん養機能の維持増進に寄与することが期待されます。
対象地域	水源地域(地域森林計画の対象民有林の内、森林の有する水源かん養機能が高い又は中位と評価された森林)
規制行為及び基準	【届出書の提出】(条例第10条) 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定(予約を含む土地売買等の契約)を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに知事へ届出書を提出しなければならない。 【届出の対象】 届出の対象となる「土地所有権等」とは、水源地域内の土地の所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利、又はこれらの権利の取得を目的とする権利をいい、以下の土地取引行為が届出の対象となります。 (土地取引行為の形態) 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位の譲渡、第三者のためにする契約、贈与、地役権の設定・譲渡、質権の設定・譲渡、使用賃借権の設定・譲渡、永小作権の設定・譲渡 【届出の対象外】 1 土地取引行為の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合 2 非常災害に際し、応急措置が必要な場合(災害復旧事業等) 3 土地取引行為の当事者の一方又は双方が独立行政法人等である場合(当事者が独立行政法人、国公立大学等) 4 森林の土地の保全に著しい支障が少なく、かつ公益性が高い事業である場合(電気事業法関係事業、土地改良法関係事業等) 5 民事調停法、民事訴訟法等の規定により、司法機関等公的機関が適切に関与する場合(調停委員会による調停、裁判所の許可を得て行う譲渡等)
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	【手続きの種類】届出 <pre> graph LR subgraph Water_Source_Area [水源地域] Buyer[買主] Landowner[土地所有者(売主)] end Prefecture[県(地域振興局)] Municipality[市町村] Landowner -- "助言内容を伝達 (土地取引行為が 売買の場合)" --> Buyer Landowner -- "契約前に届出 (30日前まで)" --> Prefecture Prefecture -- "通知、必要に応じ 意見を求める" --> Municipality Municipality -- "意見の申し出" --> Prefecture </pre> 【標準処理日数】 -
留意事項	【罰則等】届出をしない、又は虚偽の届出に対し勧告、公表、5万円以下の過料が科されることがあります。
備考	平成26年7月1日より施行。

課名・係名：環境対策課 自然共生室（自然保護係）
内 線：2703

許認可等名称	国立公園及び国定公園内における制限行為の許可等		
法令等名称	自然公園法		
目的等	優れた自然の風景地である国立公園、国定公園を保護するとともに、その適正な利用の促進を図る。		
対象地域	国立公園（5公園）、国定公園（2公園）		
規 制 行 為 及 び 基 準	区分		届出・許可を要する行為
	国立・国定公園	普通地域	届出 自然公園法第33条① ① 一定規模を超える工作物の新・増・改築 ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ④ 水面の埋立、干拓 ⑤ 鉱物採取、土石採取 ⑥ 土地形状変更 ⑦ 海底の形状変更
		海域公園地区	許可 自然公園法第22条③ ① 下記特別地域内の①、④及び⑦に掲げる行為 ② 環境大臣が指定する区域内において熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で環境大臣が指定するものを捕獲、殺傷、採取、損傷すること ③ 海面の埋立、干拓 ④ 海底の形状変更 ⑤ 物を係留すること ⑥ 汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること ⑦ 環境大臣が指定する区域内において指定期間内に動力船を使用すること ⑧ 上記①～⑦のほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
		特別地域	許可 自然公園法第20条③ ① 工作物の新・増・改築 ② 木竹伐採 ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物採取、土石採取 ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼等において汚水等を排水設備を設けて排出すること ⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ⑧ 屋外において土石その他環境大臣が指定する物を集積、貯蔵すること ⑨ 水面の埋立、干拓 ⑩ 土地形状変更 ⑪ 環境大臣が指定する植物の採取、損傷 ⑫ 環境大臣が指定する区域内において、環境大臣が指定する植物の植栽、種子をまくこと ⑬ 環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷 ⑭ 環境大臣が指定する区域内において、環境大臣が指定する動物を放つこと ⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更 ⑯ 環境大臣が指定する区域内への立入 ⑰ 環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 ⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
		特別保護地区	許可 自然公園法第21条③ ① 上記特別地域内の①、②、④～⑦、⑨、⑩、⑮及び⑱の行為 ② 木竹の損傷 ③ 木竹の植栽 ④ 動物を放つこと（家畜の放牧を含む） ⑤ 屋外において物を集積、貯蔵すること ⑥ 火入れ又はたき火 ⑦ 木竹以外の植物の採取、損傷、落葉・落枝の採取 ⑧ 木竹以外の植物の植栽、植物の種子をまくこと ⑨ 動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷 ⑩ 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 ⑪ 上記①～⑩のほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
権 限	環境大臣、知事 新潟市長・三条市長・柏崎市長・十日町市長・燕市長・糸魚川市長・妙高市長・上越市長・佐渡市長・胎内市長・湯沢町長及び関川村長（県の事務処理特例条例に基づく事務） 上記以外の市町村長〔書類の受理〕（県の事務処理特例条例に基づく事務）		

手 続	【手続の種類】許可・届出 (1) 国立公園普通地域の届出及び特別地域における軽微な行為で政令で定めるものの許可並びに 国定公園内の規制行為の許可(省令で定める大臣の同意を得なければならない行為を除く) <pre> graph LR A[申請者] -- "申請・届出" --> B[市町村] B -- "通知" --> C[環境対策課] C -- "許可 (権限移譲を受けた市町村)" --> A C -- "許可 (権限移譲を受けていない市町村)" --> A </pre> ※権限移譲の有無で異なる ※2つ以上の市町村に跨る行為の申請・届出の場合、権限移譲の有無に関係なく環境対策課に申請・届出をする。 (2) 国立公園特別地域内の上記を除く行為及び特別保護地区内のすべての規制行為の許可 <pre> graph LR A[申請者] -- "申請" --> B[環境大臣] B -- "許可" --> A </pre> 規制行為・・・届出又は許可を要する行為で法令で定めるもの
留 意 事 項	【標準処理日数】30日 新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村における国立公園普通地域・特別地域における一定規模以下の行為、国定公園の一定規模以下の行為については、当該市町村で許可・受理する。(手続き(1)の権限移譲を受けた市町村) 【罰則】(法82、法83、法86) ○法20③、法21③及び法22③の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 ○法32の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○法33①の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金
備 考	

課名・係名：環境対策課 自然共生室（自然保護係）
内 線：2696

許認可等名称	県立公園内の制限行為の許可等		
法令等名称	新潟県立自然公園条例		
目的等	優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図る。		
対象地域	県立自然公園（13公園）		
規制行為 及 基準	区分		届出・許可を要する行為
	普通 地域	届出 県立自然公園条例 第14条①	① 一定規模を超える工作物の新・増・改築 ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ④ 水面の埋立、干拓 ⑤ 鉱物採取、土石採取 ⑥ 土地形状変更
	特別 地域	許可 県立自然公園条例 第12条③	① 工作物の新・増・改築 ② 木竹伐採 ③ 知事が指定する区域内における木竹損傷 ④ 鉱物採取、土石採取 ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ⑥ 知事が指定する湖沼等において汚水等を排出すること ⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ⑧ 屋外において土石その他知事が指定する物を集積、貯蔵すること ⑨ 水面の埋立、干拓 ⑩ 土地形状変更 ⑪ 知事が指定する植物の採取、損傷 ⑫ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来植物の栽培、種まき ⑬ 知事が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷 ⑭ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来動物の解放 ⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更 ⑯ 知事が指定する区域内への立入 ⑰ 知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 ⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
権 限	知事 三条市長・柏崎市長・加茂市長・十日町市長・糸魚川市長・妙高市長・上越市長・佐渡市長・胎内市長・湯沢町 長及び粟島浦村（県の事務処理特例条例に基づく事務） 市町村長〔届出受理〕（県の事務処理特例条例に基づく事務）		
手 続	【手続の種類】許可・届出		
	（1）普通地域内の行為の届出及び特別地域内で行う仮設工作物の新築、改築又は増築の許可  （2）特別地域内の規制行為（仮設工作物の新築、改築又は増築を除く）の許可  （3）（1）（2）ともに2つ以上の市町村に跨る行為の申請・届出の場合、権限移譲の有無に関係なく環境対策課に申請・届出をする。		
留 意 事 項	【標準処理日数】30日		
	三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村における県立公園特別地域における一定規模以下の行為については、当該市町村で許可・受理する。（手続き（2）の権限移譲を受けた市町村） 【罰則】（条例23、条例24、条例26） ○条例12③の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 ○条例13の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○条例14①の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金		
備 考			

許認可等名称	自然環境保全地域、緑地環境保全地域における制限行為の許可等																																																																											
法令等名称	新潟県自然環境保全条例																																																																											
目的等	指定地域内の自然環境の適正な保全を図る。																																																																											
対象地域	自然環境保全地域、緑地環境保全地域																																																																											
規制行為基準	【規制行為・許可基準等】 区分ごとの規制行為・許可基準等は、次のとおり																																																																											
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>許可・届出行為</th><th>根拠条文</th><th>許可基準等</th><th>制限対象外行為</th></tr><tr><td rowspan="12">自然環境保全地域</td><td rowspan="12">特別地区 許可</td><td>①建築物・その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(1)(2)(3)</td><td rowspan="12">条例17(11) 規則17・18・19</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(4)</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(5)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(6)</td></tr><tr><td>⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(7)</td></tr><tr><td>⑥木竹の伐採</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(8)</td></tr><tr><td>⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(9)</td></tr><tr><td>⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の植栽、種子をまくこと</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(10)</td></tr><tr><td>⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(11)</td></tr><tr><td>⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(12)</td></tr><tr><td>⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(13)</td></tr><tr><td>⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(14)</td></tr><tr><td rowspan="5">普通地区 届出</td><td>①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例18(3)</td><td></td><td>条例18(3) 規則20・21</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例19(1)</td><td rowspan="4">規則24</td><td rowspan="4">条例19(7) 規則25・26</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td>⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td rowspan="4">緑地環境保全地域 届出</td><td>①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例24(1)</td><td rowspan="4">規則32</td><td rowspan="4">条例24(7) 規則33・34</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例24(1)</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例24(1)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例24(1)</td></tr></table>					区分		許可・届出行為	根拠条文	許可基準等	制限対象外行為	自然環境保全地域	特別地区 許可	①建築物・その他の工作物の新・改・増築	条例17(4)	規則15(1)(2)(3)	条例17(11) 規則17・18・19	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例17(4)	規則15(4)	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例17(4)	規則15(5)	④水面の埋め立て又は干拓	条例17(4)	規則15(6)	⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例17(4)	規則15(7)	⑥木竹の伐採	条例17(4)	規則15(8)	⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷	条例17(4)	規則15(9)	⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の植栽、種子をまくこと	条例17(4)	規則15(10)	⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと	条例17(4)	規則15(11)	⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	条例17(4)	規則15(12)	⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸	条例17(4)	規則15(13)	⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの	条例17(4)	規則15(14)	普通地区 届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例18(3)		条例18(3) 規則20・21	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例19(1)	規則24	条例19(7) 規則25・26	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例19(1)	④水面の埋め立て又は干拓	条例19(1)	⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例19(1)	緑地環境保全地域 届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例24(1)	規則32	条例24(7) 規則33・34	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例24(1)	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例24(1)	④水面の埋め立て又は干拓	条例24(1)
	区分		許可・届出行為	根拠条文	許可基準等	制限対象外行為																																																																						
	自然環境保全地域	特別地区 許可	①建築物・その他の工作物の新・改・増築	条例17(4)	規則15(1)(2)(3)	条例17(11) 規則17・18・19																																																																						
			②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例17(4)	規則15(4)																																																																							
			③鉱物の採掘又は土石の採取	条例17(4)	規則15(5)																																																																							
			④水面の埋め立て又は干拓	条例17(4)	規則15(6)																																																																							
			⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例17(4)	規則15(7)																																																																							
			⑥木竹の伐採	条例17(4)	規則15(8)																																																																							
			⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷	条例17(4)	規則15(9)																																																																							
⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の植栽、種子をまくこと			条例17(4)	規則15(10)																																																																								
⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと			条例17(4)	規則15(11)																																																																								
⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること			条例17(4)	規則15(12)																																																																								
⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸			条例17(4)	規則15(13)																																																																								
⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの			条例17(4)	規則15(14)																																																																								
普通地区 届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例18(3)		条例18(3) 規則20・21																																																																								
	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例19(1)	規則24	条例19(7) 規則25・26																																																																								
	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例19(1)																																																																										
	④水面の埋め立て又は干拓	条例19(1)																																																																										
	⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例19(1)																																																																										
緑地環境保全地域 届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例24(1)	規則32	条例24(7) 規則33・34																																																																								
	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例24(1)																																																																										
	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例24(1)																																																																										
	④水面の埋め立て又は干拓	条例24(1)																																																																										
(注)条例は新潟県自然環境保全条例、規則は施行規則。裸書き数字は条、括弧書き数字は項																																																																												
権限	知事																																																																											
手続	【手続の種類】許可・届出																																																																											
	申請者 申請、届出 市町村 環境対策課 通知 許可																																																																											
留意事項	【標準処理日数】30日																																																																											
	【罰則】(条例46、条例48) ○条例17(4)又は18(3)の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○条例17(5)(18(4)において準用する場合も含む。)の規定により許可を付せられた条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○条例19(1)又は24(1)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金																																																																											
備考																																																																												

許認可等名称	大規模開発行為の届出
法令等名称	新潟県自然環境保全条例
目的等	自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域で大規模開発を行う場合に、事前に自然環境保全の観点から審査を行い、必要に応じて事業者を指導する。
対象地域	自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域
規制行為及び基準	【規制行為】 自然環境を破壊する恐れのある大規模開発行為 1 ゴルフ場の造成 …2ha以上 2 スキー場の造成…2ha以上 3 宅地の造成 …2ha以上 4 遊園地(アーチェリー、射撃場を含む)…2ha以上 5 普通索道の建設…すべてのもの 6 鉱物の掘採又は土石の採取…5ha以上
権限	知事、市町村長(上越市、三条市、柏崎市、刈羽村のみ)
手続	【手続の種類】届出 自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域で大規模開発を行う場合に、その行為に着手しようとする日の60日前までに、知事にその旨を届出る。 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[環境政策課] C -. 助言又は勧告 (必要があると認めるとき) .-> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則】 届け出をせず、又は虚偽の届出をした者 30万円以下の罰金 上越市、三条市、柏崎市及び刈羽村における大規模開発行為については、当該市町村で届出の受理及び助言又は勧告をする。
備考	

許可等名称	鳥獣保護区特別保護地区内における行為の制限
法令等名称	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
目的等	鳥獣保護区内において特別に鳥獣の保護及び生息地の保護を図るため
対象地域	鳥獣保護区特別保護地区
規制行為及び基準	【規制行為】(法29⑦) 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 水面を埋め立て、又は干拓すること 3 木竹を伐採すること ただし、下記に掲げる行為は許可を要しない 【許可不要な行為】(環境省告示・新潟県告示) 1 環境大臣又は都道府県知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの 2 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐 3 次に掲げる工作物の設置 (1) 住宅及びこれに附属する工作物 (2) ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑 (3) 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎 (4) 自家用水道の送水施設又は自家発電の送電施設 (5) その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所 (6) その高さが5メートル以内の展望台 (7) その延長が500メートル以内の歩道 (8) その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設 (9) その面積が15平方メートル以内の公衆便所 (10) その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物 (11) 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物 (12) その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物 (13) 自然木を利用した仮設軽索道 (14) 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの 【許可基準】(法29⑨) 鳥獣の保護又は生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと 【許可条件】(法29⑩) 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の新築等の許可に条件を付することができる 【不許可要件】(法29⑨) 環境大臣又は都道府県知事は、許可申請があったときに、鳥獣の保護又は生息地の保護に重大な支障をおよぼすおそれがある場合を除き、許可をしなければならない。
権限	環境大臣、都道府県知事
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR subgraph "1) 県指定の特別保護地区" A[申請者] -- 調整 --> B[県地域機関] B -- 調整 --> C[環境対策課] A -- 申請 --> C C -- 許可 --> A end subgraph "2) 国指定の特別保護地区" D[申請者] -- 申請 --> E[自然事務保護所官] E -- 許可 --> D E --> F[地方環境事務所] end </pre> 【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則】(法84、法85) 法29⑦の規定に違反した場合は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 法29⑩の規定に違反した場合は、50万円以下の罰金
備考	「鳥獣保護区」(法28)…環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは鳥獣保護区として指定することができる。 「特別保護地区」(法29)…環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

許認可等名称	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設の設置等の届出		
法令等名称	大気汚染防止法		
目的等	工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀及び粉じん並びに建築物等の解体等による特定粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進すること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とする。		
対象地域	県内全域		
規制行為 及び基準	【規制行為】		
	1 ばい煙発生施設の設置の届出(法第6条)		
	2 ばい煙発生施設の使用の届出(法第7条)		
	3 ばい煙発生施設の構造等の変更の届出(法第8条)		
	4 氏名の変更等の届出(法第11条)		
	5 承継の届出(法第12条)		
	6 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出(法第17条の5)		
	7 揮発性有機化合物排出施設の使用の届出(法第17条の6)		
	8 揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出(法第17条の7)		
	9 一般粉じん発生施設の設置・構造変更等の届出(法第18条)		
規制行為 及び基準	10 一般粉じん発生施設の使用の届出(法第18条の2)		
	11 特定粉じん発生施設の設置・構造変更等の届出(法第18条の6)		
	12 特定粉じん発生施設の使用の届出(法第18条の7)		
	13 一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設に係る氏名の変更等、承継の届出(法第18条の13)		
	14 特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第18条の17)		
	15 水銀排出施設の設置の届出(法第18条の28)		
	16 水銀排出施設の使用の届出(法第18条の29)		
	17 水銀排出施設の構造等の変更の届出(法第18条の30)		
	届出期限等		
規制行為 及び基準	法第6条	受理後60日後でなければ設置できない	
	法第7条	ばい煙発生施設となった日から30日以内	
	法第8条	受理後60日後でなければ変更できない	
	法第11条	変更又は廃止をした日から30日以内	
	法第12条	承継があった日から30日以内	
	法第17条の5	受理後60日後でなければ設置できない	
	法第17条の6	揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内	
	法第17条の7	受理後60日後でなければ変更できない	
	法第18条	設置、変更する前	
	法第18条の2	一般粉じん発生施設となった日から30日以内	
規制行為 及び基準	法第18条の6	受理後60日後でなければ設置、変更できない	
	法第18条の7	特定粉じん発生施設となった日から30日以内	
	法第18条の13	変更又は廃止をした日、承継があった日から30日以内	
	法第18条の17	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで	
	法第18条の28	受理後60日後でなければ設置できない	
	法第18条の29	水銀排出施設となった日から30日以内	
	法第18条の30	受理後60日後でなければ変更できない	
	【基準】		
	ばい煙発生施設	排出基準	
揮発性有機化合物排出施設	排出基準		
一般粉じん発生施設	構造、使用、管理基準		
特定粉じん発生施設	敷地境界基準		
特定粉じん排出等作業	作業基準		
水銀排出施設	排出基準		
権限	知事(以下を除く) 新潟市長、長岡市長(一般粉じんのみ)、上越市長(一般粉じんのみ)		

手 続	【手続の種類】届出 申請者 受付窓口 届出 環境センター 受理 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】定めなし
	留 意 事 項 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第13条第1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備 考	

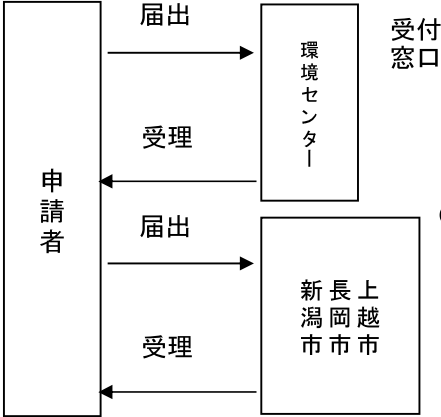
許認可等名称	水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出
法令等名称	水質汚濁防止法
目的等	水質汚濁に係る特定施設の設置等を行う場合、届出を義務づけることにより排水の汚濁濃度を規制値未満にし公共用水域の水質保全を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第5条) 2 特定施設の使用の届出(法第6条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(法第7条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) ※第5条、第7条は事前届出制(60日) ※第6条、第10条及び第11条は事後届出制(30日) 【基準】 排水基準…生活環境項目に係る基準、有害物質に係る基準 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等…構造等に関する基準、定期点検
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(法定移譲)
手続	【手続の種類】届出 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
留意事項	【標準処理日数】60日以内 国が定めた一律排水基準を上回る上乘せ排水基準を設定。 上乘せ排水基準は水域ごとに異なる。
備考	

許認可等名称	騒音規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出
法令等名称	騒音規制法
目的等	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
対象地域	騒音規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和47年新潟県告示第440号)
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第6条) 2 特定施設の使用の届出(法第7条) 3 特定施設の数等の変更の届出(法第8条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) 6 特定建設作業の実施の届出(法第14条) 届出期限等 法第6条 設置工事の開始の30日前まで 法第7条 指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内 法第8条 変更に係る工事の開始の30日前まで 法第10条 変更又は廃止の日から30日以内 法第11条 承継のあった日から30日以内 法第14条 作業開始の7日前まで 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準
権限	市町村長
手続	【手続の種類】届出 受付窓口 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法13条1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備考	

許認可等名称	振動規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出
法令等名称	振動規制法
目的等	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
対象地域	振動規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和53年新潟県告示第628号)
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第6条) 2 特定施設の使用の届出(法第7条) 3 特定施設の変更等の届出(法第8条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) 6 特定建設作業の実施の届出(法第14条) 届出期限等 法第6条 設置工事の開始の30日前まで 法第7条 指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内 法第8条 変更に係る工事の開始の30日前まで 法第10条 変更又は廃止の日から30日以内 法第11条 承継のあった日から30日以内 法第14条 作業開始の7日前まで 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準
権限	市町村長
手続	【手続の種類】届出 受付窓口 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法13条1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備考	

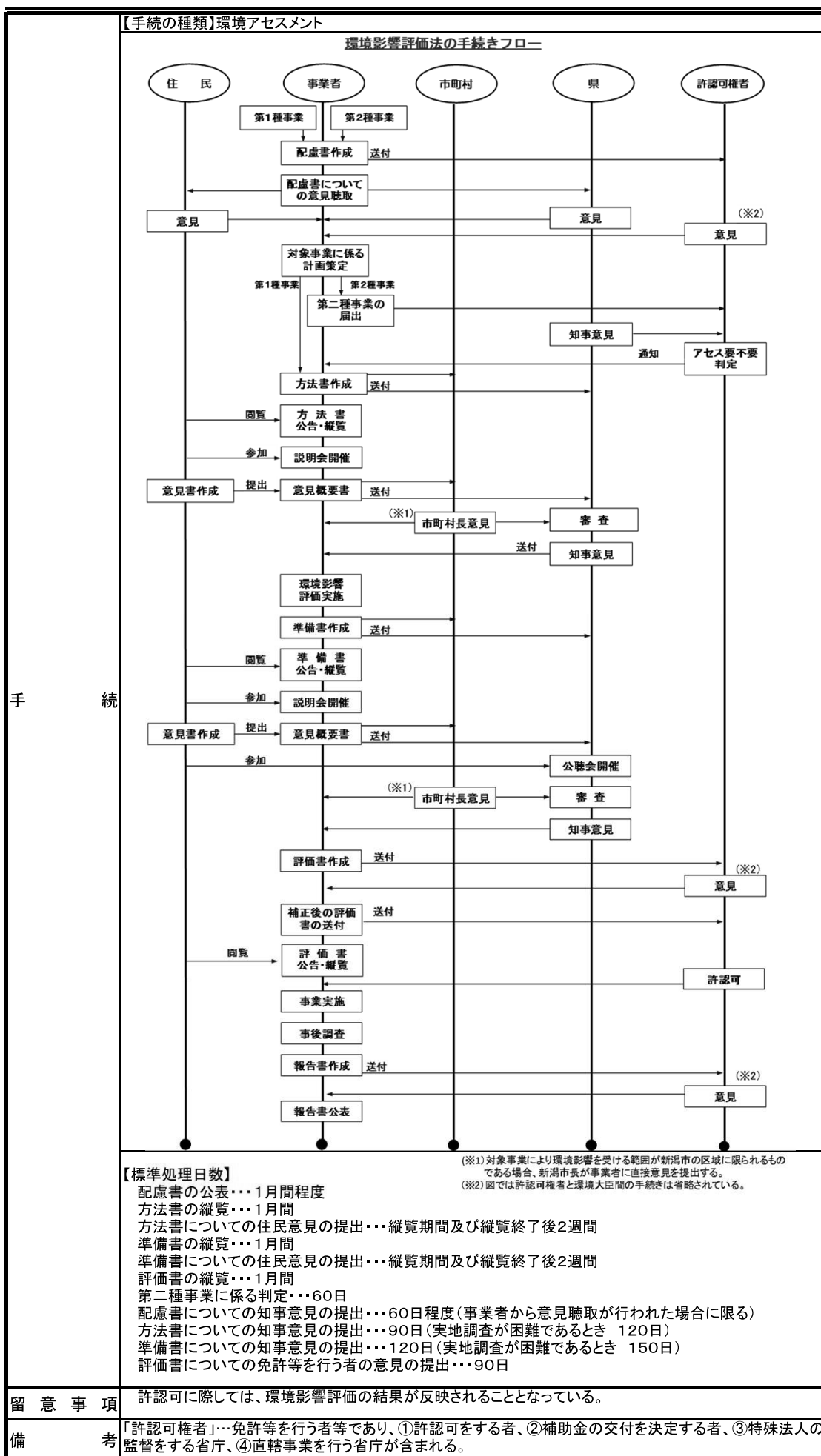
許認可等名称	地下水の揚水設備の設置許可・届出・報告
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則
目的等	広域にわたって地盤沈下が発生している新潟地域と上越地域で規制地域を指定し、一定規模以上の揚水設備の設置を許可制とするとともに、揚水量の削減指導や採取量の報告を義務づけることなどにより、過剰な地下水の揚水を抑制し、地盤沈下の防止に資する。
対象地域	(新潟地域)新潟市の一部(旧新潟市、旧白根市、旧豊栄市、旧亀田町、旧巻町、旧西川町、旧黒埼町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村、旧中之口村の区域) (上越地域)上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧板倉町、旧清里村、旧三和村)、妙高市(旧新井市)の区域の一部
規制行為及び基準	【規制行為】 1 揚水設備の設置の許可(条例第55条) 2 揚水設備の使用の届出(条例第57条) 3 揚水設備の構造等の変更の許可(条例第58条) 4 氏名等の変更等の届出(条例第59条) 5 揚水設備の設置工事の完了の届出(条例第60条) 6 揚水設備の廃止の届出(条例第62条) 7 採取量の測定等(条例第61条) (許可、届出、報告期限) 条例第55条、第58条はあらかじめ許可を受けなければ設置、変更できない 条例第57条は揚水設備となった日から90日以内 条例第59条、第60条は変更又は完了した日から30日以内 条例第62条は廃止後速やかに 条例第61条は毎年4月30日までに前年度の測定結果を報告 【許可を要する揚水設備】(条例第53条第2項、施行規則第21条) 指定地域内において、動力で地下水を採取する設備で、ストレーナーの下限の位置が地表面下20メートル以深の設備であって、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以上であり、又は揚水機の定格出力が1.1キロワットを超えるもの 【許可基準】(条例第56条) 1 上水道、簡易水道その他飲料の用に供する場合の採取 2 消防の用に供する場合の採取 3 地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であるとして知事が認める場合の採取
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[新潟市] B -- 許可 --> A A -- 申請 --> C[環境センター] C -- 許可 --> A </pre> 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】30日
留意事項	指定地域内での揚水設備の設置は、許可基準に該当すると認めるものについて、知事が許可できる(条例第56条)。
備考	許可申請書の様式は規則で規定している。申請書は区域を管轄する環境センターへ正本にその写し1通を添えて提出する。

許認可等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例におけるばい煙及び粉じんに係る特定施設の設置等の届出
法令等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例
目的等	事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置を定めることにより、県民の健康を保護し、良好な生活環境を確保することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為 及 び 基 準	【規制行為】 1 ばい煙に係る特定施設の設置の届出(条例第14条) 2 ばい煙に係る特定施設の使用の届出(条例第15条) 3 ばい煙に係る特定施設の構造等の変更の届出(条例第16条) 4 氏名等の変更等の届出(条例第19条) 5 承継の届出(条例第20条) 6 粉じんに係る特定施設の設置・変更の届出(条例第27条) 7 粉じんに係る特定施設の使用の届出(条例第28条) 8 粉じんに係る氏名等の変更・承継の届出(条例第31条) 届出期限等 条例第14条 受理後60日後でなければ設置できない 条例第15条 ばい煙に係る特定施設となった日から30日以内 条例第16条 受理後60日後でなければ変更できない 条例第19条 変更又は廃止をした日から30日以内 条例第20条 承継があった日から30日以内 条例第27条 設置、変更する前 条例第28条 粉じんに係る特定施設となった日から30日以内 条例第31条 変更又は廃止をした日、承継があった日から30日以内 【基準】 ばい煙に係る特定施設 排出基準 粉じんに係る特定施設 構造、使用、管理基準
権 限	知事(以下を除く) 新潟市長、長岡市長(粉じんのみ)、上越市長(粉じんのみ)
手 続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[環境センター] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する特定施設は除く。
備 考	

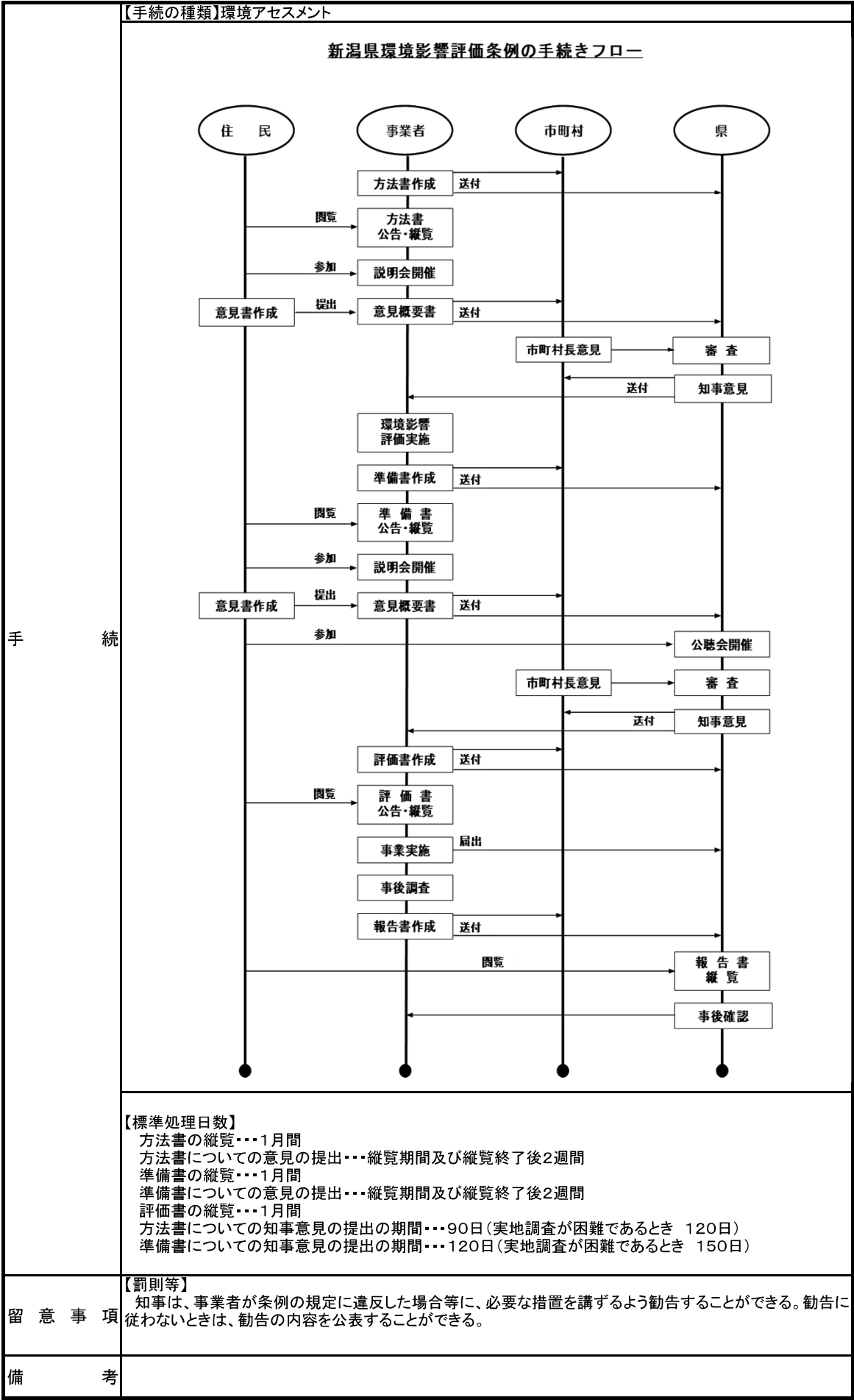
許認可等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例における水質汚濁に係る特定施設設置の届出
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例
目的等	水質汚濁に係る特定施設の設置等を行う場合、届出を義務づけることにより排出水の汚濁濃度を規制値未満にし公共用水域の水質保全を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(条例第37条) 2 特定施設の使用の届出(条例第38条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(条例第39条) 4 氏名の変更等の届出、承継の届出(条例第47条) ※第37条、第39条は事前届出制(60日) ※第38条及び第47条は事後届出制(30日) 【基準】 排水基準…有害物質、水素イオン濃度等の項目
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】届出  注) 環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】 60日以内
留意事項	
備考	

許認可等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例における騒音及び振動に係る特定施設の設置等の届出										
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例										
目的等	県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を現在及び将来の県民に確保することを目的とする。										
対象地域	騒音規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和47年新潟県告示第440号) 振動規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和53年新潟県告示第628号)										
規制行為 及 基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(条例第91条) 2 特定施設の使用の届出(条例第92条) 3 特定施設の数等の変更の届出(条例第93条) 4 氏名の変更等の届出(条例第95条) 5 承継の届出(条例第98条) 届出期限等 <table> <tr> <td>条例第91条</td><td>設置工事の開始の30日前まで</td></tr> <tr> <td>条例第92条</td><td>指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内</td></tr> <tr> <td>条例第93条</td><td>変更に係る工事の開始の30日前まで</td></tr> <tr> <td>条例第95条</td><td>変更又は廃止の日から30日以内</td></tr> <tr> <td>条例第98条</td><td>承継のあった日から30日以内</td></tr> </table> 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準	条例第91条	設置工事の開始の30日前まで	条例第92条	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	条例第93条	変更に係る工事の開始の30日前まで	条例第95条	変更又は廃止の日から30日以内	条例第98条	承継のあった日から30日以内
条例第91条	設置工事の開始の30日前まで										
条例第92条	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内										
条例第93条	変更に係る工事の開始の30日前まで										
条例第95条	変更又は廃止の日から30日以内										
条例第98条	承継のあった日から30日以内										
権限	市町村長(新潟市長を除く)										
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】 定めなし										
留意事項	1 新潟市には適用しない。(新潟市は新潟市生活環境の保全等に関する条例による。) 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される特定施設は除く。特定施設から電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物及びガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物は除く。										
備考											

許認可等名称	環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施																																																																																																																	
法令等名称	環境影響評価法																																																																																																																	
目的等	対象事業が環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表して、住民や地方公共団体の意見を聴きながら、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げること及びその決定に反映させることを目的としている。																																																																																																																	
対象地域	県内全域																																																																																																																	
規 制 行 為 基 準 及 び	【規制行為】																																																																																																																	
	<table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2">事業の種類</th><th colspan="2">環境影響評価法の事業の規模</th></tr><tr><th>第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)</th><th>第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">1 道 路</td><td>高速自動車国道</td><td>すべて</td><td>—</td></tr><tr><td>首都高速道路など</td><td>4車線以上のもの</td><td>—</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>4車線以上・10km以上</td><td>4車線以上・7.5km～10km</td></tr><tr><td>大規模林道</td><td>幅員6.5m以上・20km以上</td><td>幅員6.5m以上・15km～20km</td></tr><tr><td rowspan="3">2 河 川</td><td>ダム</td><td>湛水面積100ha以上</td><td>湛水面積75～100ha</td></tr><tr><td>せき堰</td><td>湛水面積100ha以上</td><td>湛水面積75～100ha</td></tr><tr><td>放水路、湖沼開発</td><td>土地改変面積100ha以上</td><td>土地改変面積75～100ha</td></tr><tr><td rowspan="2">3 鉄 道</td><td>新幹線鉄道</td><td>すべて</td><td>—</td></tr><tr><td>普通鉄道、軌道</td><td>長さ10km以上</td><td>長さ7.5km～10km</td></tr><tr><td>4 飛 行 場</td><td></td><td>滑走路長2,500m以上</td><td>滑走路長1,875～2,500m</td></tr><tr><td rowspan="6">5 発 電 所</td><td>水力発電所</td><td>出力3万kW以上</td><td>出力2.25万kW～3万kW</td></tr><tr><td>火力発電所</td><td>出力15万kW以上</td><td>出力11.25万kW～15万kW</td></tr><tr><td>地熱発電所</td><td>出力1万kW以上</td><td>出力7,500kW～1万kW</td></tr><tr><td>原子力発電所</td><td>すべて</td><td>—</td></tr><tr><td>太陽電池発電所</td><td>出力4万kW以上</td><td>出力3万kW以上～4万kW</td></tr><tr><td>風力発電所</td><td>出力5万kW以上</td><td>出力3.75万kW～5万kW</td></tr><tr><td>6 廃棄物最終処分場</td><td></td><td>面積30ha以上</td><td>面積25ha～30ha</td></tr><tr><td>7 公有水面の埋立・干拓</td><td></td><td>面積50ha超</td><td>面積40ha～50ha</td></tr><tr><td>8 土地区画整理事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td>9 新住宅市街地開発事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td>10 工業団地造成事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td>11 新都市基盤整備事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td>12 流通業務団地造成事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td>13 宅地の造成の事業（※1）</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr><tr><td colspan="4"><table><tr><td>○ 港湾計画（※2）</td><td colspan="3">埋立・掘込み面積の合計300ha以上</td></tr></table></td></tr><tr><td colspan="4">（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。</td></tr><tr><td colspan="4">【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記のとおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW</td></tr><tr><td>権 限</td><td colspan="3">知事、許認可権者（備考欄）</td></tr></tbody></table>			事業の種類		環境影響評価法の事業の規模		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)	1 道 路	高速自動車国道	すべて	—	首都高速道路など	4車線以上のもの	—	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	2 河 川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha	せき堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha	3 鉄 道	新幹線鉄道	すべて	—	普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	4 飛 行 場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m	5 発 電 所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	原子力発電所	すべて	—	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上～4万kW	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW	6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha	7 公有水面の埋立・干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha	8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	13 宅地の造成の事業（※1）		面積100ha以上	面積75ha～100ha	<table><tr><td>○ 港湾計画（※2）</td><td colspan="3">埋立・掘込み面積の合計300ha以上</td></tr></table>				○ 港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上			（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。				【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記のとおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW				権 限	知事、許認可権者（備考欄）		
	事業の種類		環境影響評価法の事業の規模																																																																																																															
			第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)																																																																																																														
	1 道 路	高速自動車国道	すべて	—																																																																																																														
		首都高速道路など	4車線以上のもの	—																																																																																																														
		一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km																																																																																																														
		大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km																																																																																																														
	2 河 川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha																																																																																																														
		せき堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha																																																																																																														
		放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha																																																																																																														
	3 鉄 道	新幹線鉄道	すべて	—																																																																																																														
		普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km																																																																																																														
	4 飛 行 場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m																																																																																																														
	5 発 電 所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW																																																																																																														
		火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW																																																																																																														
		地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW																																																																																																														
		原子力発電所	すべて	—																																																																																																														
		太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上～4万kW																																																																																																														
		風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW																																																																																																														
	6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha																																																																																																														
	7 公有水面の埋立・干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha																																																																																																														
	8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																														
	9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																														
	10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																														
	11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																														
	12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																														
13 宅地の造成の事業（※1）		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																															
<table><tr><td>○ 港湾計画（※2）</td><td colspan="3">埋立・掘込み面積の合計300ha以上</td></tr></table>				○ 港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上																																																																																																													
○ 港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上																																																																																																																	
（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。																																																																																																																		
【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記のとおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW																																																																																																																		
権 限	知事、許認可権者（備考欄）																																																																																																																	



許認可等名称	新潟県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施					
法令等名称	新潟県環境影響評価条例					
目的等	対象事業が環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表して、住民や地方公共団体の意見を聴きながら、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする。					
対象地域	県内全域（新潟市環境影響評価条例の対象となる事業を除く）					
規 制 行 為 及 び 基 準	【規制行為】					
	事業の種類			新潟県環境影響評価条例の事業の規模		
				一般地域	特別配慮地域 （国立公園、国定公園、 県立公園等の区域）	
	1	道 路	高速自動車国道	—	—	
			自動車専用道路	4車線以上・1km以上	4車線以上・1km以上又は 2車線以上・10km以上	
			一般国道、 県道、市町村道、農道	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・5km以上又は 2車線以上・10km以上	
			林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・10km以上	
	2	河 川	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積30ha以上	
			せき 堰	たん 湛水面積50ha以上	たん 湛水面積30ha以上	
			放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積30ha以上	
	3	鉄 道	新幹線鉄道	—	—	
			普通鉄道、軌道	長さ7.5km以上	長さ5km以上	
	4	飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上	
	5	発電所	水力発電所	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
			火力発電所	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
			地熱発電所	出力0.75万kW以上	出力0.5万kW以上	
			原子力発電所	—	—	
			太陽電池発電所	面積50ha以上	面積30ha以上	
	6	廃棄物 処理 施設	一般廃棄物 焼却施設	処理能力100t/日以上	処理能力60t/日以上	
			処理施設	し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	処理能力60kL/日以上
				最終処分場	面積5ha以上又は25万㎡以上	面積3ha以上又は15万㎡以上
			産業廃棄物 処理施設	焼却施設	処理能力100t/日以上	処理能力60t/日以上
			最終処分場	面積5ha以上又は25万㎡以上	面積3ha以上又は15万㎡以上	
	7	下水道終末処理場		計画処理人口10万人以上	計画処理人口6万人以上	
	8	公有水面の埋立・干拓		面積40ha以上	面積25ha以上	
	9	土地区画整理事業		面積75ha以上	面積50ha以上	
	10	住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積30ha以上	
	11	工業団地造成事業		面積50ha以上	面積30ha以上	
12	流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積30ha以上		
13	農用地の造成事業		面積500ha以上	面積300ha以上		
14	土石砂利採取事業		面積50ha以上	面積30ha以上		
15	レクリエーション施設		面積50ha以上	面積30ha以上		
16	工場又は事業場		排水1万㎡/日以上 排ガス10万㎡/時以上	排水0.6万㎡/日以上 排ガス6万㎡/時以上		
17	リゾートマンション		延床面積5万㎡以上	延床面積3万㎡以上		
18	複合開発事業		（別記）	（別記）		
（別記）複合開発事業の対象要件 上表における9～12、14、15の事業の種類のうち、2つ以上の事業種類に該当する事業を一つの事業者がそれぞれ相互に密接に関連させて行う事業で、各事業毎の事業区域の面積をそれぞれの事業毎の対象事業の規模要件で除した数値の合計が1以上であるもの。						
権 限	知事					



許認可等名称	土地の形質変更時の届出・土壤汚染状況調査結果の報告・汚染の除去等の措置・汚染土壤の搬出時の届出
法令等名称	土壤汚染対策法
目的等	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、住民の健康被害を防止する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 土地の形質変更時の届出（法第3条第7項、第4条第1項） 一定規模^{※1}以上の土地の形質変更をしようとする者は、着手の日の30日前までに（第3条第7項の場合はあらかじめ）当該土地の場所等を知事（新潟市、長岡市、上越市は各市長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。 2 土壤汚染状況調査結果の報告（法第3条第1項及び第8項、第4条第3項、第5条） 土地所有者等は、次の場合には指定調査機関に土壤の汚染状況を調査させ、その結果を知事等に報告しなければならない。 （1）「有害物質使用特定施設」の使用の廃止時 （2）法第3条第7項で届け出た土地において、調査を命じられたとき （3）法第4条第1項により届け出た土地において土壤汚染のおそれがあると知事等が認め、調査を命じられたとき （4）土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事等が認め、調査を命じられたとき 3 汚染の除去等の措置（法第7条第1項及び第7項） 土地所有者等又は汚染行為者は、汚染除去等計画書を作成し、提出すべきことの指示^{※2}を受けたときは、汚染除去等計画書を作成、提出し、それに従って実施措置を講じなければならない。 4 要措置区域内における土地の形質変更禁止（法第9条） 要措置区域^{※2}内においては、何人も、土地の形質変更をしてはならない。 5 形質変更時要届出区域における土地の形質変更時の届出（法第12条第1項及び第2項） 形質変更時要届出区域^{※3}において土地の形質変更をしようとする者は、着手の日の14日前まで（同区域が指定された際当該区域内において既に土地の形質変更着手している場合は、その指定の日から起算して14日以内）計画を知事等に届け出なければならない。 6 汚染土壤の搬出時の届出（法第16条第1項及び第2項） 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出しようとする者は、着手の日の14日前までに計画（計画の変更を含む。）を知事等に届け出なければならない。 7 汚染土壤の処理の委託（法第18条） 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出する者は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。 8 管理票（法第20条第1項、第5項及び第6項） （1）要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出する者は、当該土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、当該土壤の引渡しと同時に運搬受託者（処理のみを他人に委託する場合は、処理受託者）に管理票を交付しなければならない。 （2）管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを送付を受けた日から5年間保存しなければならない。 （3）管理票交付者は、一定期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は規定事項が記載されていない若しくは虚偽記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに運搬又は処理の状況を把握し、その結果を知事等に届け出なければならない。 ※1 一定規模：（水質汚濁防止法）有害物質使用特定施設関係は900m²、それ以外は3,000m²。 ※2 知事等は、土壤汚染状況調査の結果が基準に適合しない土地で、かつ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合、当該土地を「要措置区域」として指定する（法第6条第1項）とともに、汚染除去等計画を作成し、提出すべきことを指示する（法第7条第1項）。 ※3 知事等は、土壤汚染状況調査の結果が基準に適合しない土地で、かつ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない場合、当該土地を「形質変更時要届出区域」として指定する（法第11条第1項）。
権限	知事（地域振興局長に事務委任） 新潟市長、長岡市長、上越市長

手 続	【土地の形質変更時、汚染土壌の搬出時の届出】 ・一定規模以上の土地又は形質変更時要届出区域内の土地の形質変更をしようとする者 ・要措置区域又は形質変更時要届出区域外の土地の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者 新潟市、長岡市、上越市を除く地域 届出 環境センター 新潟市、長岡市、上越市 届出 上長新 越岡潟 市市市
	【土壌汚染状況調査結果の報告・要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定】 新潟市、長岡市、上越市を除く地域 報告 土地所有者等 環境センター 基準不適合 環境対策課 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定 新潟市、長岡市、上越市 報告 上長新 越岡潟 市市市 基準不適合 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	
備 考	

許認可等名称	汚染土壌処理業の許可
法令等名称	土壌汚染対策法
目的等	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、住民の健康被害を防止する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 汚染土壌処理業の許可（法第22条第1項） 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設ごとに、知事（新潟市、長岡市、上越市は各市長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない。 （許可基準） （1）汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行えること。 （法第22条第3項第1号、汚染土壌処理業省令（以下「省令」という。）第4条） （2）欠格要件に該当しないこと（法第22条第3項第2号） 2 汚染土壌処理業の変更の許可（法第23条第1項） 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更をしようとするときは、知事等の許可を受けなければならない。 3 汚染土壌処理業の届出（法第23条第3項） 汚染土壌処理業者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。
権限	
手続	<pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請・届出" --> B[環境センター] B --> C[環境対策課] A -- "許可申請・届出" --> D[上長新越岡潟市市市] </pre> 注）環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	ダイオキシン特定施設の設置の届出及び測定結果の報告
法令等名称	ダイオキシン類対策特別措置法
目的等	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に対する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌等に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護をを図ることを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第12条) 2 特定施設の使用の届出(法第13条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(法第14条) 4 氏名の変更等の届出(法第18条) 5 承継の届出(法第19条) 6 設置者による測定結果の報告(法第28条) 【基準】 1 大気排出基準(大気基準適用施設) 2 水質排出基準(水質基準適用事業場)
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長(指定都市事務)
手続	【手続の種類】届出(測定結果以外)・報告(測定結果) <pre> graph LR A[申請者] -- "届出・報告" --> B[環境センター] B -- "受理" --> A </pre> 受付窓口 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	土壌及び地下水の汚染の防止に係る規制等
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則
目的等	土壌及び地下水の汚染を防止するため、汚染の未然防止措置及び事業者の監視を定めるとともに、汚染が生じた場合はその拡大防止措置が図られるよう必要な措置を規定した。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 有害物質等の地下浸透の防止(条例第73条) 有害物質使用等事業者は、当該工場等において、有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。 2 土壌及び地下水の汚染状況の監視等(条例第74条) 有害物質使用等事業者で、排水量や有害物質の使用量が規則で定める一定の規模以上である者は、その事業活動に伴う有害物質による土壌及び地下水の汚染の状況を監視しなければならない。 有害物質の量が規則で定める基準値を超えたときは、知事に報告するとともに、周辺の環境への影響を防止するために必要な措置を講じなければならない。 3 県内の土壌・地下水汚染の所在の把握(条例第75条) 県民の健康を保護するためには、県内の土壌・地下水汚染状況の把握が重要であることから、対象や契機を特定せず、基準値を超える土壌又は地下水の汚染の状況を把握したときは、知事に届出るものとする。 4 汚染土壌の適正処分(条例第75条の2) 周辺の環境への影響を防止するため、汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、適正に処分しなければならない。
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】報告 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	土壌・地下水の汚染状況の報告の様式は規則で規定している。

許認可等名称	砂防指定地内における制限行為の許可
法令等名称	砂防法、新潟県砂防指定地等管理条例、新潟県砂防指定地等管理条例施行規則
目的等	砂防指定地において、治水上砂防のため、指定地の現状を変更して土砂の流出等をきたし、又はそのおそれのある行為を禁止若しくは制限する。
対象地域	砂防指定地
規制行為及び基準	【禁止行為】(法4条、条例3条) 何人もみだりに砂防設備、準用施設物を損傷する行為をしてはならない。 【制限行為】(法4条、条例4条、規則3条) 砂防指定地において、次のいずれかの行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。 (非常災害のために必要な応急措置として行う行為、規則で定める軽易な行為を除く) 1 工作物の新築、改築、移転又は除却 2 立竹木の伐採、樹根若しくは芝草の採取、立竹木の滑下若しくは地引による運搬又は立竹木の流送 3 土地の掘さく、盛土、切土その他土地の原状を変更する行為 4 土石(砂れきを含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 5 牛、馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留 6 火入れ又はたき火 7 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障のある行為 【許可基準】(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号) 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではないこと。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】21日
留意事項	
備考	「砂防指定地」…砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域(法2条)

課名・係名：農地建設課 防災係
 内 線：3119
 課名・係名：砂防課 管理調整係
 内 線：3364
 課名・係名：治山課 技術管理・災害班
 内 線：3046

許認可等名称	地すべり防止区域内における制限行為の許可
法令等名称	地すべり等防止法
目的等	地すべりによる被害を防ぐことにより、国土の保全と民生の安定を図ることを目的として、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域を国が地すべり防止区域に指定し、区域内の一定の行為を制限する。
対象地域	地すべり防止区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法18、令5) 地すべり防止区域内において、次のいずれかに該当する行為をしようとする場合には、知事の許可を受けなければならない。 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 3 のり切又は切土で政令で定めるもの 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 【基準】(法18②) 当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害しないもの又は地すべりを著しく助長しないものであること。
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	【手続の種類】許可 受付窓口 申請者 申請(国土交通省所管地すべり防止区域の場合) → 県1 地域機関 → 県地域機関1…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 申請(林野庁所管地すべり防止区域の場合) → 県2 地域機関 → 県地域機関2…地域振興局(農林振興部又は農林水産振興部。新潟地域振興局においては、農林振興部及び津川地区振興事務所。上越地域振興局においては、農林振興部及び上越東農林事務所) 申請(農林水産省農村振興局所管地すべり防止区域の場合) → 県3 地域機関 → 県地域機関3…地域振興局(農林振興部、農業振興部又は農林水産振興部。上越地域振興局においては、農林振興部及び上越東農林事務所) 許可 【標準処理日数】21日
留意事項	【罰則等】(法21、34、38、40、52) 1 行為の禁止もしくは制限に違反した者に対しては、罰則が定められているほか、法律上の義務の履行を確保するため、代執行の規定がある。 2 許可条件に違反した者若しくは不正な手段により許可を受けた者に対して、知事は、許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止等を命ずることがある。
備考	「地すべり」…土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象(法2) 「地すべり防止区域」…地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域(法3条)

許認可等名称	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可
法令等名称	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
目的等	急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊による災害を防ぎ民生の安定と国土の保全を図るため、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為を制限する。
対象地域	急傾斜地崩壊危険区域
規制行為及び基準	【制限行為】(法7条、令2条) 急傾斜地崩壊危険区域内において、次のいずれかの行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。(非常災害のために必要な応急措置として行う行為、区域指定の際既に着手している行為、政令で定めるその他の行為を除く) 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 【許可基準】(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号) 申請された行為の内容が急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A </pre> 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】14日
留意事項	
備考	「急傾斜地」…傾斜度が30度以上である土地(法2条) 「急傾斜地崩壊危険区域指定要領」第2(指定基準) 1 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの 2 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

許認可等名称	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可
法令等名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
目的等	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生により著しい危害が生じるおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限する。
対象地域	土砂災害特別警戒区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法10条) 1 土砂災害特別警戒区域内において、住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)となるべき建築物を建築するために、土地の区画形質の変更をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 2 法10条で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。(令6条) (1) 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿泊提供施設を除く。)、児童福祉施設(児童自立支援施設を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設 (2) 特別支援学校及び幼稚園 (3) 病院、診療所及び助産所 【許可基準】(法12条、令7条) 対策工事等の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるとき許可するものとする。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…地域振興局(地域整備部、津川地区振興事務所。上越地域振興局においては妙高砂防事務所。) 【標準処理日数】30日
留意事項	
備考	「土砂災害特別警戒区域」…警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域(法9条)

許認可等名称	盛土等の許可																		
法令等名称	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)																		
目的等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。																		
対象地域	新潟市を除く県内全域(新潟市域は新潟市が所管)																		
規制行為及び基準	【規制行為】(法第12条第1項・第30条第1項、政令第3条・第4条・第28条) ※災害の発生のおそれがないと認められる工事については、この限りでない。(政令第5条第1項) 許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域 ＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞ 例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等 <table><tr><td>要件</td><td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</td><td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td><td>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td><td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</td><td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)</td></tr><tr><td>イメージ図</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ＜一時的な土石の堆積＞ 例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等 <table><tr><td>要件</td><td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</td><td>⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの</td></tr><tr><td>イメージ図</td><td></td><td></td></tr></table> 【許可基準】(法第12条第2項・第13条・第30条第2項・第31条) - 当該申請に係る工事の計画が技術的基準等の規定に適合するものであること。 - 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があること。 - 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があること。 - 当該工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する物の全ての同意を得ていること。	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	イメージ図						要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	イメージ図		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)														
イメージ図																			
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの																	
イメージ図																			
権限	知事(新潟市長)																		
手続	【手続きの種類】許可申請、協議 受付窓口(対象地を所管する課が担当) <table><tr><td>申請者</td><td>申請</td><td>都市政策課</td><td>治山課</td><td>地域農政推進課</td><td>農地管理課</td></tr><tr><td></td><td>許可、同意</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※新潟市域は新潟市都市政策部都市計画課 【標準処理期間】(書類の補正に要する期間や閉庁日は含まない) 土地の形質変更に関する工事の許可 30日 土石の堆積に関する工事の許可 14日	申請者	申請	都市政策課	治山課	地域農政推進課	農地管理課		許可、同意										
申請者	申請	都市政策課	治山課	地域農政推進課	農地管理課														
	許可、同意																		
留意事項	【罰則】(法第55条～61条) 許可を得ずに盛土等を行った場合や命令等に違反した場合は、罰則の対象となる。																		
備考	・国又は都道府県が行う工事については、これらの者と知事との協議が成立することをもって、盛土規制法の許可があったものとみなされる。(法第15条第1項・第34条第1項) ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、盛土規制法の許可があったものとみなされる。(法第15条第2項・第34条第2項) ・特定盛土等規制区域において、上記「規制行為及び基準」に示す赤文字の規模を超える盛土等を行う場合は、当該工事に着手する30日前までに届出なければならない。(法第27条第1項)																		

許認可等名称	特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可
法令等名称	特定都市河川浸水被害対策法
目的等	特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資する。
対象地域	特定都市河川流域
規制行為及び基準	【規制行為】 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる雨水浸透阻害行為で、1,000㎡以上のもの をすること。(法30、令6～8) (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更 (2) 土地の舗装 (3) 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為 ア ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設を新設し、又は増設する行為 イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為 ※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置 として行う行為は、許可を要しない。 【許可基準】 対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために 必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの 法律に基づく命令の規定に違反していないと認められること。(法32)
権限	知事
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- ①事前相談 --> C[県河川管理課] A -- ②申請 --> B[市町村] B -- ③送付 --> C C -- ④許可 --> B B -- ⑤送付 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則】(法85①) 法30の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした場合、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
備考	「特定都市河川」(法2①) 都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するもの。 新潟県では、一級河川荒川水系烏川、荒川水系前川及び荒川水系太田沢川が指定されている。

許認可等名称	河川区域、河川保全区域、河川予定地内における制限行為の許可等
法令等名称	河川法
目的等	災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の福祉を増進する。
対象地域	河川区域、河川保全区域、河川予定地
規制行為及び基準	【規制行為】 1 許可制 (1) 河川流水を占用しようとする場合(法23) (2) 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする場合(法24) (3) 河川区域内の土地において土石(砂を含む。)を採取しようとする場合及び土石以外の河川産出物で政令で指定したものを採取しようとする場合(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)(法25、令15) (4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合(法26) (5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する場合又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法27、令15の4) (6) 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだを通航させる場合(法28) (7) 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある場合(法29、令16の4) (8) 河川保全区域内において土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築をする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法55、令34) (9) 河川予定地において土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築をする場合(政令で定める軽易な行為を除く。)(法57、令35) 2 登録制 前記1(1)の許可を受けた水利利用のために取水した河川流水等を利用して発電しようとする場合(法23の2) 3 届出制 河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする場合。ただし、他法令による処分を受け、又は届出をしている場合を除く。(法29、令16の5) 【許可基準】 河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう地域の意向を踏まえつつ占用許可等を行う。
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可、登録 --> A B -- 副申 --> C[河川管理課] C -- 許可、登録 --> B C -- 協議 --> D[北陸地方整備局等] D -- 同意、認可 --> C </pre> 県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川) 流水占用許可等 重要なもの 法79①②該当
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	「河川区域」 1 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況呈している土地を除く。)の区域 2 河川管理施設の敷地である土地の区域 3 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。)の区域のうち、1に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域 「河川保全区域」…河岸又は河川管理施設を保全するために必要な河川区域に隣接する一定の区域で河川管理者が指定した区域 「河川予定地」…河川工事の施行により、新たに河川区域内の土地となるべき土地であって、河川管理者が河川工事を施行するため必要であると認め、指定した土地

許認可等名称	海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用及び制限行為の許可
法令等名称	海岸法
目的等	海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図る。
対象地域	海岸保全区域及び一般公共海岸区域
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 施設等を設けて海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）を占用すること（法7） 2 海岸保全区域内において次に掲げる行為を行うこと（法8） （1）土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること （2）水面又は公共海岸の土地以外の土地において、施設等を新設又は改築すること （3）土地の掘削、盛土、切土等を行うこと 3 施設等を設けて一般公共海岸区域（水面を除く。）を占用すること（法37の4） 4 一般公共海岸区域内において次に掲げる行為を行うこと（法37の5） （1）土石を採取すること （2）水面において施設等を新設又は改築すること （3）土地の掘削、盛土、切土等を行うこと 【許可基準】 海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 受付窓口 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A </pre> 県地域機関…地域振興局地域整備部 【標準処理日数】30日
留意事項	
備考	「海岸保全区域」（法3）…海岸保全施設の設置を行う等、海岸法の目的を達成するために必要があると認め都道府県知事が指定した区域 「公共海岸」（法2）…国等が所有する公共用海岸の土地（他法令の規定により管理する土地を除く。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定した水面 「一般公共海岸区域」（法2）…公共海岸の区域のうち海岸保全区域以外の区域

許認可等名称	港湾区域における制限行為の許可
法令等名称	港湾法
目的等	港湾区域における行為、利用等を規制することにより港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないように措置し港湾の機能を十分発揮させる。
対象地域	経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の水域で国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 区域内の水域(上空100mまで、水底下60mまでの区域を含む)の占用(法37条、以下同じ。) 2 区域内の水域における土砂の採取 3 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 4 港湾管理者が指定する廃物の投棄(施行令14条、以下同じ。) 5 動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が基準を超え、かつストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置のものの建設又は改良 【許可基準】 1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと(法37条2項、以下同じ。) 2 港湾計画の遂行を著しく阻害しないこと 3 港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでないこと 4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること(行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。) 5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと 6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること 7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 8 周辺の船舶航行に支障を与えないこと 9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと 10 環境を悪化する恐れがないこと
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部(村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川) 【標準処理日数】20日
留意事項	
備考	

許認可等名称	港湾隣接地域における制限行為の許可
法令等名称	港湾法
目的等	港湾区域又は港湾施設を良好な状態に維持、保全するため、水域に隣接する地域の一定区域における行為、利用等を規制することにより港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないよう措置し港湾の機能を十分発揮させる。
対象地域	港湾区域外100m以内の地域内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲で港湾管理者が指定した区域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 当該地域内の公共空地の占用（法37条、以下同じ。） 2 当該地域内の公共空地における土砂の採取 3 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 4 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築（施行令14条、以下同じ。） 5 港湾管理者が指定する廃物の投棄 6 動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が基準を超え、かつストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置のものの建設又は改良 【許可基準】 1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと（法37条2項、以下同じ。） 2 港湾計画の遂行を著しく阻害しないこと 3 港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでないこと 4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること（行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。） 5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと 6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること 7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと 8 周辺の船舶航行に支障を与えないこと 9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと 10 環境を悪化する恐れがないこと
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部（村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川）
	【標準処理日数】20日
留意事項	
備考	

許認可等名称	臨港地区における制限行為の許可等
法令等名称	港湾法
目的等	港湾の安全かつ円滑な利用を確保するとともに、港湾における環境の保全を図る。
対象地域	港湾区域を地先水面とする地域において当該港湾の管理運営に必要な臨港地区として指定された区域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 届出を要する行為（法38条の2） (1) 水域施設、運河、用水きよ、又は排水きよの建設又は改良 (2) 工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設以外の廃棄物処理施設の建設又は改良 (3) 工場又は事業場で一の団地内における作業場の床面積の合計が2,500㎡、又は工場若しくは事業場の敷地面積が5,000㎡以上のものの新設又は増設 (4) 爆発物その他の危険物のうち、港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設又は揚水施設の建設又は改良（施行令15条の4。） 2 分区内の規制（法40条） 各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。 【許可基準】（新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例） 1 当該条例別表に基づく各分区の区別ごとに掲げられた建築物その他構築物であること（行政手続法に基づく行政庁の処分に係る審査基準、以下同じ。） 2 公益上やむを得ないものであること 3 港湾管理上、港湾計画上及び港湾施設整備計画に支障がないこと 4 港湾の施設に関する技術上の基準に合致していること
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可、届出 申請者 申請、届出 → ← 許可 受付窓口 県地域機関 ※ 許可は申請の場合のみ 県地域機関…新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局直江津港湾事務所 地域振興局地域整備部（村上、長岡、佐渡、柏崎、糸魚川）
	【標準処理日数】20日
留意事項	
備考	

許認可等名称	漁港区域内の水域及び公共空地における制限行為の許可等
法令等名称	漁港及び漁場の整備等に関する法律
目的等	特定漁港漁場整備事業等の施行と漁港利用の確保、その他漁港の保全を図ることを目的としている。
対象地域	県管理漁港
	【規制行為】（法３９条１項、４項） 県の管理する漁港区域内の水域又は公共空地における行為の制限 １ 工作物の建設若しくは改良 ２ 土砂の採取 ３ 土地の掘削若しくは盛土 ４ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ５ 水面若しくは土地の一部の占有 【許可基準】 １ 許可の期間 許可の期間は、原則として１年以内とし、当該行為の目的、場所、方法を考慮して適正なものであること。 ２ 行為の場所 行為の場所は、特定漁港漁場整備事業等の施行、将来計画、漁港施設の維持管理、利用等総合的観点から支障を与えるおそれのない区域であること。特に、汚水の放流又は汚物の投棄の行為については、その場所、汚水の水質又は濃度ごとの総量又は汚物の種類ごとの総量から判断して、漁港の機能、環境等に著しい悪影響を及ぼさないものであること。 ３ 面積、数量 当該行為の面積、数量は、その漁港の水域等の維持管理、利用、漁港施設等の整備計画等との関連において、適正な範囲であること。特に、土砂の採取については当該漁港の自然条件等から総合的に判断し、過大なものとならないこと。 【認定計画実施者】 １ 活用推進計画が定められた漁港において実施計画を作成し、管理者の認定を受けたもの（認定計画実施者）に実施計画又は認定計画に定められた漁港の区域内の水域若しくは公共空地を貸し付けることができる。 ２ 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定することができる。 【漁港協力団体】 漁港協力団体が第６２条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占有についての第３９条第１項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があったものとみなす。
権 限	
手 続	【手続の種類】許可、協議 申 請 者 申請又は協議 → 受 付 窓 口 県 地 域 機 関 → 漁 港 課 ← 許可又は回答 県地域機関 ・ 粟島・寝屋漁港: 村上地域振興局地域整備部 ・ 間瀬漁港: 新潟地域振興局地域整備部 ・ 出雲崎漁港: 長岡地域振興局地域整備部 ・ 名立漁港: 上越地域振興局直江津港湾事務所 ・ 能生・筒石・浦本・市振漁港: 糸魚川地域振興局地域整備部 ・ 鷺崎・白瀬・両津・水津・小木・稲鯨・姫津漁港: 佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）
	【標準処理日数】 25日
留 意 事 項	
備 考	

許認可等名称	県営漁港の漁港施設における制限行為の許可
法令等名称	新潟県漁港管理条例
目的等	特定漁港漁場整備事業等の施行と漁港利用の確保、その他漁港の保全を図ることを目的としている。
対象地域	県管理漁港
規制行為 及び基準	【規制行為】（条例１３条１項） 県の管理する漁港施設における行為の制限 1 漁港施設の占有 2 漁港施設に定着する工作物の新築、改築、増築若しくは除去 【許可基準】 1 利用計画に定められた利用目的と一致すること。（ただし、軽微な処分で本来の用途又はその目的を妨げない限度においてするもの又は漁港の機能に支障を与える恐れのないもの若しくは当該処分をすることにより漁港施設等の効用を増進するものについてはこの限りでない。） 2 漁港の維持管理に支障のない範囲であること。 3 工作物等の規模・構造等が適正なものであること。
権限	知事
手続	【手続の種類】許可 申請者 申請 受付窓口 県地域機関 → 漁港課 漁港課 許可 申請者 県地域機関 ・ 粟島・寝屋漁港:村上地域振興局地域整備部 ・ 間瀬漁港:新潟地域振興局地域整備部 ・ 出雲崎漁港:長岡地域振興局地域整備部 ・ 名立漁港:上越地域振興局直江津港湾事務所 ・ 能生・筒石・浦本・市振漁港: 糸魚川地域振興局地域整備部 ・ 鷲崎・白瀬・両津・水津・小木・稲鯨・姫津漁
	【標準処理日数】25日
留意事項	
備考	

許認可等名称	道路管理者以外の者の行う工事の承認
法令等名称	道路法
目的等	道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。
対象地域	道路区域
規制行為基準	【規制行為】(法24条) 道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持をしようとする場合 1 承認が必要な工事の例 (1) 車両乗入れのための歩道切下げ工事 (2) 歩車道境界ブロックの撤去工事 (3) ガードレールの撤去工事 (4) 法面埋立工事 など 【承認基準】 道路工事施行承認に係る承認基準(昭和58年4月1日道維第320号)に適合するものであること。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】承認 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関(※)] B -- 承認 --> A </pre> ※ 県地域機関: 県地域振興局地域整備部(阿賀町は、津川地区振興事務所が所管。) 【標準処理日数】20日
留意事項	県が管理する道路(国道(指定区間外)及び県道)以外の道路については、それぞれの道路管理者に承認申請する。 ・国道(指定区間内)…国土交通省 ・市町村道…市町村 ・市が管理する国道(指定区間外)及び県道…市
備考	「道路区域」…車道、路肩、歩道、法面など道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される道路管理者が決定した区域。

許認可等名称	道路占用許可
法令等名称	道路法
目的等	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
対象地域	道路区域
規制行為及び基準	【規制行為】(法32条) 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合 1 道路占用物件の例(法32条1項) (1) 電柱・電線類 (2) 水道管・下水道管・ガス管類 (3) 看板・標識・旗ざお類 (4) 工事用板囲・足場・その他工事用施設 (5) 土石・竹木・その他工事用材料 等 【許可基準】(法33条) 1 占用物件が法第32条第1項各号の一に該当するものであること。 2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること。 3 占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法が法施行令第9条から第16条に定める基準に適合するものであること。 4 新潟県道路占用規則(昭和45年新潟県規則第16号)第3条及び新潟県道路占用許可基準(昭和61年4月1日道維第50号)に適合するものであること。
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】許可 ※ 県地域機関:県地域振興局地域整備部(阿賀町は、津川地区振興事務所が所管。) 【標準処理日数】知事権限に係るものは30日、地域振興局長の権限に係るものは20日
留意事項	県が管理する道路(国道(指定区間外)及び県道)以外の道路については、それぞれの道路管理者に許可申請する。 ・国道(指定区間内)…国土交通省 ・市町村道…市町村 ・市が管理する国道(指定区間外)及び県道…市
備考	「道路区域」…車道、路肩、歩道、法面など道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される道路管理者が決定した区域。

課名・係名：用地・土地利用課 土地利用対策係
内 線：3211

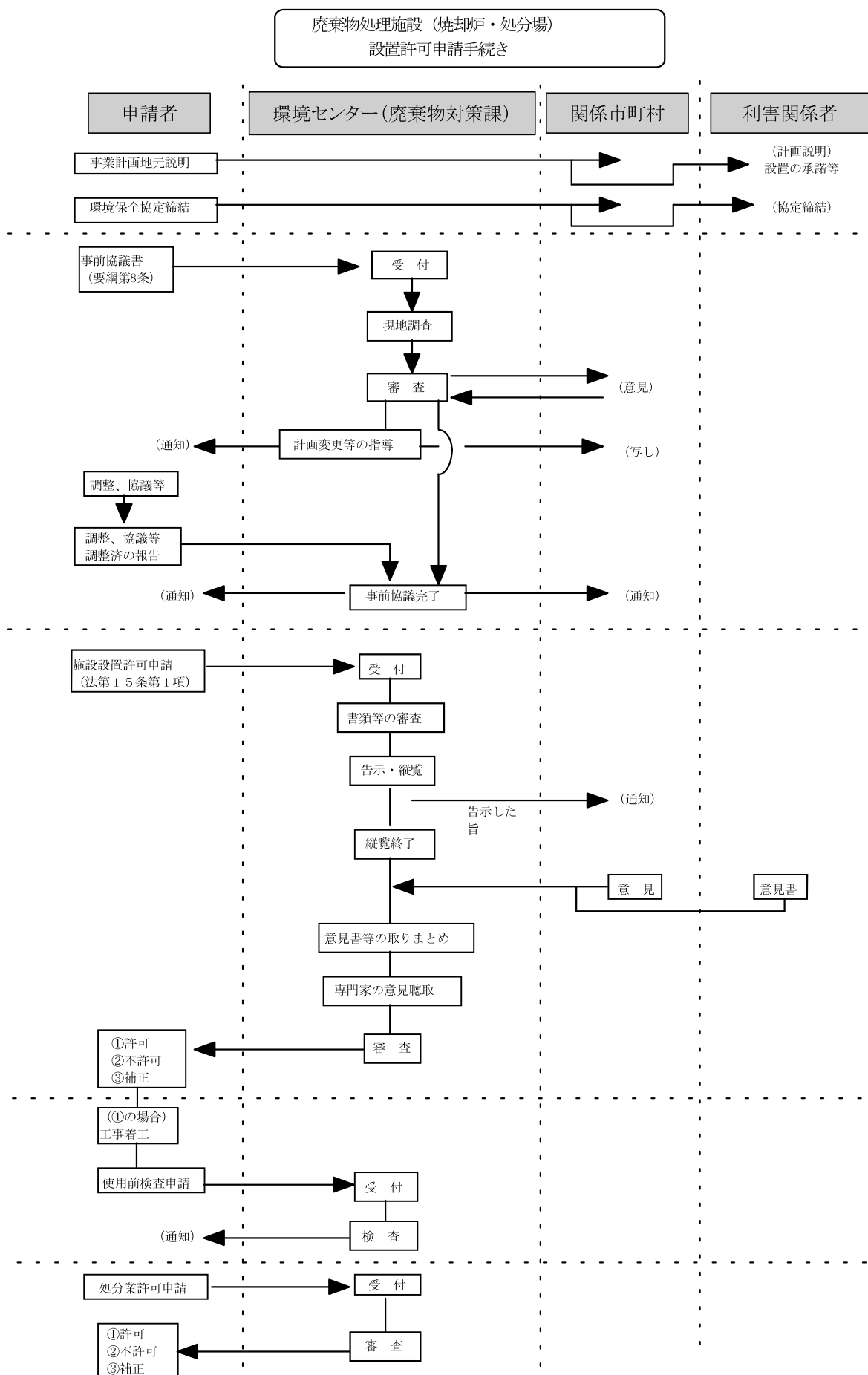
許認可等名称	法定外公共用財産の用途廃止・用途変更・使用許可・国有生産物採取許可
法令等名称	国有財産法・施行令、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例・施行規則
目的等	法定外公共物の敷地である法定外公共用財産の適正管理を目的とする。
対象地域	県内全域 ※③と④は海（一般海域）のみ
規制行為 及び基準	①用途廃止 - 法定外公共用財産を宅地等に利用するために払下げを希望する場合は、用途廃止申請を行う必要がある。 - 法定外公共用財産の用途・目的が喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなつたと知事が判断した場合に、行政財産を普通財産にする。用途廃止後の普通財産は原則的に財務大臣に引き継ぐ。 ※払下げ…用途廃止後、普通財産の引き継ぎを受けた財務省（新潟財務事務所）が払下げを行う。 （基準） - 代替施設の設置により存置の必要がなくなった場合 - 現況が機能を喪失していて、将来とも機能回復する必要がない場合 ②用途変更 - 従来の用途を他の用途（水路敷を道路敷とする等）に変更するには、用途変更の申請を行う必要がある。 - 公共用財産を行政財産のまま用途のみを変更する。 （基準） 新たな用途で、不特定多数の公衆に利益をもたらすものであること ③使用許可 ※海（一般海域）のみ - 法定外公共用財産をその目的以外で使用する場合は許可を得る必要がある。 - 公共用財産をその用途又は目的を妨げない限度で、国以外の者に使用させることができる。 （基準） - 電気、ガス、水道等の公益事業の施設の敷地に使用するとき - 通路、材料置き場、網干場及び船揚場等に使用するとき - 一時的に設置する駐車場、休憩所、露店等の施設の敷地に使用するとき - 農耕、採草、放牧等に使用するとき - 上記のほか、公衆の利便に供する必要がある、又は必要やむを得ないと認められるとき ④国有生産物採取許可 ※海（一般海域）のみ - 法定外公共用財産から生ずる石、砂利、土砂等を採取する場合は許可を得る必要がある。 - 公共用財産をその用途又は目的を妨げない限度で、国以外の者に採取させることができる。 （基準） 採取料については、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例による
権限	用途廃止…知事 用途変更、使用許可、国有生産物採取許可…知事〔各地域振興局長に委任〕

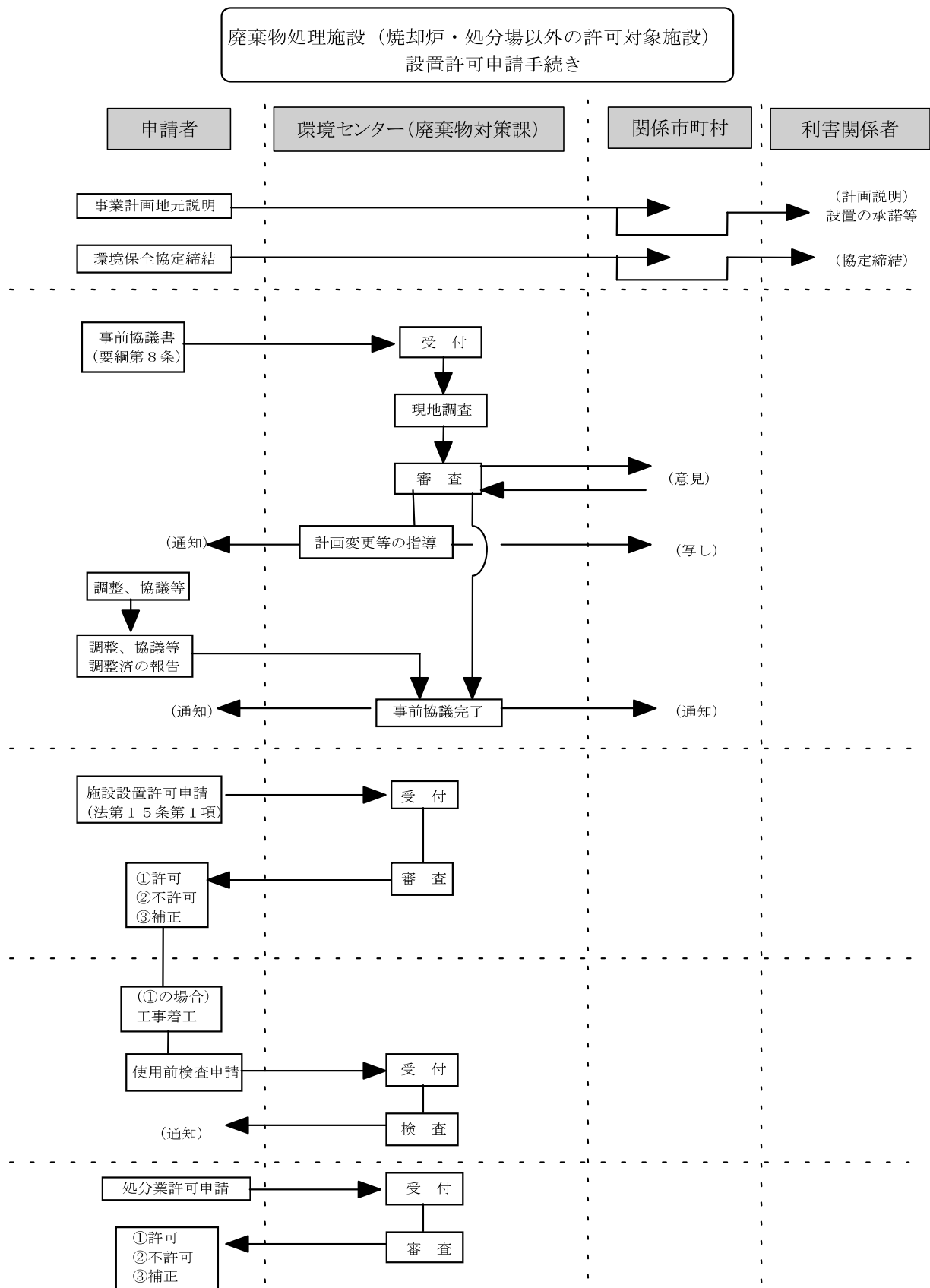
手 続	【手続の種類】申請、承認、許可 用途廃止 申請者 申請書提出 引継通知 用地・土地利用課 (30,000m²まで) 引継通知書送付 財務省 関東財務局 新潟財務 事務所長 承認 承認申請 国土交通大臣 (30,000m²を超える)
	用途変更 申請者 申請書提出 承認 地域振興局 地域整備部
	使用許可 申請者 申請書提出 許可書交付 地域振興局 地域整備部 指揮伺 回答 用地・土地利用課 (100,000m²を超えるもの等) 承認 申請 国土交通大臣
	国有生産物採取許可 申請者 申請書提出 許可書交付 地域振興局 地域整備部
	【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	「法定外公共物」…国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産で国土交通省所管に属するもののうち、道路、河川、湖沼、ため池、用悪水路、井溝、海その他これらに類するもので道路法、河川法、海岸法、港湾法その他公共物の管理に関する法律の規定の適用又は準用がないものをいう。 1 地方分権の社会情勢を背景として、国有財産特別措置法が改正され、法定外公共用財産は平成12年度から5年間で市町村に譲与されることになり、平成17年3月末で3市町を除く市町村については譲与手続きが完了した。さらに、平成18年10月末で2市町、平成19年3月末で1市が完了し、すべての市町村で譲与手続きが完了した。譲与された財産は市町村固有の財産であり、譲与されなかった財産は財務省所管普通財産となったため、上記の規制の対象にならない。 2 譲与対象外の海について、上記の規制の対象になる。
備 考	

許認可等名称	公有水面の埋立
法令等名称	公有水面埋立法
目的等	国有財産である公有水面について、公共の福祉に適合するよう適正かつ合理的な利用を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 公有水面を埋め立てること(法2) 【免許基準】(法4) 1 国土利用上適正かつ合理的であること 2 その埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮されたものであること 3 埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体(港務局を含む)の法律に基づく計画に違背しないこと 4 埋立地の用途に照らし、公共施設の配置及び規模が適正であること 5 埋立地を他人に譲渡し又は他人に使用させることを主たる目的とした埋立にあつては、出願人が公共団体その他政令で定める者であり、かつ埋立地の処分方法及び予定対価の額が適正なこと 6 出願人が埋立を遂行するに足る資力及び信用を有すること
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】免許 <pre> graph LR A[出願人] -- 出願 --> B[県地域機関] B -- 副申 --> C[河川管理課] C -- 意見聴取 --> D[市町村長] D -- 回答 --> C C -- 免許 --> A </pre> 県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)
	【標準処理日数】120日
留意事項	1 道路、駐車場、公園及びその関連施設用地造成のためのもので、埋立面積が500,000㎡(50ha)以下のものは地域振興局長等が免許を行う。 2 埋立面積が50haを超えるもの等については、国土交通大臣の認可を要する。
備考	「公有水面」(法1)…河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの ・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ権限移譲。

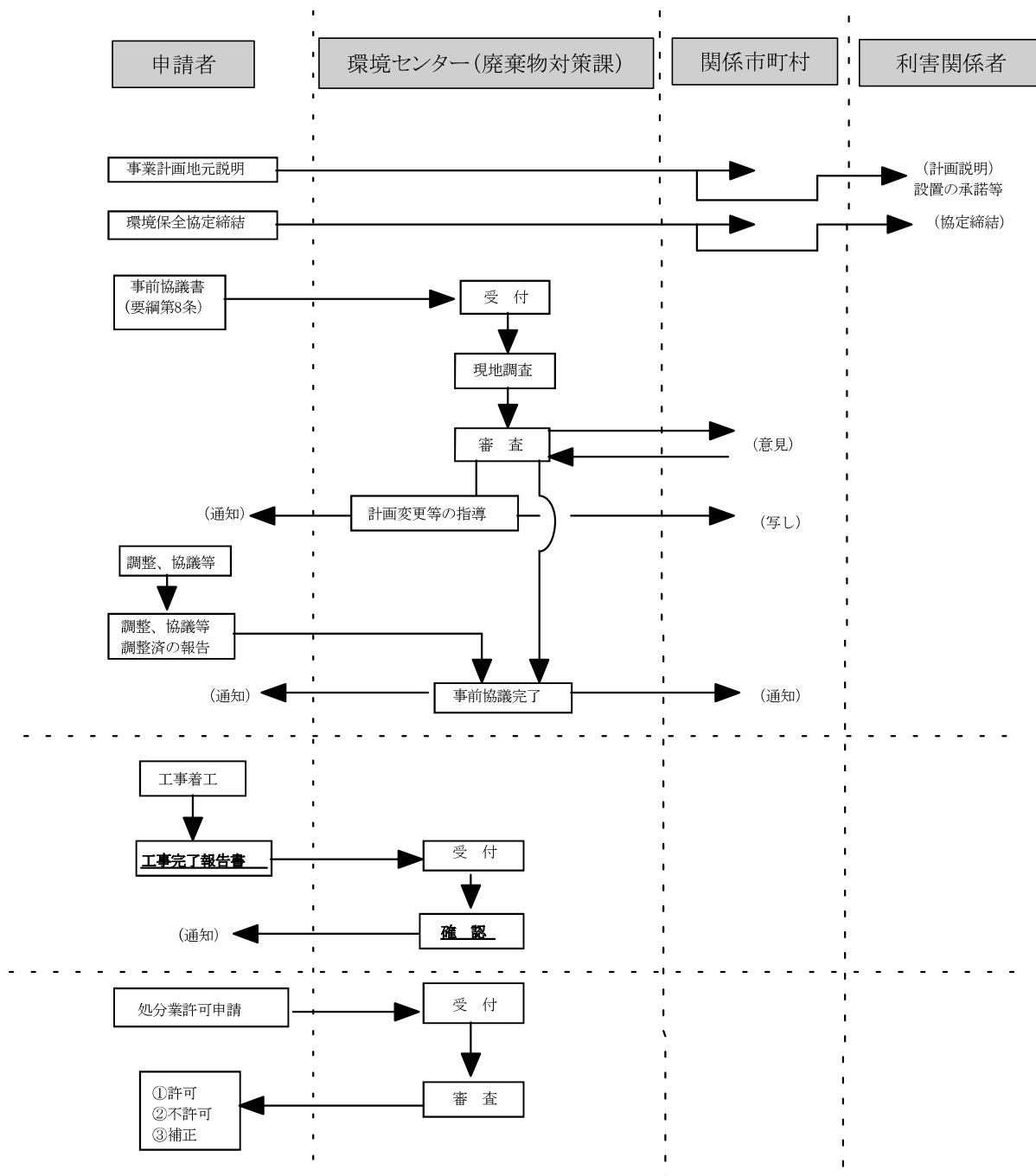
許可等名称	一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可・届出
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
目的等	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 一般廃棄物処理施設のうち次のものを設置又は変更しようとする者は、知事（新潟市内に設置する場合は新潟市長。以下同じ）の許可を受けなければならない。（法8①、法9①） （1）ごみ処理施設のうち政令で定めるもの（処理能力5t/日以上。焼却施設にあっては、処理能力200kg/時以上又は火格子面積2㎡以上 令5①） （2）し尿処理施設（浄化槽法2[1]に規定する浄化槽を除く。） （3）一般廃棄物の最終処分場（埋立処分場等 令5②） 2 縦覧等の手続きを要する施設 政令で定める施設（焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場）の許可申請については、告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取等の手続きを要する（法8④⑤⑥、法9②、令5の2） ※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 3 施設の使用前検査 許可を受けた者は当該一般廃棄物処理施設について知事の検査を受け、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない（法8の2⑤、法9②） 4 施設の構造・規模の変更 施設の設置許可を受けた者が施設の位置、構造等を変更しようとする場合は、知事の許可を受ける必要がある。（法9） 5 市町村の設置に係る届出 市町村が施設を設置しようとするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて、その旨知事に届ける必要がある（法9の3） なお、市町村が条例で定める施設の設置許可申請については、告示・縦覧、利害関係人からの意見聴取等の手続きを要する（法9の3②、令5の6）※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 6 処理業の許可 一般廃棄物の収集運搬業又は処分業を行う場合は、市町村の許可が必要である（法7） 【許可基準】 1 施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること（法8の2①[1]、規4） 2 周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされていること（法8の2①[2]、規4の2） 3 申請者の能力がその施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること（法8の2①[3]、規4の2の2） 4 申請者が欠格要件に該当しないこと（法8の2①[4]）
権限	知事（一般廃棄物処理施設の設置許可等については地域振興局長に委任） 新潟市長（新潟市内の一般廃棄物処理施設の設置許可等）
手続	【手続の種類】許可 （焼却施設及び最終処分場を設置する場合） （焼却施設及び最終処分場以外の施設を設置する場合） ※1 新潟県環境影響評価条例の対象事業については当該条例に基づき別途手続きが必要である。 ※2 新潟市内に設置する場合は、新潟市廃棄物対策課
留意事項	【標準処理日数】縦覧等の手続きを要する施設：120日、それ以外の施設60日 【罰則等】 無許可で施設を設置・変更した場合や、施設の使用前検査を受けずの使用を開始した場合に対する罰則規定がある（法25⑧⑩、法29②）。
備考	

許認可等名称	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する事前協議
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
目的等	1 新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱〔事前協議制〕 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関し必要な指導を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔許可制〕 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	新潟市を除く県内(新潟市内は新潟市役所が管轄)
規制行為基準	1 新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱〔事前協議制度〕 【規制行為】 事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、業許可及び施設の設置許可等申請前に事前協議書により知事に協議しなければならない。(要綱8) 【基準】 立地等に関する基準及び構造基準に適合していること。(要綱6及び7) 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔許可制〕 【規制行為】 産業廃棄物処理施設のうち、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は、知事(新潟市内に設置する場合は新潟市長)の許可を受けなければならない。(法15、法15の2の6、令7) 【許可基準】 (1) 施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。(法15の2、規12) (2) 施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされていること。(法15の2①[2]) (3) 申請者の能力がその施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。(法15の2①[3]規12の2の3) (4) 申請者が欠格要件に該当しないこと。(法15の2①[4]、法14⑤[2])
権限	知事(2万㎡以上の最終処分場)、知事(地域振興局長に委任)(2万㎡未満の最終処分場及び中間処理施設)、新潟市長(新潟市内の産業廃棄物処理施設)
手続	【手続の種類】事前協議、許可 ※次ページ以降を参照 【標準処理日数】1 事前協議:定めなし、2 許可:縦覧等を要する施設 120日、それ以外の施設 60日
留意事項	1 縦覧等の手続きを要する施設 政令等で定める施設(焼却施設、最終処分場等)の設置許可申請については、告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取等の手続きを要する(法15④⑤⑥、令7の2) ※新潟県環境影響評価条例の対象事業については、当該条例に基づき別途手続きが必要である。 2 施設の使用前検査 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けたものは当該施設について知事又は地域振興局長の検査を受け、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していなければ、これを使用してはならない。(法15の2⑤) 3 施設の構造・規模の変更 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものは、施設の構造等を変更しようとする場合は、知事又は地域振興局長の許可を受ける必要がある。(法15の2の6①) 4 処理業の許可 産業廃棄物の処理業(収集運搬、中間処理、最終処分)を行う場合は産業廃棄物処理業の許可が必要である。(法14、14の4) 【罰則等】 無許可で施設を設置した場合や、施設の使用前検査を受けずに使用を開始した場合などに対する罰則規定がある(法25①[8]、法29①[2]等)
備考	





廃棄物処理施設（法第15条非該当施設）設置許可申請手続き

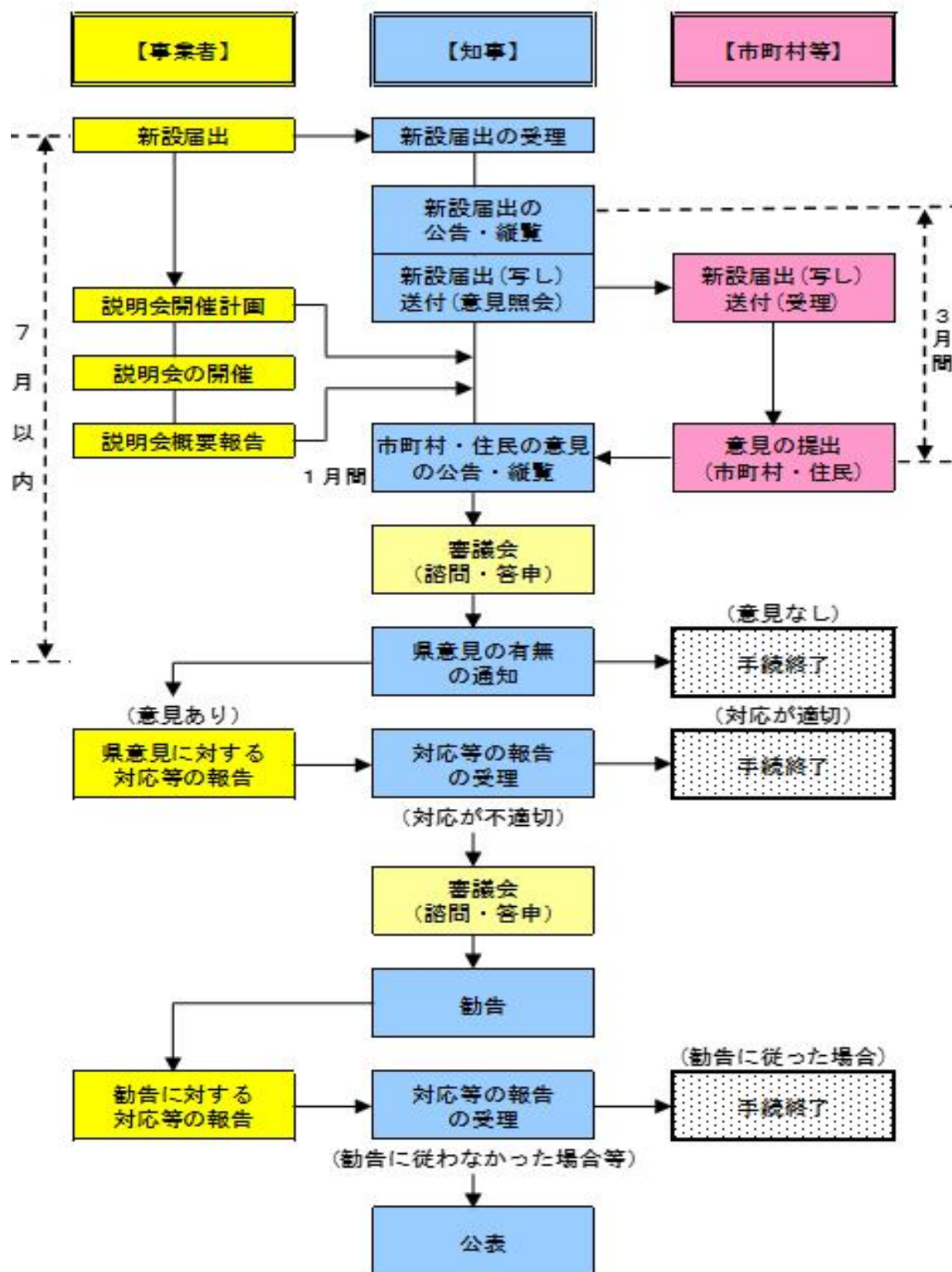


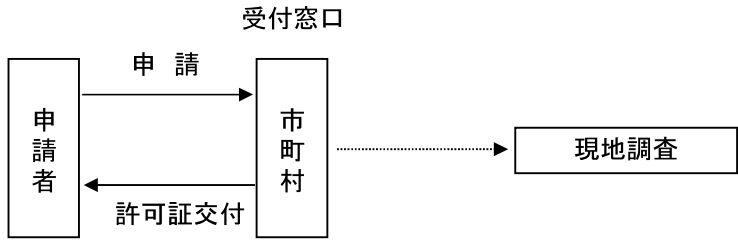
許認可等名称	廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出
法令等名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
目的等	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
対象地域	新潟市を除く県内(新潟市は新潟市役所が管轄)
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 廃止された廃棄物の最終処分場を対象に、廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある地域を都道府県知事等が指定区域として指定し、当該区域において土地の形質の変更を行おうとする者が、事前に土地の形質の変更内容を都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。(法15条の19) なお、基準に適合しない場合は、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。 2 指定の対象となる廃止した最終処分場 (1) 法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の2第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地 (3) 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの(前2号に掲げるものを除く。) ① 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの ② 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの 3 届出の時期等 指定区域の土地の形質変更を行う場合、当該区域の土地の形質変更を行う者は、事前に届出が必要であるが次の場合は、事後の届出となる。 (1) 指定区域が指定された際、既に着手していた行為(法15の19②) (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(法15の19③) なお、支障の除去等の措置として行う行為、通常管理行為、軽易な行為、その他の行為(法15の19①ただし書)は届出不要 【基準】 届出に係る土地の形質変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合していること。(法15条の19④ 規12の40)
権限	知事(指定区域の指定、なお、当該指定区域の形質変更の届出の受理、審査、計画変更命令は地域振興局長に委任) 新潟市長(新潟市内の指定区域の指定、当該指定区域の形質変更の届出の受理、審査、計画変更命令)
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[知事] --> B[指定区域の指定] B --> C[指定区域台帳の調整・保管] C --> D[公示] D --> E[指定区域の土地の形質変更する者] E --> F[届出] F --> G[地域振興局環境センター] G --> H[審査] H -- 適合 --> I[工事着手] H -- 不適合 --> J[計画変更命令] </pre> 【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則等】 計画変更命令に違反した場合罰則がある。(法28①[2])。
備考	

87

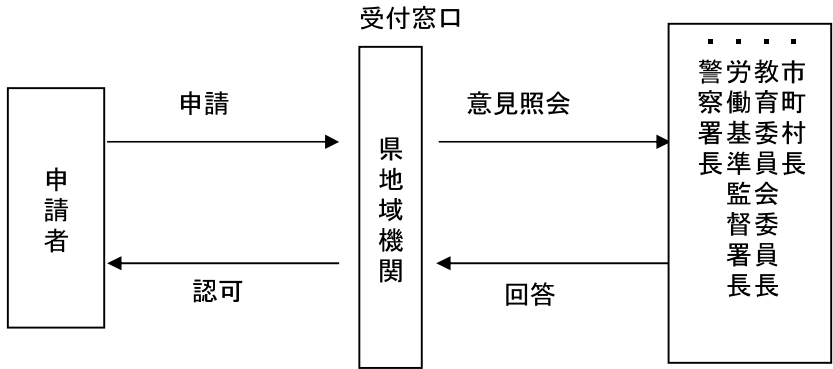
許認可等名称	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例による特定施設の新設届出
法令等名称	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例
目的等	にぎわいのあるまちづくりの推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針、特に規模の大きな集客施設についての広域の見地からの立地の調整に関する事項及び地域への貢献に関する事項を定めることにより、にぎわいのあるまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【届出の内容】 1 届出の対象 床面積(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用に供される部分にあっては、客席の部分の床面積に限る。)の合計が1万㎡を超える集客施設(※)であって、店舗面積の合計が3,000㎡を超えるもの(特定施設) ※ 集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるもの(以下「劇場等」という。)の用に供される一の建築物(実質的に一体の機能を有する複数の建築物で構成されるものを含む。)をいう。 2 届出の内容(条例第8条第1項。添付書類については、条例第8条第2項等) (1) 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 特定施設の名称 (4) 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積 (5) 特定施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日 (6) 特定施設の新設をする日 (7) 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計 (8) 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域並びにそれらの算出根拠 (9) 特定施設の新設の予定地を選定した理由 【届出に対する県の対応】 - 県は、特定施設の新設届出の内容に関し、関係市町村の長・住民等の意見に配慮し、県の基本方針、土地利用に関する計画等を勘案し、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知する。 - 県は、上記意見に対する届出者の対応が当該意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定施設の新設がなされることがにぎわいのあるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し勧告することができる。 - 県は、正当な理由がなく、届出者が上記勧告に従わなかったとき等は、その旨を公表することができる。
権限	知事
手続	【手続の種類】届出 ※手続の詳細は、次ページのとおりに <pre> graph LR A[届出者] -- ①新設届出 --> B[地域産業振興課] C[関係市町村の長] -- ②意見の陳述 --> B B -- ③諮問 --> D[新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会] D -- ④答申 --> B B -- ⑤意見の陳述 --> A </pre>
留意事項	【標準処理日数】定めなし 【工事着手制限】 知事の意見がない旨の通知があった後でなければ、特定施設に係る工事に着手してはならない。 また、知事の意見が述べられた場合、届出者からその対応が報告されてから2月を経過した後でなければ、特定施設に係る工事に着手してはならない。(条例第16条第1項) 【新設届出の時期】 特定施設の新設届出は、法令の規定による許認可等(建築確認、開発許可等)に係る申請その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。(条例第8条第3項)
備考	

特定施設の新設届出に係る手続



許認可等名称	墓地・納骨堂及び火葬場の経営等の許可
法令等名称	墓地、埋葬等に関する法律
目的等	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】（法10①②） 1 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 2 墓地の区域又は納骨堂もしくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂もしくは火葬場を廃止しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 【許可基準】 市・・・各市で定める基準による。 町村・・・「新潟県墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例」及び各町村で定める基準による。
権限	市長（第2次地方分権一括法による改正墓地埋葬法）、町村長（県の事務処理特例条例に基づく事務）
手続	【手続の種類】許可  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 許可証交付 --> A B -.-> C[現地調査] </pre> 【標準処理日数】
留意事項	【罰則等】 無許可で墓地、納骨堂又は火葬場の経営等を行った者は、法第20条の規定により懲役刑又は罰金刑に処せられる。
備考	「墓地」…墳墓を設けるために、墓地として市町村長の許可を受けた区域 「墳墓」…死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設 「埋葬」…死体を土中に葬ることで、いわゆる土葬のこと 「納骨堂」…他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として市町村長の許可を受けた施設 「火葬場」…火葬を行うために、火葬場として市町村長の許可を受けた施設

許可等名称	特定工場の新設又は変更の届出
法令等名称	工場立地法
目的等	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場の敷地利用の適正化に関する準則を公表し、及びこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民福祉の向上に寄与する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定工場の届出 製造業等に係る工場又は事業場であつて、敷地面積又は建築物の建築面積の合計が一定規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)を新設又は変更しようとする場合は、届出なければならない。 (第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項) ※ 製造業等:製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除外) ※ 一定規模:敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上のいずれかに該当するもの (1) 特定工場の届出が必要な場合 ① 特定工場の新設(敷地面積又は建築物の建築面積の増加等により特定工場となる場合を含む)を行う場合 ② 敷地面積を増加又は減少しようとする場合 ③ 生産施設を新設又は増設しようとする場合 ④ 緑地を撤去又は移設する場合 ⑤ 環境施設を撤去又は移設する場合 (2) 特定工場の届出をした者は、さらに下記の場合に届出が必要 ① 氏名、名称又は本社の住所を変更する場合(法第12条) ② 届出者の地位を承継する場合(法第13条) (3) 届出期限 届出者は、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設、変更等の工事(敷地面積の増減を含む)に着手してはならない。ただし、届出時に実施制限期間の短縮申請を行い、その内容が相当であると認められた場合には、90日が各市町村の定める日数まで短縮される。 (法第11条) 2 工場立地に関する準則(以下「準則」という。) 届出内容は次の準則に適合していなければならない。 (1) 生産施設面積率:敷地面積に対する割合は、業種区分に応じて30%~65%以下であること。生産施設とは、製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置が設置される建築物及び屋外プラント類をいう。 (2) 緑地面積率:敷地面積に対して20%以上であること。 (3) 環境施設面積率:緑地と併せて、敷地面積の25%以上であること。環境施設とは、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものをいい、緑地を含むものである。 なお、一定の要件を満たす場合、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等が認められる。 (4) 環境施設の配置率:敷地面積の15%以上を工場周辺部に配置すること。 (5) 昭和49年6月28日時点で既に存在している工場等(「既設工場」)について昭和49年6月29日以後に工事を開始する生産施設の増設やスクラップアンドビルドを行う工場は、補正係数を乗ずることにより準則が緩和される。 (6) 工場立地法又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による条例を有する市町村にあっては、2(2)の緑地面積率及び2(3)の環境施設面積率は当該条例の規定による。
権限	各市町村長
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[特定工場の届出企業] -- 届出書 --> B[各市町村担当課] B -- 受理通知 --> A </pre> 【標準処理日数】90日(市町村で定めのある場合は、当該定めによる)
留意事項	特定工場が届け出を必要とする工事等を行う場合は、原則90日前までに届出なければならない。事前の届出を怠った場合は「届出義務違反」になる。(法第16条) 【罰則等】届出義務違反、変更命令違反に対する罰則規定がある。
備考	

許認可等名称	砂利採取計画の認可
法令等名称	砂利採取法
目的等	砂利の採取に伴う災害を防止し、砂利採取業の健全な発達を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 業の規制「登録制度」 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。(法3) 2 行為の規制「採取計画の認可」 1の登録を受けた者が砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法16) 【認可の基準】 当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するときは認可をしてはならない。(法19)
権限	採取場が河川区域等にあるときは河川管理者、それ以外の区域では知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】認可  県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	「砂利」…砂、砂利及び玉石をいう。(法2) ・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ一部権限移譲。

許認可等名称	岩石採取計画の認可
法令等名称	採石法
目的等	岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石採取事業の健全な発達を図る。
対象地域	県内全域
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 業の規制「登録制度」 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。(法32) 2 行為の規制「採取計画の認可」 1の登録を受けた者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法33) 【認可の基準】 当該申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するときは認可をしてはならない。(法33の4)
権限	知事〔一部地域振興局長に委任〕
手続	【手続の種類】認可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 認可 --> A B -- 意見照会 --> C["・ ・ ・ ・ 警 労 教 市 察 働 育 町 署 基 委 村 長 準 員 長 監 会 督 委 員 署 長 長"] C -- 回答 --> B </pre> 県地域機関…地域振興局地域整備部 地区振興事務所(津川)
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	「岩石」…花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、及びひる石をいう。(法2) ・平成27年4月1日より、新潟市の区域内については新潟市へ一部権限移譲。

課名・係名：創業・イノベーション推進課 新エネルギー資源開発室
内 線：2833

許認可等名称	鉱業権設定の許可等
法令等名称	鉱業法
目的等	鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為 及 び 基 準	【規制行為】 法定適用鉱物を掘採しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けて鉱業権を取得しなければならない。 鉱業権とは、「登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利」をいう。(法5) 1 鉱区及びその面積(法14) (1) 鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。 (2) 面積 ①上限・・・350ha ②下限・・・(i)15ha 石炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス (ii)1ha 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土 (iii)3ha その他の鉱物(砂鉱を除く。) 2 鉱区禁止区域(法15) 公害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(鉱区禁止地域)は、その鉱物については、鉱区とすることはできない。 3 鉱業権の種類(法11) (1) 試掘権・・・主に探鉱を目的とするもの (2) 採掘権・・・鉱物の賦存が明らかで、掘採が経済的な価値があると認められたもの 4 試掘権の存続期間(法18)※採掘権の存続期間についての定めはない。 (1) 登録の日から2年間(石油、可燃性天然ガスは4年) (2) 試掘権者の申請により、2回(一回ごとに2年)に限り延長できる。
権限	経済産業大臣
手続	【手続の種類】許可 試掘権・採掘権のいずれも同様の手続となる。(以下手続き概略) <pre> graph TD A[申請者(出願人)] -- 出願 --> B[経済産業大臣【関東経済産業局】(出願先)] B -- 処分 --> A B -- 設備設計書 --> A A -- 設備設計書 --> B B -- 24条協議 --> C[県知事(創業・イノベーション推進課)] C -- 回答 --> B C -- 24条再協議 --> B B -- 回答 --> C C -- 協議 --> D[関係市町村長] D -- 回答 --> C D -- 協議 --> C C -- 回答 --> D </pre> ※但し、許可処分の通知を受けた日から30日以内に、登録免許税の納付がなければ、鉱業権発生条件は成就しないものとして許可は失効となる。 【標準処理日数】オンライン申請の場合は5月／その他(書面による申請等)は6月(鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
留意事項	特定鉱物(石油・可燃性天然ガス等)については、国による鉱区候補地(特定区域)の指定及び特定開発者の募集(法38)、申請者について、許可基準適合の審査、特定開発者の選定(法40)等の規定有
備考	「法定適用鉱物」…金、銀、銅、鉛、亜鉛、鉄、ニッケル、石炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石灰石など 41 鉱種(法3)

【規制行為】

土採取業者が土の採取を行おうとするときは、土採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。(条例4)

知事は、届出があった場合に、災害が発生するおそれがあると認めるとき又は生活環境を著しくそこなうおそれがあると認めるときは、採取計画の変更を勧告することができる。(条例7)

【採取基準】

土採取業者は、規則に定める採取基準に従って土の採取を行わなければならない。(条例8)

知事〔一部地域振興局長に委任〕

【手続の種類】届出

```
graph LR; A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関]; B -- 意見照会 --> C[市町村长  
教育委員会  
労働基準監督署  
警察署長]; C -- 回答 --> B; B -- 認可 --> A
```

県地域機関…地域振興局地域整備部
地区振興事務所(津川)

課名・係名：文化課 埋蔵文化財係(史跡名勝)・文化資源活用推進係(天然記念物)
内 線：3915(史跡名勝)・3913(天然記念物)

許認可等名称	史跡名勝天然記念物、県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
法令等名称	文化財保護法(国)、新潟県文化財保護条例(県)
目的等	史跡名勝天然記念物(国指定・県指定)の現状を変更し、又はその保存に影響を与える行為を制限し、その保護を目的とする。
対象地域	指定物件及び当該物件の現状の維持に影響を与える範囲
規制行為及び基準	【規制行為】(法125、条35) 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可を受けなければならない。 【許可基準】 1 史跡名勝天然記念物に関して保存活用計画が定められている場合 (1) 当該保存活用計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。 2 史跡名勝天然記念物に関して保存活用計画が定められていない場合 (2) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。 (3) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度支障となるおそれがあると認められるか否か。 (4) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。
権限	国指定…文化庁長官、県又は市文化財担当部局(軽微なもの) 県指定…新潟県知事
手続	【手続きの種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村文化財担当部局] B --> C["(県指定の場合) 県"] B --> D["(国指定の場合) 文化庁 ※軽微なものは県又は市文化財担当部局"] C -- 許可 --> B D -- 許可 --> B B -- 許可 --> A </pre> 【標準処理日数】1か月～2か月
留意事項	・事前協議を行い、許可申請する。 ・国指定3部(政令市域内は2部、軽微なものうち市域内は1部、町村域内は2部)、県指定2部 ・現状変更完了報告書を速やかに提出すること。
備考	

許認可等名称	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についての届出(通知)
法令等名称	文化財保護法
目的等	土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)が土木工事等の濫掘により破壊されることを防止し、工事等着手前に埋蔵文化財の取り扱いについて協議、調整することを目的とする。
対象地域	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)
規制行為及び基準	【規制行為】(法93・94) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財を掘削、盛土等により改変するときは、届出(法93条)・通知(法94条)しなければならない。
権限	新潟県知事 (新潟市域のみ法93条の届出事務関係は新潟市教育委員会教育長)
手続	【手続の種類】届出(通知) <pre> graph LR subgraph "受付窓口" A[申請者] -- "届出(通知)" --> B[市町村文化財担当部局] B -- "指示(勧告)" --> A B --> C[県文化課] end subgraph "法93条(政令市域内の届出のみ)" D[申請者] -- "93条届出" --> E[新潟市歴史文化課] E -- "指示" --> D end </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	- 事前協議を行うこと。 2部提出 (政令市域内の法93条の届出は1部) - 法93条の届出は発掘(土木工事)開始の60日前までに提出すること。
備考	

許認可等名称	大規模開発行為の事前協議				
法令等名称	新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱				
目的等	「国土利用計画法(以下「国土法」という。)の規定による土地取引の許可または事前届出が必要な地域(規制区域、注視区域及び監視区域)において大規模な土地取得をする場合」又は「大規模な開発行為を行う場合」における事前協議制度を設けている。 本要綱は、国土法の適正かつ迅速な運用を図ること及び開発行為を適正に誘導し県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的としている。				
対象地域	県内全域 ※現在、県内に「国土法の規定による土地取引の許可または事前届出が必要な地域」はない。				
規制行為及び基準	【協議種別】 1 開発行為の事前協議(要綱第6条) 以下の要件に定める一定面積以上の一団の土地の開発行為をしようとする場合に、個別規制法の許認可手続等と並行して、開発実施計画について知事に協議しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>2ha以上</td><td> ・ 宅地の造成(住宅用地、工業用地、商業業務用地等) ・ 廃棄物処理施設の設置 ・ 牧場の建設 ・ ゴルフ場の造成・ スキー場の造成 ・ 公園若しくは遊園地又は動植物園の建設 ・ 運動場、車両競走場又は乗馬場の建設 ・ その他のスポーツ施設又はレクリエーション施設の建設 </td></tr> <tr> <td>5ha以上</td><td> ・ 砂利、岩石又は土等の採取 </td></tr> </table> 注1: 開発区域の面積には、森林法の林地開発許可における残置森林を含む。 注2: 開発行為事前協議が不要な場合(要綱第7条) ① 国又は地方公共団体が行う大規模開発行為 ② 国又は県の出資する法人が行う大規模開発行為 ③ 市町村土地開発公社が行う大規模開発行為 ④ 都市計画法に基づく市街化区域内で行う大規模開発行為 ⑤ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業として行う大規模開発行為 ⑥ 農林漁業の振興を図るため、国の補助金等を受けて行う大規模開発行為 ⑦ 国有林野内で行う大規模開発行為 ⑧ 電気事業法に基づき一般送配電事業又は送電事業の用に供する電気工作物を設置するために行う大規模開発行為 ⑨ ガス事業法に基づきガス工作物を設置するため行う大規模開発行為 ⑩ その他特に公益上必要と知事が認める大規模開発行為 2 開発行為の変更協議(要綱第9条) 1の開発行為の事前協議が整った後、協議内容に重大な変更を加える場合に知事に協議しなければならない。具体的な運用基準 は以下のとおりである。 (1) 開発区域の位置及び面積を拡大する場合(縮小する場合は、開発計画に重大な影響を及ぼさない限り不要) (2) 開発行為の目的を変更する場合 (3) 防災施設、公害防止施設等の開発計画の基本的事項を変更する場合 注: 開発行為の設計内容の変更については、個別規制法令の手續に委ねる。 (軽微な変更のみ) 3 土地取得前における開発行為の事前協議(要綱第13条の2) 大規模開発行為を目的とするものであることを前提として、下記のいずれかに該当する一団の土地を取得する場合に、その土地取得契約締結前に開発行為の基本的な計画について知事に協議しなければならない。 (1) 都市計画法の市街化区域以外の土地で次の要件に該当するもの ① 5ha以上の土地 ② 4haを超える農地法上の農地又は採草放牧地を含む土地 ③ 農業振興地域の農用地区域を1ha以上含む土地 ④ 森林法により指定された保安林を含む土地 ⑤ 自然公園法により指定された特別地域を含む土地(国定公園内の特別地域を除く) (2) 文化財保護法の規定により指定された史跡名勝天然記念物を含む土地 注: 土地取得前における開発行為の事前協議を必要としない場合 ① 都市計画区域にあっては面積が0.5ha未満の場合 ② 都市計画区域以外にあっては面積が1ha未満の場合 ③ 土地取得事前協議(要綱第4条第1項)を行う場合 ④ 土地取得に係る契約締結前に、開発行為の事前協議(要綱第6条第1項)又は開発行為の変更協議(要綱第9条第1項)を行う場合 ⑤ 開発行為が適用除外(要綱第7条)に該当する場合	2ha以上	・ 宅地の造成(住宅用地、工業用地、商業業務用地等) ・ 廃棄物処理施設の設置 ・ 牧場の建設 ・ ゴルフ場の造成・ スキー場の造成 ・ 公園若しくは遊園地又は動植物園の建設 ・ 運動場、車両競走場又は乗馬場の建設 ・ その他のスポーツ施設又はレクリエーション施設の建設	5ha以上	・ 砂利、岩石又は土等の採取
2ha以上	・ 宅地の造成(住宅用地、工業用地、商業業務用地等) ・ 廃棄物処理施設の設置 ・ 牧場の建設 ・ ゴルフ場の造成・ スキー場の造成 ・ 公園若しくは遊園地又は動植物園の建設 ・ 運動場、車両競走場又は乗馬場の建設 ・ その他のスポーツ施設又はレクリエーション施設の建設				
5ha以上	・ 砂利、岩石又は土等の採取				

権限	知事
手続	【手続の種類】要綱に基づく事前協議 大規模開発行為の事前協議手続 【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	【開発行為】 土地の区画形質の変更をいう。但し、以下に掲げるものを除く。 ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ② 通常の管理行為

第2節 土地の取引に対する規制

許認可等名称	土地に関する権利の移転等の届出
法令等名称	国土利用計画法
目的等	国土利用計画法は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ることを目的として土地取引の規制に関する措置を定めている。 土地取引規制に関する措置は、全国に一般的に適用される事後届出制と、地価の上昇の程度等によって区域(注視区域、監視区域)、期間を限定して適用される事前届出制がある。 事後届出制が、一定面積以上の土地に関する権利の移転等の契約を締結した後に届出を義務付け、利用目的審査を行なうのに対し、事前届出制は、契約締結前に届出を義務付け、利用目的と価格の審査を行う。審査の結果、是正等の必要が認められている場合は、指導、助言、勧告等の措置が講じられる。
対象地域	県内全域において事後届出制が適用。※事前届出制は、現在、県内において適用されていない。
規制行為及び基準	1 事後届出制(法23条) 一定面積以上の土地について、土地売買等の契約(予約を含む。)を締結した場合には、権利取得者(売買であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的、契約金額等を記載した届出書に必要な書類(契約書の写し、図面等)を添付して、<u>契約を締結した日から2週間以内に土地の所在する市町村役場を経由して都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)に届け出なければならない。</u> (1) 届出の必要な土地取引 ① 取引の規模(面積要件) (ア) 市街化区域内 2,000㎡以上 (イ) (ア)を除く都市計画区域内 5,000㎡以上 (ウ) 都市計画区域外 10,000㎡以上 (2) 取引の形態(予約を含む) ① 売買 ② 交換 ③ 営業譲渡 ④ 譲渡担保 ⑤ 代物弁済 ⑥ 共有持分の譲渡 ⑦ 地上権、賃借権の設定、譲渡 ⑧ 予約完結権、買戻権等の譲渡 (3) 一団の土地取引 個々の取引面積は小さくても、権利取得者が権利を取得する土地の合計が、上記の面積要件以上となる場合には、個々の取引は面積要件以下であっても届出が必要となる。 2 事前届出制(注視区域、監視区域)(法27条の3及び同条の7) 注視区域又は監視区域において、土地売買等の契約(予約を含む。)をしようとするときは、取引の当事者(売買であれば売主と買主)は、取引の予定価格や利用目的等を記載した届出書に必要な書類を添付して、契約を締結する前に土地の所在する市町村役場を経由して都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)に届け出なければならない。
権限	知事、新潟市長(指定都市事務)
手続	【手続の種類】届出 (事後届出制の場合) ※土地利用計画に適合しない場合に勧告することがある。 ※勧告に従わない場合に公表することがある。 ※適正かつ合理的な土地利用を図るため助言をすることがある。
	【標準処理日数】3週間 (事後届出制の場合)
留意事項	【罰則等】(法47条) 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
備考	

許認可等名称	土地の有償譲渡の届出
法令等名称	公有地の拡大の推進に関する法律
目的等	都市計画区域内の一定の土地の有償譲渡について届出義務を定め、公有地の計画的な確保を図る。
対象地域	都市計画区域内
規制行為及び基準	【規制行為】(法4条) 都市計画施設の区域内に所在する土地を所有する者や、面積が政令で定める規模以上の土地を都市計画区域内に所有する者等が当該土地を有償で渡そうとするときは、当該土地が所在する市町村の長を経由して、県知事に届け出なければならない。(法4条1項) 現在、新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長に届出を行う。ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は市町村長を経由し、県知事に届出を行う。 ※ 政令で定める規模…市街化区域内の土地 5,000㎡(令2条2項1号) 市街化区域内以外の都市計画区域内(市街化調整区域を除く)の土地 10,000㎡(令2条2項2号) ただし、国、地方公共団体等に譲渡しようとする場合や、面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件を満たすものである場合等は届出を必要としない。(法4条2項) ※ 政令で定める規模…都市計画施設の区域内の土地等 200㎡(令3条3項)。 ただし、「新潟県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条3項ただし書に規定する区域及び規模を定める条例(平成15年3月28日新潟県条例第28号)」または市の条例により定められた区域については、100㎡以上となる場合がある。 1 土地の買取りの協議(法6条) 県知事は届出に係る土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、届出のあった日から起算して3週間以内に当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を届出をした者に通知する。(法6条1項及び2項) 通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を拒んではならない。(法6条4項) また、県知事は、届出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、届出をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。(法6条3項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長が通知を行う。ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は県知事が通知を行う。 2 土地の譲渡の制限(法8条) 届出をした者は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる日又は時までの間は、当該届出に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。 (1) 買取協議の通知(6条1項)があった場合 通知の日から起算して3週間を経過する日又はその間に買取協議が成立しないことが明らかになった時まで(1号) (2) 買取を希望する地方公共団体等がない旨の通知(6条3項)があった場合 当該通知があった時まで(2号) (3) 届出の日から起算して3週間以内に6条1項又は3項の通知がなかった場合 当該届出をした日から起算して3週間を経過する日まで(3号) 【適用除外】(法4条2項6号) 土地の有償譲渡の届出をし、法8条に規定する期間を経過した場合、経過した日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、届出をした者が当該土地を有償譲渡する場合は法4条の届出は不要。
権限	知事[地域振興局長に委任]、市長(法定移譲事務)、町村長(県の事務処理特例条例に基づく移譲事務)
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph TD A[土地所有者] -- 買取協議 --> B[地方公共団体等] B -- 通知 --> C[市町村] C -- 通知 --> A C -- 届出 --> D[受付窓口] D -- 通知 --> B </pre> ※ 2以上の市町村にまたがる場合、市町村経由で県知事に届出を行う 【標準処理日数】届出者に3週間以内に通知
留意事項	【罰則等】 法4条1項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償譲渡した者や、虚偽の届出をした者、法8条の規定に違反して同条に規定する期間内に土地を譲渡した者は、過料に処される。(法32条)
備考	

課名・係名：都市政策課 都市行政係
内 線：3323

許認可等名称	土地の買取り希望の申出
法令等名称	公有地の拡大の推進に関する法律
目的等	都市計画区域内に一定規模以上の土地を所有する者に対して、地方公共団体等への売渡しを希望する場合の便宜を図り、公有地の計画的な確保を図る。
対象地域	都市計画区域内
規制行為及び基準	1 土地の買取り希望の申出(法5条) 都市計画施設の区域内に所在する土地を所有する者や、面積が政令で定める規模以上の土地を都市計画区域内に所有する者が当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するとき、当該土地が所在する市町村の長を経由して、県知事に申し出ることができる。(法5条1項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長に申出を行う。 ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は市町村長を経由し、県知事に申出を行う。 ※ 政令で定める規模…都市計画区域内の土地等 200㎡(令4条)。 ただし、「新潟県公有地の拡大の推進に関する法律施行令4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則(平成5年3月1日新潟県規則第6号)」または市の規則により定められた区域については、100㎡以上となる場合がある。 2 土地の買取りの協議(法6条) 県知事は申出に係る土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、申出のあった日から起算して3週間以内に当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を申出をした者に通知する。(法6条1項及び2項) 通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を拒んではならない。(法6条4項) また、県知事は、申出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、申出をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。(法6条3項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長が通知を行う。 ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は県知事が通知を行う。 3 土地の譲渡の制限(法8条) 申出をした者は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる日又は時までの間は、当該申出に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。 (1) 買取協議の通知(6条1項)があった場合 通知の日から起算して3週間を経過する日又はその間に買取協議が成立しないことが明らかになった時まで(1号) (2) 買取を希望する地方公共団体等がない旨の通知(6条3項)があった場合 当該通知があった時まで(2号) (3) 申出の日から起算して3週間以内に6条1項又は3項の通知がなかった場合 当該申出をした日から起算して3週間を経過する日まで(3号) 4 適用除外(法5条2項) 土地の買取り希望の申出をし、法8条に規定する期間を経過した場合、経過した日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、申出をした者が当該土地を有償譲渡する場合は法4条の届出は不要。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕、市長(法定移譲事務)、町村長(県の事務処理特例条例に基づく移譲事務)
手続	【手続の種類】申出 ※ 2以上の市町村にまたがる場合、市町村経由で県知事に申出を行う
留意事項	【標準処理日数】申出者に3週間以内に通知 【罰則等】 法8条の規定に違反して同条に規定する期間内に土地を譲渡した者は、過料に処される。(法32条)
備考	

第2章 土地の有効利用

課名・係名：用地・土地利用課 土地利用対策係
内 線：3213

許認可等名称	遊休土地の認定
法令等名称	国土利用計画法
目的等	土地取引の届出に際して行われる土地利用目的の審査を事後的に補完する意味で、その土地が取得後適切に利用されているかどうかを調査し、有効利用の促進を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 国土利用計画法の規定に基づき土地取引の届出をした一定面積以上の一団の土地が2年たっても利用されていない場合には、市町村長はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を遊休土地に認定し、所有者等に通知することができる。 1 対象土地 土地取引の届出をした一定面積以上の一団の土地のうち、次の4つの要件の全てに該当するもの。(国土利用計画法第28条) (1) 面積要件(一団の土地) - 市街化区域…2,000㎡以上 - 市街化区域以外の都市計画区域…5,000㎡以上 - 都市計画区域外…10,000㎡以上 (2) 期間要件 取得後2年経過したもの (3) 低・未利用地要件 その土地が住宅や事業の用に供されていないか、供されていてもその土地の利用の程度が周辺と比較して著しく劣っていると認められるもの (4) 利用を特に促進する必要性 土地利用基本計画等の土地利用に関する計画に照らしその土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。
権限	新潟市(指定都市事務)、市町村長(県の事務処理特例条例に基づく事務)
手続	【手続の種類】遊休土地の認定 <pre> graph TD A[市町村長] -- ① 遊休土地である旨の通知(28条) --> B[遊休土地の所有者等] B -- ② 遊休土地に係る利用又は処分計画の届出(29条) --> A A -- ③ 計画に関する助言・勧告(30条・31条) --> B B -- ④ 勧告に基づき講じた措置の報告(31条2項) --> A A -- ⑤ 買取りの協議を行う旨の通知(32条) --> B B -- ⑥ 買取りの協議(32条2) --> C[地方公共団体等] C -- ⑦ 都市計画決定等、土地利用に関する計画の決定等の措置(35条) --> A A -- ③ 計画に関し勧告する場合の意見聴取(31条) --> D[土地利用審査会 (事務局・新潟県)] </pre>
	【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	土地収用事業の認定
法令等名称	土地収用法
目的等	個々の事業が私有財産等を収用してまで行う必要があるかどうかを審査し、その事業が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである場合には、収用権を起業者に付与し、もって公共の利益と私有財産等との調整を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	知事が、法3条に掲げられている事業について、個別具体の事業が土地を収用し、又は使用するに値するものであるかどうか法20条に定める要件に照らし判断するもので、事業がこの要件を充足している場合には事業認定が行われる。 事業認定の申請及び認定要件は、次のとおり。 1 事業認定の申請 (1) 事業認定申請書 (2) 添付書類(事業計画書、起業地及び事業計画を表示する図面等) 2 事業認定の要件 (1) 事業が法第3条の各号の一に掲げるものに関するものであること (2) 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること (3) 事業が公益性を有すること (4) 事業を早期に施行する必要性があること (5) 収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること (6) 当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること
権限	知事
手続	【手続の種類】事業の認定 【標準処理日数】 3か月
留意事項	
備考	

卷 末 参 考

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新潟市	新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱	産業廃棄物施設(産業廃棄物処理施設、中間処理施設、積替保管施設等)を設置する場合、立地場所、環境整備、施設構造について事前協議が必要。この際、設置場所周辺住民等へ計画概要の周知を行い、同意等の意見聴取を実施することが必要。	廃棄物対策課	025-226-1411
	新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	土地所有者等は、産業廃棄物の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、その土地で産業廃棄物の不適正な処分が行われないよう適正な管理に努めることが必要。 また、面積300㎡以上の一団の土地において、自らが排出した産業廃棄物を屋外で保管しようとするときは、事前の届出が必要(建設工事に伴うものは法定の届出対象)。	廃棄物対策課	025-226-1411
	新潟市景観条例	景観計画区域の区分に応じて、一定の行為を行う者は、届出が必要。届出をしてから30日間は当該行為の着手はできない。また、当該行為は、景観計画区域の区分に応じた、景観形成基準(配置、意匠、高さ、色彩、設備、植栽等)に適合するよう配慮が必要。	都市計画課	025-226-2825
	新潟市屋外広告物条例	○屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。 ○以下の屋外広告物を1ヶ月を超えて表示又は設置する場合は、許可申請の前に事前協議が必要。 1 地上からの高さが15mを超えるもの 2 地上からの高さが15mを超える又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物若しくは工作物の新築、増築、改築、移転に伴うもの 3 地上からの高さが15mを超える又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物若しくは工作物の外観の1/2を超える面積を変更することとなる大規模の修繕、大規模の模様替、色彩の変更に伴うもの	〈許可申請窓口〉 区役所建設課	※1 別途記載
			〈事前協議窓口〉 都市計画課	025-226-2825
	新潟市風致地区条例	風致地区に指定された以下の地区内で、建築物等の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の形質の変更等の行為を行う場合は許可が必要。なお、法律に基づく行為の場合は、通知が必要。 1 新潟海浜風致地区 2 白山風致地区 3 第1秋葉風致地区 4 第2秋葉風致地区	都市計画課	025-226-2825
			〈窓口〉 ○新潟海浜・白山中央区建設課 ○第1秋葉・第2秋葉秋葉区建設課	025-223-7410 0250-25-5691
	新潟市駐車場条例	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域において、一定規模以上の用途の建築物を新増築又は用途変更をする場合、駐車施設を建築物又は敷地内に附置しなければならない。 1 建築物の全部を特定用途に供するもの 延べ面積が2,000㎡を超える部分の面積に対し300㎡ごとに1台 2 建築物の全部を非特定用途に供するもの 延べ面積が3,000㎡を超える部分の面積に対し450㎡ごとに1台 3 混合用途建築物の場合 非特定用途の延べ面積に3分の2を乗じた面積と、特定用途の延べ面積を合計し、3,000㎡を超える部分の面積に対し450㎡ごとに1台 ※特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場、共同住宅	都市計画課	025-226-2679
	新潟市開発指導要綱	1,000㎡以上の開発行為を行う場合、都市計画法第32条の規定による同意及び協議のほか、本要綱に基づく協議が必要。	都市計画課 〈窓口〉 区役所建設課	025-226-2825 ※1 別途記載
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域等に応じて指定の高さをを超える建築物を建築する場合に、標識の設置や近隣住民への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築行政課	025-226-2845
	新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱	住戸の数が10戸以上(同一の建築主又は土地所有者等が一連の土地に2棟以上の共同住宅を建築する場合で、その合計戸数が10戸以上となる場合を含む。)の共同住宅を建築する場合に、標識の設置や近隣住民等への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築行政課	025-226-2845
	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画の区域内における建築物に関し、用途制限・敷地面積の最低限度や壁面の位置等を制限する。	建築行政課	025-226-2849
	新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例	大規模集客施設制限地区内では、劇場、店舗、飲食店や遊技場などの集客施設でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超え、かつ小売業に供する店舗面積の合計が3,000㎡を超える建築物の建築ができない。	建築行政課	025-226-2849

標準駐車場条例の改正に伴い、
R8.4.1より共同住宅を特定用途に追加

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新潟市	新潟市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途及び形態等を制限する。	建築行政課	025-226-2849
	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例及び同施行規則	法定外公共物の使用、生産物の採取及び用途廃止をする場合は、本条例及び施行規則に基づく届出が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市街区基準点管理保全要綱	街区基準点の一時撤去を伴う工事や街区基準点の効用に支障を及ぼすおそれのある工事を施行する場合は、本要綱に基づく協議が必要。	土木総務課	025-226-3009
	新潟市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3009 ※2 別途記載
	新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例及び同施行規則	条例で定める指定区域内において、条例で定める一定規模以上の施設の用途を新築又は増築する場合、条例及び同施行規則に基づく自転車等駐車場設置(変更)届出が必要。建築確認申請前に届出・確認の手続きを要する。また工事完了届も必要	土木総務課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-3021 ※2 別途記載
	新潟市文化財保護条例	市文化財に指定された土地に係る行為で、現状を変更しようとするときは、変更しようとする日の20日前までに現状変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。	歴史文化課	025-226-2575 (史跡以外) 025-226-2580 (史跡)
	新潟市埋蔵文化財事務取扱要綱	下記の場合は、着手60日前までに新潟市教育長へ届出が必要。 1. 周知の埋蔵文化財包蔵地を埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合(土木工事など)	歴史文化課	025-226-2580
	新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例	市街化調整区域の農村集落における住宅等の建築許可要件を緩和するもの。 (1) 条例を適用する区域・土地において可能となる予定建築物の用途 ● 既存集落区域(概ね50戸以上の建築物で構成される集落): 戸建住宅、店舗等兼用住宅、共同住宅 ※ この他、予定建築物の用途ごとに以下について制限あり ・戸建住宅:建築物の高さ、敷地面積 ・店舗等兼用住宅:建築物の高さ、敷地面積、床面積 ・共同住宅:建築物の階数、敷地面積 ※ 中央区、西区の一部区域では、自己用の戸建住宅・店舗等兼用住宅のみ可能 ● 既存宅地(区域区分(線引き)した際、既に宅地であった土地): 周辺の土地利用や環境保全に支障とならないものであれば、用途の制限なし (2) 非自己用住宅の最低敷地面積 165㎡ (3) 既存集落区域における開発区域の面積 一の開発区域の面積は3,000㎡未満とする。 (4) 適用除外 既存集落区域において、道路を除く一団の空閑地(建築物が建築されていない土地(宅地と見なすことができる土地を除く。)をいう。)の面積が3,000㎡以上の区域は、この条例の規定は適用しない。	都市計画課 ＜窓口＞ 区役所建設課	025-226-2825 ※1 別途記載
	新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合、許可または届出が必要。	都市計画課	025-226-2825

※1 区役所建設課

手続き・問合わせ窓口	電話番号
北区建設課	025-387-1435
東区建設課	025-250-2630
中央区建設課	025-223-7410
江南区建設課	025-382-4738
秋葉区建設課	0250-25-5691
南区建設課	025-372-6490
西区建設課	025-264-7670
西蒲区建設課	0256-72-8570

※2 区役所建設課

手続き・問合わせ窓口	電話番号
北区建設課	025-387-1405
東区建設課	025-250-2610
中央区建設課	025-223-7403
江南区建設課	025-382-4703
秋葉区建設課	0250-25-5690
南区建設課	025-372-6460
西区建設課	025-264-7661
西蒲区建設課	0256-72-8507

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
長岡市	長岡市景観条例	建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更、開発行為、土地の形質変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積、屋外広告物の新築、改築、色彩の変更で、一定規模以上のものについては届出が必要。(確認申請等の行政手続きの30日前まで)	都市政策課	0258-39-2225
	長岡市風致地区条例	風致地区内で、次に掲げる行為をする場合は、あらかじめ市長の許可が必要。 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木材の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立又は干拓 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限等に関する条例	大規模集客施設制限地区(市内の全ての準工業地域)内において、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店又は遊技場等)の立地を規制するもの。	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市栃尾都市計画特別工業地区建築条例	栃尾地域の基幹産業である繊維関連産業の保護及び育成を図るため、特別用途地区として定める特別工業地区内においては、条例に規定する構造を満たす場合は、次の1から3のすべてに該当する建築物を建築することができる。 1 繊維関連産業に属する事業を営む工場 2 作業場の床面積の合計が150㎡以下である建築物 3 設置された原動機の出力が合計7.5kw以下である建築物	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市寺泊地域における開発行為に関する指導要綱	寺泊地域において、次に掲げる開発行為を行う場合は、あらかじめ開発行為の計画内容及び工事施行方法等について、市長に協議が必要。 1 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、その規模が5,000㎡以上のもの 2 砂利、岩石、土等の採取事業及び水面の埋立て事業で、その規模が20,000㎡以上のもの 3 上記1及び2以外の開発行為で、その規模が10,000㎡以上のもの	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市小国地域における開発行為の適正化に関する要綱	小国地域において、次に掲げる開発行為で、5,000㎡以上のものを行う場合は、開発行為の内容について、あらかじめ市長に協議が必要。 1 宅地の造成 2 廃棄物処理施設の設置 3 牧場の建設 4 砂利、岩石又は土等の採取 5 ゴルフ場の造成 6 スキー場の造成 7 公園若しくは遊園地又は動植物園の建設 8 運動場、車両競走場又は乗馬場の建設 9 上記以外のスポーツ、レクリエーション施設の建設	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市都市計画法施行条例	市街化調整区域内の土地における開発行為及び建築行為(建築物の新築・増改築・用途変更等)に関して、都市計画法第34条第11号及び第12号等の規定により、許可することができる土地の要件及び予定建築物の用途等を定めたもの	建築・開発審査課	0258-39-2226
	長岡市地下水保全条例	規制地域において届出揚水設備を設置しようとする場合には、その設置工事に着手する日の20日前までに、市長に届出が必要。揚水設備が構造等の変更により届出揚水設備となる場合も、同様。 ※規制地域 長岡地域、中之島地域、越路地域、三島地域及び与板地域。 ※届出揚水設備 ストレーナーの下限の位置が地表面下20メートル以深で、かつ、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。)が4平方センチメートル以上の揚水設備。	環境政策課	0258-24-0528
	長岡市道路占用規則	市が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、本規則に基づく申請が必要。	道路管理課	0258-39-2232
	長岡市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	道路管理課	0258-39-2232

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
長岡市	長岡市街区基準点管理保全要綱	街区基準点の一時撤去又は移転を伴う工事や街区基準点の効用に支障を及ぼすおそれのある工事を施工する場合は、本要綱に基づく協議が必要。	道路管理課	0258-39-2232
	長岡市法定外公共物の管理に関する条例及び同施行規則	法定外公共物において、次に掲げる行為をする場合はあらかじめ市長の許可が必要。 1 法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に、工作物等を設置 2 上記1のほか、法定外公共物をその目的以外の目的で使用する 3 法定外公共物の敷地において、生産物を採取	用地課	0258-39-2390
	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例	事業主又は事業施行者は、小国地域において次に定める事業を行う場合においては、次に定める区分により、市長の許可又は市長に届出が必要。 許可 ・事業区域の面積が2,000㎡以上の土砂の埋立て等を行う事業 ・事業区域の面積が1,000㎡以上又は土壌環境基準を超える土砂等若しくは残土を事業に用いる小国地域内の土砂等及び残土の埋立て等を行う事業 ・区域外土砂等の埋立て等を行う事業 届出 ・事業区域の面積が500㎡以上2,000㎡未満の土砂の埋立て等を行う事業 ・事業区域の面積が300㎡以上1,000㎡未満の小国地域内の土砂等及び残土の埋立て等を行う事業	環境政策課	0258-24-0528
	長岡市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会への届出が必要。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	科学博物館	0258-32-0546
上越市	上越市大規模開発行為の適正化に関する条例	下記の事業を目的として行う開発行為で、一定の要件に該当するものについては、事前に協議が必要。 1 宅地の造成(下記2から5までの事業を目的とするものを除く。) 2 ごみ処理施設又は産業廃棄物の処理施設の設置 3 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の設置 4 スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置 5 砂利、岩石、土等の採取	総合政策課	025-520-5626
	上越市自然環境保全条例	○「自然環境保全地域」において以下の開発行為等を行う場合は、行為に着手する60日前までに申請が必要。 1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築をすること 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更すること 3 鉱物の掘削又は土石の採取をすること 4 水面の埋立て又は干拓をすること 5 河川、池沼等の水位又は水量を増減を生じさせること 6 木竹の伐採をすること 7 池沼若しくは湿原であって市長が別に指定するもの又はこれらに流入する河川の水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出すること ※地権者が行う日常的な行為(森林の保育のための下草刈り、間伐、危険な木材の伐採等)などは申請不要。 ○「保護野生動植物」の捕獲等(捕獲・採取・殺傷・損傷)を行う場合は、行為に着手する60日前までに申請が必要。 ○「自然環境保全地域以外の土地」のうち当該土地の現況が山林若しくは原野であるもの又は海岸線から100m以内の区域の土地において、次に掲げる行為をしようとする場合は、行為に着手する60日前までに届出が必要。 1 0.1ha以上2ha未満の面積の土地における宅地の造成 2 0.1ha以上5ha未満の面積の土地における鉱物の掘削又は土石の採取	環境政策課	025-520-5690
	上越市生活環境の保全等に関する条例	上越市の区域(安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区及び名立区を除く。)において、揚水設備を設置しようとする者は、工事に着手しようとする30日前までに市長に届け出なければならない。揚水設備の構造等を変更する場合も同様に届出が必要。 ・届出の必要となる揚水設備は、新潟県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項の規定により県知事の許可を受けなければならない揚水設備(ストレーナーの下限の位置が地表面下20m以深の設備であって、揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 以上であり、又は揚水機の前動機の定格出力が1.1kwを超えるもの)を除く設備。	環境政策課	025-520-5690

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
上越市	上越市都市計画法 施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為 (都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	都市整備課	025-520-5763
	上越市景観条例	景観法に基づき、上越市景観計画を策定しており、市全域を景観計画区域としている。これにより、下記の行為等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となり、景観計画に定められた行為の基準に適合しなければならない。上越市景観条例については景観法の施行に関し必要な事項その他景観づくりに必要な事項を定めている。 ＜上越市全域(景観づくり重点区域を除く)＞ ○次のいずれかに該当する建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・高さが13mを超える建築物等 ・延べ面積又は築造面積が500㎡を超える建築物等 ・建築基準法第48条第1項から第13項までのただし書の規定に該当するもの ・都市計画法第4条第12項で規定する3,000㎡以上の開発行為 ＜景観づくり重点区域(安塚区全域)＞ ・建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え及び色彩の変更 ・屋外広告物の表示または屋外広告物を掲示する物件の設置 ・1,000㎡を超える一団の土地の区画形質の変更 ・市が認定する樹木の伐採 ・道路及び道路付帯施設の建設 ＜景観づくり重点区域(南本町三丁目の一部)＞ ○雁木通り(一般県道青柳高田線)から見える建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合 ・新築、新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ＜景観づくり重点区域(大町五丁目)＞ 区域内の建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合 ・新築、新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	都市整備課	025-520-5763
	上越市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合には申請が必要。	道路課	025-520-5769
	上越市道路工事施工承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が工事を行う場合には申請が必要。	道路課	025-520-5769
	上越市法定外公共物 管理条例	市が所有する法定外公共物を占用又は工事する場合には申請が必要。	道路課 農林水産整備課	025-520-5769 025-520-5757
	上越市特別用途地区 建築条例	上越都市計画特別用途地区及び柿崎都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区:準工業地域)内においては、次の建築物を建築してはならない。 ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。 ※ 市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。 ※ 既存建築物に対する制限の緩和あり。	建築住宅課	025-520-5783
	上越市特別用途地区 建築条例施行規則	上越市特別用途地区建築条例の施行に関し必要な書式等を定めるもの	建築住宅課	025-520-5783
	上越市工場立地法地域 準則条例	下記条件に該当する工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 1 業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者 2 面積:敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。	産業立地課	025-520-5736
	上越市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化行政課	025-545-9269
	上越市水道水源 保護条例	水道事業管理者が指定した水源保護地域内で、下記の事業を行おうとする者は、あらかじめ管理者に協議することが必要。 1 ゴルフ場 2 産業廃棄物処理業 3 土砂採取業 4 砂利採取業 5 その他水質汚濁を招くおそれのある事業	ガス水道局 供給計画課	025-522-5519

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
上越市	上越市下水道条例	○以下の行為をしようとする場合は、あらかじめ管理者に許可申請書の提出が必要。 1 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に、施設又は工作物その他の物件を設けること 2 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に、施設又は工作物その他の物件を設けること 3 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して、排水施設を設けること ○公共下水道若しくは管理者が管理している下水路の敷地又は排水施設に、施設又は工作物その他の物件を設け、占用しようとする場合は、あらかじめ管理者の許可が必要。(許可事項を変更しようとするときも同様) ※上記は、都市下水路についても準用する	ガス水道局 下水道課 雨水施設課	025-522-5516 025-520-5795
三条市	三条市土地開発条例	下記の場合には、当該(開発)行為等に係る関係法令の規定による申請等の諸手続に先立ち、(1)開発行為等の事業概要及び事業計画、(2)公共・公益施設の管理、帰属等について協議が必要。 ・開発区域の規模が3,000㎡以上のもので次に掲げる行為等 ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 イ 土地の区画形質の変更(アに掲げるものを除く。) ウ 建築物の新築又は特定工作物の新設 エ 建築基準法第87条に規定する用途の変更	建設課 計画整備係	0256-34-5714
	三条市文化財保護条例	市指定有形文化財等に関し、下記の場合にはあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 ・現状を変更しようとするとき ・その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	生涯学習課 文化財係	0256-46-5205
	三条市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課 建設管理係	0256-34-5713
	三条市公共物管理条例	国有地及び三条市の公共用財産である認定外道路、河川、水路等を占用しようとする場合は、本条例に基づく申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。	建設課 建設管理係	0256-34-5713
	三条都市計画特別工業地区建築条例	金属工業及び関連産業の保護育成を図るため、特別工業地区内において条例に規定する構造を満たす場合には、工場の床面積や原動機の出力などの制限を緩和することができる。	建築課	0256-34-5727
	三条市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備を制限する。	建築課	0256-34-5727
	三条市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例	下記①～③の地域に対象の工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。 【対象工場】 1 業種:製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業 2 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 【対象地域及び基準】 ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域 ・緑地面積率:100分の10以上 ・環境敷地面積率:100分の15以上 ②都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域 ・緑地面積率:100分の5以上 ・環境敷地面積率:100分の10以上 ③都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 ・緑地面積率:100分の5以上 ・環境敷地面積率:100分の10以上	商工課	0256-34-5611
三条市	三条市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例	下記地域に対象の工場等を設置する場合、緑地の設置等に関して基準が定められており、着工前90日までに届出が必要。 ※準則に適合している場合、着工前10日まで短縮可能。 【対象工場】 1 業種:製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業 2 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 【対象地域及び基準】 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域 ・緑地面積率:100分の1以上 ・環境敷地面積率:100分の1以上	商工課	0256-34-5611

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
柏崎市	新潟県柏崎市開発行為指導要綱	下記に該当する場合で、柏崎市の都市計画区域内外に関わらず、事業(開発行為)を行う者は、関係法令に基づく手続きを行う前又は工事着手前に市長に申し出て、必要な事項について協議しなければならない。 ・開発区域の面積が0.3ha以上の事業 ・同一の事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は複数の事業者が同時に隣接地で共同事業と認められる事業を行う場合において、その合算した面積が0.3haを超える事業 なお、上記の事業のうち、都市計画法第29条第1項第2号から第11号までに規定する事業及び市長が必要と認める事業についてはこの限りではない。	都市計画課	0257-21-2459
	柏崎市景観条例	建築物や工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更、開発行為、土地の形質の変更などの行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	都市計画課	0257-21-2459
	柏崎市文化財保護条例	市文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	博物館	0257-22-0567
	柏崎市里道、水路等法定外公共物の管理及び処分に関する条例及び同施行規則	法定外公共物の使用及び用途廃止並びに生産物の採取をする場合は、本条例及び施行規則に基づく申請等が必要。	財政管理課	0257-21-2328
	柏崎市公害防止条例	柏崎市公害防止条例施行規則第3条に定める工場又は事業場を設置しようとする者は、設置日の30日前までに届出が必要。	環境課	0257-23-5170
	柏崎市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について制限する。	建築住宅課	0257-21-2291
	柏崎市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域区分で定める高さを超える建築物については、事前公開の標識の設置や近隣関係者への説明を行い、計画建築物の届出書を提出しなければならない。	建築住宅課	0257-21-2291
	新潟県柏崎市中規模小売店舗立地に関する指導要綱	中規模小売店舗(一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの)の新設については、届出が必要。	商業観光課	0257-21-2335
新発田市	新発田市都市計画法施行条例	市街化調整区域において、下記のエリア内で、各条件を満たせば条例で認められる用途の建築物を建築できる。 【Aエリア 主に住宅などの建築が可能となるもの】 ◎区域の要件 次のいずれかに該当するもの 区域①:市街化区域から1.1km以内で45戸以上連たんしている集落 区域②:市街化区域から1.1km以内で45戸未満連たんしている集落 区域③:市街化区域から1.1kmより離れ、45戸以上連たんしている集落 ※「連たん」…建築物(住宅)の敷地が100m以内に連続している状態 ◎土地の要件 条例施行時に宅地又は宅地状態であるもの ※災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリアは除く ◎建築が可能になるもの (1)区域① 第二種低層住居専用地域で建築可能なもの (2)区域②、③ 第一種低層住居専用地域で建築可能なものから、共同住宅・寄宿舍・下宿を除いたもの	地域整備課	0254-26-3556

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
新発田市	新発田市都市計画法施行条例	【Bエリア 一定規模の店舗やガソリンスタンドなどの建築が可能となるもの】 ◎区域の要件 国道7号及び主要地方道新発田豊栄線、市道富塚日渡線の沿道で、これらの道路と条例施行時の農業振興地域との間に挟まれた区域 ◎土地の要件 敷地外周長さの1/10以上が区域外の相当規模の道路と接続していること(地目が「宅地」であることは問わない。) ◎建築が可能になるもの ・第一種低層住居専用地域で建築可能なものから、住宅と店舗併用住宅、事務所併用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿を除いたもの ・床面積500㎡以内でかつ階数2以下の店舗、飲食店、事業所 ・ガソリンスタンド ・自動車修理工場	地域整備課	0254-26-3556
	新発田市開発指導要綱	下記の場合には、関係法令の手続きを行う前に市と事前協議が必要。 1 都市計画区域内で行われる開発区域の面積が0.1ha以上の事業 2 都市計画区域内で行われる開発区域の面積が0.1ha未満でも市長が計画的なまちづくりを進めるうえで必要と認める事業 3 都市計画区域内で行われる個々の開発区域の面積が0.1haに満たない事業であって、同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合において、その合算した面積が0.1haを超える事業 4 都市計画区域外で行われる開発区域の面積が0.3ha以上の事業	地域整備課	0254-26-3556
	新発田市景観条例	建築物、工作物の新築(新設)・増築・改築等にかかる行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市屋外広告物条例	屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市自然環境保全条例	保護地区内において規則で定める行為をしようとするときは許可が必要。	環境衛生課	0254-28-9120
	新発田市文化財保護条例	市文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。 2 市区域外に移そうとするとき。	文化行政課 文化行政係	0254-22-9534
	新発田市中高層建築物の建築に関する指導要綱	用途地域等に応じて指定の高さを超える建築物を建築する場合に、標識の設置や近隣関係者への説明を行い、建築確認申請の提出前に届出が必要。	建築課	0254-26-3557
	新発田市道路占用料条例	市道(上空・地下を含む)に一定の工作物、物件又は施設等を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可が必要。	維持管理課	0254-28-7099
	新発田市公共用財産管理条例	法定外公共物を使用等する場合には、新発田市への申請・届出が必要。	地域整備課 用地対策室	0254-26-3774
	新発田市水道水源保護条例	条例に規定する事業場を水源保護地域内に設置する場合、事前協議書の提出、給水区域住民説明会及び協定締結が必要。	水道局 浄水課	0254-23-7194
	新発田市公害防止条例	大気汚染等を生じるおそれがある工場または規則で定めるものを設置(変更を含む)する場合、設置工事開始90日前までに協議が必要。	環境衛生課	0254-28-9120
	新発田市中規模小売店舗届出要綱	・店舗面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の小売店舗の新設又は変更(変更により同規模となる場合を含む)を行う場合は届出が必要。 ・店舗面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の店舗で小売業を行う場合は届出が必要。	商工振興課	0254-28-9650

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
小千谷市	小千谷市開発行為指導要綱	都市計画区域内において、面積が0.1ha以上の開発事業を行う場合には、関係法令に基づく手続きを行う前に事前協議が必要。	建設課	0258-83-3514
	小千谷市公害防止条例 小千谷市公害防止条例施行規則	大気汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場で、規則に定める工場又は事業場及び施設(以下「工場等」という。)を設置(増設、変更を含む。以下同じ。)しようとする者は、その設置の工事の開始の日の60日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について市長に協議しなければならない。 (1) 工場等の設置の計画に関すること (2) 公害の防止のために必要な施設の整備、使用燃料その他の措置に関すること (3) 公害防止を実施するための事業者の報告に関すること (4) 市職員の立入調査等に関すること (5) 公害が発生した場合における措置その他必要なこと	環境共生課	0258-83-3566
加茂市	加茂市都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例	当条例で定める地区計画の区域においては、以下の建築物を建築してはならない。 ・物品販売業を営む店舗(CD・ビデオレンタルショップを含む)で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・畜舎(ペットショップ・ホテル又は動物病院に付属するものを除く)で、その用途に供する部分の床面積が15㎡を超えるもの。	建設課	0256-52-0080
	加茂市自家用天然ガス採取規制条例	規制地域内における自家用天然ガスの採取について、新規採取は禁止。更新採取は市長の許可が必要。	商工観光課	0256-52-0080
	加茂市自然環境保全条例	・当条例で定める保全地域において以下の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 1 宅地を造成し、土地を開墾し、又は土石を採取集積し、若しくはその他土地の区画形質を変更すること 2 水面を埋め立て、又は干拓すること 3 自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある次に掲げる行為 ①建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること ②広告物その他これに属するものを掲出又は設置すること 4 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの ・指定を除く区域において上記各号の行為をしようとする場合は、その行為に着手しようとする日の60日前までに市長に届け出なければならない。 なお、行為の規模は1,000㎡以上とする。	環境課	0256-52-0080
十日町市	十日町市地下水利用適正化に関する条例	地下水の保全及び利用適正化に自ら必要な措置を講ずるとともに、地下水の重要性を認識し、市が実施する地下水利用適正化に関する施策に協力しなければならない。 規制区域内において地下水を井戸により揚水する場合には、許可申請もしくは届出を必要とする。	建設課	025-761-7412
	ブナ条例	松之山地域で指定された保護区内の所有権移転・伐採・道路の建設・工作物の設置には届出を必要とする。	松之山支所 地域振興課	025-596-3131
	十日町市特別用途地区建築条例	大規模集客施設制限地区(市内の準工業地域全域)では、劇場、店舗、飲食店、遊技場などの集客施設でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える建築物を建築してはならない。	都市計画課	025-757-9937
	十日町市公共物管理条例及び同施行規則	法定外公共物の使用及び用途廃止並びに生産物の採取をする場合は、本条例及び施行規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117
	十日町市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合には、本規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117
	十日町市道路工事承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請等が必要。	建設課	025-757-3117

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
見附市	見附市開発行為指導要綱	下記の場合には、関係法令の手続きを行う前に市と事前協議が必要。 1 開発区域の面積が0.1ha以上の事業 2 開発区域の面積が0.1ha未満でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合で、合算した面積が0.1haを超える事業	都市環境課	0258-62-1700
	見附市森林環境の保全に関する要綱	見附市内において行われる、森林法による林地開発許可を要する開発行為及び新潟県土採取の適正化に関する条例で届出を要する土採取行為で、開発区域等の面積が1,000㎡以上の事業について適用する。ただし、次に掲げる開発事業については適用しない。 1 国又は地方公共団体が行う場合 2 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公共性が高いと認められる事業を行う場合	農林創生課	0258-62-1700
	見附市都市計画法施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為 (都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	都市環境課	0258-62-1700
	見附市道路占用規則	市が管理する道路を占用する場合、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0258-62-1700
村上市	村上市公害防止条例	施行規則で定める工場または事業場を設置(変更を含む)しようとする者は、工事開始日の90日前までに協議が必要。	環境課	0254-75-8932
	村上市景観条例 村上市景観条例施行規則	建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩変更等及び開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓等にかかる行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。(当該行為の着手30日以上前まで)	都市計画課	0254-75-8947
	村上市開発行為等指導要綱	下記に該当する開発行為は事前協議(市の土地利用計画及び関係法令等との調整を図り、できるだけ早い段階で事業計画を市土地利用調整会議に諮るものとする。)が必要。 1 都市計画区域内で、開発面積が3,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で、開発面積が10,000㎡以上の事業 3 前1及び2に規定する面積に満たない場合でも、以下のいずれかに該当する場合 ①複数の事業者が、隣接地で同時期に行う一体的な事業であって、その合算された面積が前1及び2に掲げる面積を超える場合 ②同一事業者が、隣接地で3年以内に行う事業で、その合算された面積が前1及び2に掲げる面積を超える場合 ③開発が進むと予想される場所等で、市長が特に認めた場合	都市計画課	0254-75-8946
	村上市道路占用規則	市が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市道路工事施行承認規則	市が管理する道路において、道路管理者以外のものが道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市里道等管理条例	里道等(法定外公共物)を占用する場合や工事等を行う場合は、本条例に基づく承認が必要。	建設課	0254-75-8945
	村上市文化財保護条例	市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可が必要。	生涯学習課	0254-53-7511
燕市	燕市宅地開発規則	以下の宅地開発行為を行おうとする事業者は、関係法令に基づく手続きを行う前に、市長に申し出て、協議しなければならない。 (1)都市計画法第29条第1項の規定に基づく、3,000㎡以上の開発行為 (2)優良宅地認定による宅地開発 (3)前2号の事業で、同一事業者が一定地区について連続して行う一体開発事業又は複数の事業者が行う一団の開発事業について、それが共同事業と認められる場合 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた宅地開発	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263
	燕市租税特別措置法に基づく優良宅地等認定事務施行規則	「優良宅地認定」を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書を市長に提出しなければならない。 ただし、造成区域面積が1,000㎡未満の場合には、宅地を造成した後に優良宅地認定申請書を市長に提出しなければならない。	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
燕市	燕市燕弥彦都市計画特別工業地区建築条例	燕地区の第一種住居地域の一部において、一定の条件を満たす工場で作業場の床面積の合計が100㎡以下のもは、建築基準法第48条第5項の規定にかかわらず、建築することができる(業種、原動機の大きさ等規制あり)。	都市計画課 都市計画係	0256-77-8263
	燕市道路工事承認規則	市が管理する道路の道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請書を市長に提出しなければならない。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市公共物管理条例	国有地及び燕市の公共用財産である認定外道路、河川、水路等を占用しようとする場合は、本条例に基づく申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市道路占用規則	市が管理する道路及び道路予定地に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路予定地を使用する場合は、本規則に基づく申請が必要。	土木課 管理係	0256-77-8277
	燕市文化財保護条例	市文化財の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。	社会教育課	0256-63-7002
糸魚川市	糸魚川市開発指導要綱	下記に該当する開発行為は事前協議が必要。 1 都市計画区域内で開発面積が1,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で開発面積が10,000㎡以上の事業 3 都市計画区域内における主に駐車場の建設を目的とした土地の区画形質の変更で、開発面積が1,000㎡以上の事業 4 都市計画区域内における建築物の建築等を目的としない区画形質の変更で、その面積が1,000㎡以上の農地転用を伴う造成工事。ただし1又は3に該当するまでの間は猶予する。 5 同一の開発事業者がおおむね3年以内に隣接地で行う場合、又は複数の事業者がおおむね1年以内に隣接地で共同事業と認められる場合で、その合算した面積が1又は2に掲げる面積を超える事業及び造成工事	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川市都市公園条例	都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ・土地の形質を変更すること。	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川市公害防止条例	市の地域内に規則で定められる工場又は事業場を設置しようとする場合には届出が必要。(設置の90日前)	市民生活課	025-552-1511
	糸魚川市建築協定条例	建築協定が締結された区域内における建築物に関し、敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を制限する。	都市建設課	025-552-1511
	糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	特定建築物地区整備計画の区域内における建築物の間口率、高さ、構造、壁面の位置等を制限する。	都市建設課	025-552-1511
妙高市	妙高市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	都市計画区域内のスキー場周辺などの一部の区域について、許可を必要とする開発行為の規模を3,000㎡以上から1,000㎡以上に引き下げる。	建設課	0255-74-0025
	妙高市開発行為等の手続に関する条例	都市計画法第29条による開発行為を含む開発行為等を行う場合、法に定められた手続を行う前に市との事前協議を義務付ける。 ①協議対象 市全域を対象とした次の開発行為等で、規模が3,000㎡以上(「妙高市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」で指定された区域では1,000㎡以上)のもの ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 イ 土地の区画形質の変更(アに掲げるものを除く。) ウ 建築物の新築又は特定工作物の新設 エ 建築基準法第87条に規定する用途の変更 ②協議事項 ア 市の土地利用に関する計画や関係法令への適合 イ 公共施設及び公益施設の整備、帰属、管理 ウ 自然環境の保全、災害の予防、公害等の防止、農地の保全及び文化財の保護等のために講じる措置	建設課	0255-74-0025
	妙高市風致地区条例	風致地区内で次に掲げる行為をする場合、許可が必要。 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立て又は干拓 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	建設課	0255-74-0025
	妙高市斑尾高原自然環境保全条例	妙高市大字樽本丙字上樽川、字東の平、字前田、字沼、字小和清水、字小左エ門沢、字八坊主、字斑尾において、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等(以下「ゴルフ場等」という。)の開発(当該ゴルフ場等の用に供するための土地の区画及び形質の変更又は建築物等を建築することをいう。)であって規則で定める行為又は水資源の利用であって規則で定める行為をしようとするときは届出が必要。 届出をしようとする者は、あらかじめ市長と自然環境保全のために必要な事項を内容とする自然環境保全協定を締結する。	環境生活課	0255-74-0033

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
妙高市	妙高市公共用財産管理条例	法定外公共物の使用、生産物の採取及び用途廃止をする場合は、届出等が必要。	建設課	0255-74-0025
	妙高市の自然環境を守る条例	妙高市内の自然環境保護地区において、国又は地方公共団体が公共の利益のためにする事業(以下「公共事業」という。)を除き、自然環境保護地区内において次の行為(以下「開発行為」という。)をしようとするときは届出が必要。	環境生活課	0255-74-0033
	妙高市妙高高原地域広告物等設置指導要綱	妙高高原地域における広告物設置について、届出を求めるもの。	建設課	0255-74-0025
五泉市	五泉市開発指導要綱	開発区域の面積が0.1ha以上の事業、若しくは開発区域の面積が0.1ha未満でも、同一の事業者が3年以内に接続する地域で、さらに開発事業を行う場合、または2以上の開発事業者が接続した地域で同時に開発事業を行う場合で合算した面積が0.1ha以上の事業を行うときは、事前に市長の承認が必要。	都市整備課	0250-43-3911
	五泉市自然環境保全条例	市が指定した保全地域において、下記の場合には市長の許可が必要。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、又は土石を採取集積し、若しくはその他土地の区画形質を変更すること 3 水面を埋め立て、又は干拓すること 4 木竹を伐採すること 5 広告物その他これに属するものを掲出し、又は設置すること 6 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの	環境保全課	0250-43-3911
	五泉市水道水源保護条例	水道水源保護地域において、下記の場合には事前協議が必要。 1.廃棄物の処理施設又は最終処分場を設置しようとする場合 2.土石類の採取を行おうとする場合(総面積が200平方メートル未満のものを除く) 3.畜産経営に係る畜房等の施設を設置しようとする場合(総面積が豚房にあっては30平方メートル未満、牛房その他にあっては100平方メートル未満の施設を除く) 4.井戸を掘削しようとする場合で、深さ30メートル以上(水道水源井の中心からの直線距離が100メートルに満たない場合にあっては、深さ5メートル以上)の井戸を掘削しようとする場合 5.水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置しようとする場合 6.その他水道水源の水質汚濁を招くおそれがあると市長が認める事業又は行為を行う場合	上下水道局	0250-58-6653
	五泉市公共用財産管理条例及び同施行規則	法定外公共物を使用等する場合は、届出が必要。	都市整備課	0250-43-3911
	五泉市文化財保護条例	市文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 ・市文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。	生涯学習課	0250-42-5195
阿賀野市	阿賀野市道路占用規則	市が管理する市道に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市道路工事承認規則	市が管理する市道に関し、道路管理者以外の者が工事及び道路の維持を行う場合は、本規則に基づく申請が必要。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市法定外公共物の取扱いに関する条例	法定外公共物使用について、下記の場合には届出が必要。 1 工作物を新築し、改築し、又は除却等の工事を行うこと。 2 農耕、草木の栽培、放牧その他これらに類する目的で使用する こと。 3 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採を行うこと。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合	建設課	0250-61-2480

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
阿賀野市	阿賀野市土地活用事業指導要綱	下記の場合は、法令による申請及び届出等の前に事業計画の概要を事前相談し、その後土地活用事業協議書を作成し市長に協議が必要。 ・「現況有姿分譲地」、「山林現況分譲地」、「菜園」又は「工作物の設置を伴わないレジャー施設用地」等、建築物等の建築を目的としない土地の区画形質の変更で従前の土地用途を他用途に変換及び活用し行う事業で、一団又は計画の一体性があると認められる土地活用事業で事業地の面積が0.3ヘクタール以上に及ぶもの。 ・事業地の面積が0.3ヘクタール未満の場合でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は2つ以上の事業者が隣接地で同時に事業を行う場合でその合算した面積が0.3ヘクタールを超えるもの。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市開発行為適正化指導要綱	下記に該当する場合には、事前協議が必要。 1、一団の土地又は計画の一体性があると認められる開発事業で、面積が0.1ヘクタール以上に及ぶもの。 2、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の土地についても、客観的に居住者等の便益又は施設の維持管理等を効果的に図るため、公共施設整備が必要と認められる開発事業に対し適用する。 3、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の事業でも同一事業者が3年以内に隣接地で事業を行う場合又は2つ以上の事業者が隣接地で同時に事業を行う場合でその合算した面積が0.1ヘクタールを超える事業について適用する。	建設課	0250-61-2480
	阿賀野市文化財保護条例	市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、届出が必要。	生涯学習課	0250-62-5322
佐渡市	佐渡市景観条例	建築物、工作物、土石等の堆積、開発行為、水面の埋立て・干拓、木竹等の伐採、自動販売機、その他土地の形質の変更等に係る行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市屋外広告物条例	一定規模以上の屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則として許可が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市都市計画法施行細則	都市計画法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	建築住宅課	0259-67-7403
	佐渡市文化財保護条例	市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。	世界遺産課	0259-63-5136
	佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却 (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更 (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取又は投棄 (6) 水面の埋立て又は干拓 (7) 水路の形質の変更	世界遺産課	0259-63-5136
	佐渡島の金山包括的保存管理計画	世界遺産の構成資産及び緩衝地帯、緩衝地帯範囲外を対象とし、顕著な普遍的価値（OUV）に影響を及ぼす行為。	世界遺産課	0259-63-5136
魚沼市	魚沼市公共物管理条例	市が所有する法定外公共有物を占有する場合には、市長の許可を受けなければならない。	建設課	025-793-7990
	魚沼市消防本部開発行為等に関する消防指導要綱	魚沼市消防本部管内において開発行為等をしようとするものは、事前に本要綱に定める協議書を消防長に提出するものとする。また、指導事項を完了したときは、消防長の確認を受けるものとする。	魚沼市消防本部 警防課	025-793-0119

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
魚沼市	魚沼市自然環境保全条例	保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手しようとする日の60日前までにあらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること。 (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (5) 木竹を伐採すること。 (6) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。 (7) 新潟県が指定した最新の絶滅危惧種選定種一覧(以下「県指定絶滅危惧種一覧」という。)に選定されている植物及び市長が指定する植物を採取し、又は移植すること。 (8) 県指定絶滅危惧種一覧で選定されている動物及び市長が指定する動物を捕獲し、又は卵を採取すること。 (9) 市長が指定する地区内において、当該地区が本来の生息、生育地でない又は当該地区以外に生息、生育している動植物で、自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれのあるものとして、市長が指定する動植物の個体を放ち、又は植栽し、若しくは種子をまくこと。 (10) 次のいずれかに該当する照明、投光器具等(誘蛾灯その他の害虫駆除を目的とした照明及び防犯灯、街灯その他の昆虫採集を目的としない照明を除く。以下「照明器具等」という。)を用いた昆虫の灯火採集をすること。 ア 出力が30ワット以上の照明器具等を用いて採集する場合 イ 100メートル以内の距離で2以上の照明器具等を用いて採集する場合 (11) その他自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長があらかじめ指定した行為をすること。	生活環境課	025-792-9766
	魚沼市地下水の保全に関する条例	市内全域で井戸を掘削しようとする場合、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。 市内は、第1種保全地域(主に市街地で地下水位の低下が著しい地域)と第2種保全地域(第1種保全地域以外)があり、地域ごとに保全許可水量を制限している。また、保全許可水量ごとに揚水機の吐出口径の制限がある。	建設課	025-793-7990
	魚沼市文化財保護条例	市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等は速やかに教育委員会に届け出なければならない。	生涯学習課	025-793-7480
	魚沼市都市計画法施行細則	都市計画法及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
	魚沼市景観条例	建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、植栽・伐採、屋外の堆積に係る行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
	魚沼市景観条例施行規則	建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、植栽・伐採、屋外の堆積に係る行為で一定規模以上のものについては届出が必要。	都市整備課	025-793-7991
南魚沼市	南魚沼都市計画観光地区建築条例	第1種観光地区内においては、作業場の床面積の合計が50㎡をこえる工場(自動車修理工場は除く)と床面積の合計が15㎡をこえる畜舎は建築してはならない。 第2種観光地区内においては、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎は建築してはならない。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市宅地開発指導要綱	宅地・建売分譲等を目的とする0.1ha以上の開発行為を行う場合は事前協議等が必要。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市道路位置指定に関する指導要綱	宅地・建売分譲等を目的として0.1ha未満の団地の土地を造成し、位置指定道路を築造する場合は、事前協議等が必要。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市中高層建築物の建築に関する指導要綱	次の建築物を建築しようとする場合には、事前協議等が必要。 1 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域(地区計画のない地域)にあっては、高さ15m以上の建築物 2 近隣商業地域、商業地域、工業地域(地区計画のある地域)、用途地域の指定のない地域及び都市計画区域外にあっては、高さ18m以上の建築物	都市計画課	025-773-6662

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
南魚沼市	南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱	自然落雪式建築物を建築する場合は、落雪影響距離の基準に基づいて、屋根雪が隣接地、道路等に支障を及ぼさないように設計及び建築をしなければならない。ただし、隣接地所有者等利害関係人の承諾を得た場合はこの限りではない。	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市地下水の採取に関する条例	揚水設備を設置しようとし又は構造を変更しようとする場合には、市長の許可が必要。 地下水を採取するものは、地下水が限りある貴重な資源であるとの共通認識を持ち、地下水の保全に努めるとともに、過剰な揚水を抑制するための効果的な対策を講じるなど、市の施策に協力し節水に努めなければならない。	未来環境課	025-773-6666
	美佐島川窪地区地区計画	地区の利便性を活かした工業・流通業務地を形成するため、次の建築物等の用途の制限を定める。 (1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)住宅以外の用途を兼ねる兼用住宅 (4)ボウリング場、スケート場又は水泳場 (5)まあじゃん店、ばちんこ店、射的場その他これらに類するもの (6)建築基準法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる工場のうち、(1)から(2、4)及び(29)から(31)と同項第2号に掲げる施設(火災の危険性が大きい又は粉塵、悪臭、有毒ガス等により、著しく環境を悪化させるおそれがある工場又は施設。)	都市計画課	025-773-6662
	南魚沼市景観条例	建築物、工作物、土地の区画形質の変更、木竹の植栽・伐採及び屋外の堆積などの届け出対象行為に係る行為で、一定規模以上のものについては、行為の届出が必要。	都市計画課	025-773-6662
胎内市	胎内市開発行為指導要綱	都市計画区域内における宅地開発事業のうち、0.2ha以上の事業は許可が必要。	地域整備課	0254-43-0306
	胎内市公害防止条例	規則で定める工場又は事業場を設置しようとするときは、その設置の工事の開始の日の90日前までに市長へ協議が必要。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市文化財保護条例	市指定文化財に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可が必要。	生涯学習課	0254-47-3409
	胎内市墓地等の経営の許可等に関する条例	・墓地の設置場所は、学校、病院、その他の公共施設または住宅から概ね100メートル以上離れた土地でなければならない。 ・墓地等の敷地は、墓地等を経営しようとするものが自ら所有する土地でなければならない。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市ペット霊園の設置等に関する条例	ペット霊園を設置しようとする者又はペット霊園についてその区域の変更をしようとする者は市長の許可が必要。	市民生活課	0254-43-0309
	胎内市準用河川、普通河川等及び認定外道路管理条例	次に掲げる行為をしようとする場合は市長の許可が必要。 1.準用河川及び普通河川等の流水を占用すること 2.公共物の敷地を占用すること 3.公共物から土石その他の産出物を採取すること 4.公共物において工作物を設置すること	地域整備課	0254-43-0306
聖籠町	聖籠町都市計画法施行条例	市街化調整区域における建築物の建築行為 (都市計画法第34条第11号の規定により、許可を受ける場合の土地の区域指定及び建築可能な予定建築物の用途を定めている。)	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町特別用途地区建築条例	特別工業地区における以下の建築物についての建築制限 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 ばちんこ屋、マージャン屋、馬券・馬券販売所その他これらに類するもの 6 図書館、博物館その他これらに類するもの 7 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 8 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 9 公衆浴場、診療所 10 畜舎 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	ふるさと整備課	0254-27-2111

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
聖籠町	聖籠町宅地開発指導要綱	主として宅地開発事業に係る開発行為で、開発区域の面積が原則0.3ha以上必要な行為(法令で定められた申請を行う前)を行う場合には事前協議申請が必要。	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町公共物管理条例	下記の場合には許可申請が必要。 公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)においての以下の行為 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土砂、その他産出物を採取する場合 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 5 公共物において土地の掘削、盛土、若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採する場合 6 公共物において土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置する場合	ふるさと整備課	0254-27-2111
	聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て、掘削(土砂採取含む)、盛土及び切土で1,000㎡以上の行為を行う場合は、着手の30日前までに届出が必要。	生活環境課	0254-27-2111
	聖籠町事業の用に供する開発行為等に関する手続条例	事業の用に供することを目的として行う土地の区画形質若しくは用途を変更する行為又は事業場、工場等の工作物を設置する行為を行う場合は、事業区域を利用する権利を取得する契約の締結又は開発行為等に関係する法令に基づく許可、認可等の申請その他の行為の前に届出が必要。	生活環境課	0254-27-2111
	聖籠町火入れに関する条例	森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする場合は、火入れ開始の10日前までに許可申請が必要。	産業観光課	0254-27-2111
	聖籠町青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例	下記の場合の届出について追加事項あり ・新潟県青少年健全育成条例第22条の3第1項に規定する届出の際、以下のことを併せて提出 ○ 設置する土地又は建物所有者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	社会教育課	0254-27-2121
	聖籠町文化財保護条例	町文化財に関し、次の行為をしようとする場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2 町文化財を町の区域外に移そうとするとき	社会教育課	0254-27-2121
弥彦村	弥彦村景観創造条例	建築物、工作物、広告物、土地の形質の変更などに係る行為で、一定規模以上のものについては届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
	弥彦村都市計画法施行規則	都市計画法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則の施行に関し、届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
	弥彦村宅地開発指導要綱	開発行為に対し適切な指導と規制を行うため、届出が必要。	防災むらづくり課	0256-94-1022
田上町	田上町住宅地開発行為指導要綱	宅地分譲、建売り分譲及び賃貸住宅建築を目的とする面積が0.1ha以上の開発行為の場合は申請が必要。	地域整備課	0256-57-6223
阿賀町	阿賀町地域開発行為等指導要綱	下記の場合には届出が必要。 1 都市計画区域内で、開発面積が3,000㎡以上の事業 2 都市計画区域外で、開発面積が10,000㎡以上の事業	政策推進課	0254-92-3114
	阿賀町公共財産管理条例	法定外公共物について、下記の場合には町長の許可が必要。 1 工作物を新築し、改築し、又は除却等の工事をするとき。 2 農耕、草木の栽培、放牧その他これらに類する目的で使用するもの。 3 上記に掲げるもののほか、公共用財産をその目的外の目的で使用するもの。	建設課	0254-92-5765

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
阿賀町	阿賀町道路工事承認規則	町道において、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0254-92-5765
	阿賀町道路占用規則	町道に工作物、物件又は施設を設け継続して道路及び道路敷地を使用する場合は、本規則に基づく許可が必要。	建設課	0254-92-5765
	阿賀町文化財保護条例	・町指定文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 ・町指定史跡・名勝・天然記念物の指定地域の土地について所在、地番、地目又は地積に異動があったときは所有者等は教育委員会に届け出なければならない。	社会教育課	0254-92-3333
出雲崎町	出雲崎町文化財保護条例	町文化財に関し、次の行為をしようとする場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2 町文化財を出雲崎町の区域外に移そうとするとき	教育課	0258-78-2250
	出雲崎町道路占用規則	町が管理する道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、本規則に基づく申請が必要	建設課	0258-78-2296
湯沢町	湯沢町地下水採取の規制に関する条例	【規制】 (1) 指定地域毎に井戸のケーシング口径と揚水機の吐出口径の基準を設け、その基準を超える井戸の掘削はできない。 (2) 指定地域内の一宅地又は一事業地においては、指定地域および一宅地又は一事業地の面積毎に設定された本数を超える井戸の掘削及び掘削本数を超える台数の揚水機の設置をしてはならない。 (3) 公共の用に供するもの、又は用途上特に必要かつ適当であって他の水源をもって代えることが困難であるもので、町長が必要と認めるものは、(1)(2)の規定にかかわらず、掘削できるものとする。 (4) (3)の規定を適用する場合、町長は湯沢町地下水対策委員会に諮問しなければならない。 【許可】 指定地域において井戸を掘削しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	建設課	025-784-4852
	湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱	下記の場合には法令で定められた手続きを行う前に町と協議が必要。 (1) 宅地開発事業でその規模が3,000㎡以上のもの (2) 中高層建築物の建設事業でその建築物が次の規模を有するもの ア 商業地域及び近隣商業地域、用途地域の指定のない地域、並びに都市計画区域外における建築物は、高さが18m以上のもの イ アに掲げる用途地域以外の用途地域における建築物は、高さが15m以上のもの (3) 宅地開発拡張事業又は建築物の増築事業において、その拡張後の面積又は増築後の高さが前各号に該当するもの。 (4) (2)(3)に該当する建物のうち、リゾートマンションで、その用途をホテル等に変更することにより、その地域住民、環境に影響があると予測されるもの	建設課	025-784-4852
	南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱	自然落雪式建築物を建築する場合は、落雪影響距離の基準に基づいて、屋根雪が隣接地、道路等に支障を及ぼさないように設計及び建築をしなければならない。ただし、隣接地所有者等利害関係人の承諾を得た場合はこの限りではない。	建設課	025-784-4852
	湯沢町公共物管理条例	公共物において下記の行為をする者は許可申請が必要。変更も同様。 (1) 公共物の敷地を占用すること。 (2) 公共物から土砂その他の産出物(以下「土石等」という。)を採取すること。 (3) 普通河川等の流水を占用すること。 (4) 公共物において、工作物を新築、改築又は除却すること。 (5) 公共物において、土地の掘削、盛土、切土又はその他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採すること。 (6) 公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。	建設課	025-784-4852

市町村名	条例等名称	規制の対象となる内容	担当課	電話番号
湯沢町	湯沢町道路占用規則	町が管理する道路を占用する場合、本規則に基づく許可が必要。	建設課	025-784-4852
	豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくる条例	豊かな自然と調和した美しい湯沢町をつくるため、町民、事業者が行う景観形成に係る行為について指導、又は助言をすることができる。	建設課	025-784-4852
津南町	津南町公共物管理条例	公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)において、次に掲げる行為をしようとする場合は、許可申請が必要。 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土石、その他の産出物を採取すること 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去すること 5 公共物において土地の掘削、盛土、切土若しくはその他土地の形状を変更する行為又は竹木を植栽若しくは伐採すること 6 公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること	総務課	025-765-3112
	津南町文化財保護条例	町文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	教育委員会	025-765-5511
刈羽村	刈羽村水道水源保護条例	村が指定する水源保護地域において、下記の事業を行う場合、事前協議が必要。 1 産業廃棄物処理業 2 土砂採取業 3 その他水質汚濁を招くおそれのある事業	福祉保健課	0257-45-3916
関川村	関川村自然環境保全条例	村が指定した自然環境保全地区内において、下記の行為を行う場合は届出が必要。 1 宅地の造成、土地の開墾、土石類の採取及び水面の埋立又は干拓等の形質の変更 2 建築物、その他工作物の新設、改造又は増設 3 その他自然景観の著しい変更	地域政策課	0254-64-1478
	関川村公害防止条例	大気汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場として規則で定めるものを設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の90日前までに、下記の各号について村長と協議が必要。 1 工場又は事業場の設置に関すること 2 公害防止のために必要な施設の整備、使用燃料、その他の措置に関すること 3 公害防止対策を実施するために必要な事業者の報告及び村職員の立入調査等に関すること 4 公害が発生した場合における措置、その他必要なこと	住民税務課	0254-64-1471
	関川村文化財保護条例	村文化財の所有者等が次の行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 3 村の補助金を受けた村文化財を村の区域外に移そうとするとき	教育課	0254-64-1491
栗島浦村	栗島浦村公共物管理条例	下記の場合には許可申請が必要。 公共物(普通河川等、河川管理施設、認定外道路、道路管理施設)においての以下の行為 1 普通河川等の流水を占用する場合 2 公共物の敷地を占用する場合 3 公共物から土砂、その他産出物を採取する場合 4 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 5 公共物において土地の掘削、盛土、若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為(前号の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木を植栽若しくは伐採する場合 6 公共物において土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置する場合	産業振興課	0254-55-2111
	栗島浦村火入れに関する条例	森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする場合は、火入れ開始の2日前までに許可申請が必要。	産業振興課	0254-55-2111
	栗島浦村文化財保護条例	村文化財に係る行為で、下記の場合にはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 1 現状を変更しようとするとき 2 その保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	教育委員会	0254-55-2114

土地利用規制の概要（令和8年7月）

編集・発行 新潟県土木部用地・土地利用課
〒950-8570
新潟市中央区新光町 4 番地 1
TEL 025-280-5396